

水俣市議会会議録

令和5年6月第3回定例会 (6月8日開会)
(6月29日閉会)

水俣市議会

令和5年6月第3回定例会（6月8日招集）会期日程表

（会期 6月8日から6月29日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月8日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	9日	金		休 会	議案調査
3	10日	土			市の休日
4	11日	日			市の休日
5	12日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	13日	火			議案調査
7	14日	水			議案調査
8	15日	木			議案調査
9	16日	金			議案調査
10	17日	土			市の休日
11	18日	日			市の休日
12	19日	月			議案調査
13	20日	火			午前9時30分
14	21日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（杉迫一樹君、牧下恭之君、淵上美緒君）
15	22日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（吉野誠君、高岡朱美君、桑原一知君） 議案質疑 委員会付託
16	23日	金	————	委員会	委員会審査
17	24日	土		休 会	市の休日
18	25日	日			市の休日
19	26日	月	————	委員会	委員会審査（予備）
20	27日	火		休 会	議事整理日
21	28日	水			議事整理日
22	29日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和5年6月第3回水俣市議会定例会会議録目次

令和5年6月8日（木） — 1日目 —

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
請願・陳情文書表	2
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3 議第34号 専決処分の報告及び承認について	
専第7号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	5
日程第4 議第35号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第5 議第36号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第6 議第37号 水俣市水道条例等の一部を改正する条例の制定について	8
日程第7 議第38号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	8
日程第8 議第39号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	10
日程第9 議第40号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	11
日程第10 議第41号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	12
日程第11 議第42号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	12
日程第12 議第43号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	13
日程第13 議第44号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について	14
市長の提案理由の説明	15
散 会	18

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○真野頼隆君の質問	3
1 TSMCの波及効果について	4
2 ローズフェスタについて	4
産業建設部経済振興課長の答弁	4
○真野頼隆君の再質問	5
産業建設部長の答弁	6
○真野頼隆君の再々質問	7
教育長の答弁	8
産業建設部観光スポーツ戦略課長の答弁	9
○真野頼隆君の再質問	10
産業建設部長の答弁	11
○真野頼隆君の再々質問	12
休憩・開議	13
○藤本壽子君の質問	13
1 すべての人に優しく、暮らしやすい、「インクルーシブ水俣」を目指す施策について	13
2 水俣川河口臨海部振興構想事業について	14
3 大型風力発電「肥薩ウインドファーム」の環境影響評価準備書について	14
副市長の答弁	15
○藤本壽子君の再質問	16
副市長の答弁	17
○藤本壽子君の再々質問	18
副市長の答弁	19
産業建設部経済振興課長の答弁	20

○藤本壽子君の再質問	2 - 21
産業建設部経済振興課長の答弁	22
産業建設部長の答弁	22
○藤本壽子君の再々質問	23
産業建設部長の答弁	24
福祉環境部環境課長の答弁	24
○藤本壽子君の再質問	25
福祉環境部環境課長の答弁	26
○藤本壽子君の再々質問	27
福祉環境部環境課長の答弁	29
市長の答弁	29
休憩・開議	29
○平岡朱君の質問	29
1 大規模風力発電計画について	30
2 マイナンバーカード及びマイナ保険証について	30
3 空き家等の対策について	30
市長の答弁	31
○平岡朱君の再質問	31
休憩・開議	34
市長の答弁	34
○平岡朱君の再々質問	35
休憩・開議	36
市長の答弁	36
福祉環境部市民課長の答弁	37
総合医療センター事務部総務課長の答弁	38
○平岡朱君の再質問	38
福祉環境部市民課長の答弁	39
○平岡朱君の再々質問	40
福祉環境部長の答弁	41
総務企画部地域振興課長の答弁	41
○平岡朱君の再質問	42
福祉環境部環境課長の答弁	42

○平岡朱君の再々質問	2 - 42
散 会	43

令和5年6月21日（水） —— 3日目 ——

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○杉迫一樹君の質問	2
1 水俣川の鮎を活用した地域振興及び鮎の保護について	3
2 公共施設の車いすマーク駐車スペースへの迷惑駐車対策について	3
3 今後の婚活イベント及び結婚に伴う支援について	3
産業建設部農林水産課長の答弁	4
○杉迫一樹君の再質問	5
産業建設部農林水産課長の答弁	6
産業建設部長の答弁	7
○杉迫一樹君の再々質問	8
産業建設部長の答弁	9
市長の答弁	9
総務企画部次長の答弁	10
○杉迫一樹君の再質問	11
総務企画部長の答弁	12
産業建設部長の答弁	12
○杉迫一樹君の再々質問	12
総務企画部長の答弁	14
市長の答弁	14
総務企画部地域振興課長の答弁	14
○杉迫一樹君の再質問	15

総務企画部地域振興課長の答弁	3 - 17
総務企画部長の答弁	18
○杉迫一樹君の再々質問	18
総務企画部長の答弁	19
休憩・開議	19
○牧下恭之君の質問	20
1 予防対策（带状疱疹ワクチン接種助成）について	20
2 不登校支援について	21
3 子どもの安全対策について	22
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	22
○牧下恭之君の再質問	23
福祉環境部長の答弁	23
○牧下恭之君の再々質問	24
教育長の答弁	24
○牧下恭之君の再質問	26
教育長の答弁	27
○牧下恭之君の再々質問	28
教育委員会教育課長の答弁	28
○牧下恭之君の再質問	29
教育長の答弁	30
休憩・開議	30
○淵上美緒君の質問	30
1 新型コロナワクチンについて	31
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	31
○淵上美緒君の再質問	32
福祉環境部長の答弁	34
○淵上美緒君の再々質問	35
福祉環境部長の答弁	36
散 会	37

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○吉野誠君の質問	4
1 水俣の子ども・子育て政策の考え方について	4
福祉環境部福祉課長の答弁	5
福祉環境部長の答弁	6
○吉野誠君の再質問	7
福祉環境部福祉課長の答弁	8
福祉環境部長の答弁	8
○吉野誠君の再々質問	10
休憩・開議	11
○高岡朱美君の質問	11
1 水俣市の埋蔵文化財の保存について	11
2 登下校中の児童・生徒の安全確保について	12
教育委員会教育課長の答弁	12
○高岡朱美君の再質問	13
教育長の答弁	16
○高岡朱美君の再々質問	16
教育長の答弁	17
市長の答弁	17
教育委員会教育課長の答弁	18
○高岡朱美君の再質問	19
教育長の答弁	22
○高岡朱美君の再々質問	23
市長の答弁	24
休憩・開議	24

○桑原一知君の質問	4 - 24
1 マイナンバーカードの利活用について	24
2 若年層や子育て世代が住みやすいまちについて	25
3 イノシシ・シカの被害対策について	25
福祉環境部市民課長の答弁	25
○桑原一知君の再質問	26
福祉環境部長の答弁	27
総務企画部長の答弁	28
○桑原一知君の再々質問	28
市長の答弁	29
○桑原一知君の再質問	30
市長の答弁	31
○桑原一知君の再々質問	32
産業建設部農林水産課長の答弁	32
○桑原一知君の再質問	33
産業建設部長の答弁	33
○桑原一知君の再々質問	34
休憩・開議	34
質 疑	34
日程第2 議第34号 専決処分の報告及び承認について	
専第7号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	34
日程第3 議第35号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	34
日程第4 議第36号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	34
日程第5 議第37号 水俣市水道条例等の一部を改正する条例の制定について	35
日程第6 議第38号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	35
日程第7 議第39号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	35
日程第8 議第40号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	35
日程第9 議第41号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	36
日程第10 議第42号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	36
日程第11 議第43号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	36
日程第12 議第44号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について	36

議案上程	4 - 36
日程第13 議第45号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	37
日程第14 議第46号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第15 議第47号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	40
日程第16 議第48号 水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	41
日程第17 議第49号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	41
日程第18 議第50号 農業委員会委員の任命について	42
日程第19 議第51号 農業委員会委員の任命について	42
日程第20 議第52号 農業委員会委員の任命について	42
日程第21 議第53号 農業委員会委員の任命について	43
日程第22 議第54号 農業委員会委員の任命について	43
日程第23 議第55号 農業委員会委員の任命について	43
日程第24 議第56号 農業委員会委員の任命について	44
日程第25 議第57号 農業委員会委員の任命について	44
日程第26 議第58号 農業委員会委員の任命について	44
日程第27 議第59号 農業委員会委員の任命について	45
日程第28 議第60号 農業委員会委員の任命について	45
日程第29 議第61号 農業委員会委員の任命について	45
日程第30 議第62号 農業委員会委員の任命について	46
日程第31 議第63号 農業委員会委員の任命について	46
市長の提案理由の説明	46
休憩・開議	50
質 疑	50
委員会付託	50
散 会	51

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第34号専決処分の報告及び承認についてから日程第17請第1号学校給食費に関する 請願まで17件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	7
委員会審査報告書	10
委員長報告に対する質疑	11
討 論	11
○高岡朱美君の討論	12
○桑原一知君の討論	13
採 決	13
日程第18 議第50号 農業委員会委員の任命について	14
日程第19 議第51号 農業委員会委員の任命について	14
日程第20 議第52号 農業委員会委員の任命について	14
日程第21 議第53号 農業委員会委員の任命について	14
日程第22 議第54号 農業委員会委員の任命について	14
日程第23 議第55号 農業委員会委員の任命について	14
日程第24 議第56号 農業委員会委員の任命について	14
日程第25 議第57号 農業委員会委員の任命について	14
日程第26 議第58号 農業委員会委員の任命について	14
日程第27 議第59号 農業委員会委員の任命について	14
日程第28 議第60号 農業委員会委員の任命について	14
日程第29 議第61号 農業委員会委員の任命について	14
日程第30 議第62号 農業委員会委員の任命について	15
日程第31 議第63号 農業委員会委員の任命について	15
討 論	15

採 決	5 - 15
日程第32 委員会閉会中の継続審査・調査について	17
採 決	17
閉会中継続審査・調査申出書	18
議案上程	18
日程第33 議第64号 工事請負契約の締結について	19
市長の提案理由の説明	19
休憩・開議	20
質 疑	20
委員会付託	20
休憩・開議	20
○総務産業委員長の報告	20
休憩・開議	20
○総務産業委員長の報告（続）	21
委員会審査報告書	21
委員長報告に対する質疑	22
討 論	22
採 決	22
閉 会	22

令和5年6月8日

令和5年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

令和5年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和5年6月8日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和5年6月8日午前10時0分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和5年6月29日午後0時18分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和5年6月8日（木曜日）

午前10時0分 開会

午前10時12分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	淵上 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	高岡 朱美君
藤本 壽子君	小路 貴紀君	桑原 一知君
真野 頼隆君	牧下 恭之君	田口 憲雄君
松本 和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（橋本 晃君）
主 任（宮崎 聖子君）	主 任（森 ちひろ君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（中谷 衛君）	福祉環境部長（堤 茂君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総務企画部次長（岡本 夫美代君）	産業建設部次長（田中 真也君）
上下水道局長（永田 久美子君）	総合医療センター事務部総務課長（上田 敬祐君）
総務企画部市長公室長（白本 亮君）	総務企画部総務課長（岩井 浩昭君）
総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）	

○議事日程 第1号

令和5年6月8日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第34号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

第4 議第35号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第36号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第37号 水俣市水道条例等の一部を改正する条例の制定について

第7 議第38号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

第8 議第39号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第9 議第40号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第10 議第41号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

第11 議第42号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

第12 議第43号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第13 議第44号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について

令和5年6月第3回水俣市議会定例会請願・陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
請第1号	学校給食費に関する請願について	水俣市葛渡260番地2 新日本婦人の会水俣支部 代表 久木田尚子	藤本 壽子 杉迫 一樹 高岡 朱美 平岡 朱誠 吉野 誠	厚生文教
陳第1号	加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情について	水俣市桜井町2丁目 2-28 みなまた健康友の会 会長 森下 孝子		厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（岩村龍男君） おはようございます。

ただいまより、令和5年6月8日第3回水俣市議会定例会を始めます。今定例会よりタブレッ

トを導入いたします。高岡市長をはじめ執行部の皆様、そして各議員におかれましては、どうぞタブレットの使用をよろしくお願いいたします。

開会

午前10時0分 開会

○議長（岩村龍男君） ただいまから令和5年第3回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（岩村龍男君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した請願及び陳情各1件は、議席に配付の請願・陳情文書表記載のとおり、厚生文教常任委員会に付託します。

次に、本日、市長から、地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告1件、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費の報告1件、次に地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づく事故繰越の報告1件、次に地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく水俣市土地開発公社の経営状況報告1件、以上4件の報告が提出されましたので、議席に配付しております。

次に、監査委員から、令和5年2月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、中谷総務企画部長、堤福祉環境部長、本田産業建設部長、岡本総務企画部次長、田中産業建設部次長、白本市長公室長、岩井総務課長、柿本地域振興課長、小島教育長、永田上下水道局長、上田総合医療センター事務部総務課長、以上の出席を要求いたしました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩村龍男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において杉迫一樹議員、田口憲雄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（岩村龍男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和5年6月第3回定例会（6月8日招集）会期日程表

（会期 6月8日から6月29日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月8日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	9日	金		休 会	議案調査
3	10日	土			市の休日
4	11日	日			市の休日
5	12日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	13日	火			議案調査
7	14日	水			議案調査
8	15日	木			議案調査
9	16日	金			議案調査
10	17日	土			市の休日
11	18日	日			市の休日
12	19日	月			議案調査
13	20日	火			午前9時30分
14	21日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
15	22日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
16	23日	金	————	委員会	委員会審査
17	24日	土		休 会	市の休日
18	25日	日			市の休日
19	26日	月	————	委員会	委員会審査（予備）
20	27日	火		休 会	議事整理日
21	28日	水			議事整理日
22	29日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（岩村龍男君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月29日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定いたしました。

日程第3 議第34号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

- 日程第4 議第35号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第36号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第37号 水俣市水道条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第38号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議第39号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第40号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第41号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第42号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第43号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第44号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第3、議第34号専決処分の報告及び承認についてから、日程第13、議第44号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更についてまで、11件を一括して議題とします。

議第34号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

水俣市長 高岡利治

専第7号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

専第7号

専 決 処 分 書

令和5年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月17日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

電力・ガス・食料品等価格高騰の緊急支援、5月の大雨による災害復旧等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和5年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142,559千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,942,515千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,344,063	136,332	2,480,395
	1 国庫負担金	1,894,372	1,667	1,896,039
	2 国庫補助金	444,322	134,665	578,987
15 県支出金		1,599,281	1,879	1,601,160
	2 県補助金	716,352	1,879	718,231
19 繰越金		1	748	749
	1 繰越金	1	748	749
21 市債		1,063,500	3,600	1,067,100
	1 市債	1,063,500	3,600	1,067,100
補正されなかった款に係る額		10,793,111		10,793,111
歳 入 合 計		15,799,956	142,559	15,942,515

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 民生費		5,552,112	139,059	5,691,171
	1 社会福祉費	3,157,886	132,786	3,290,672
	2 児童福祉費	1,851,807	6,273	1,858,080
10 災害復旧費		60	3,500	3,560
	2 公共土木施設災害復旧費	59	3,500	3,559
補正されなかった款に係る額		10,247,784		10,247,784
歳 出 合 計		15,799,956	142,559	15,942,515

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 2,500				千円 4,300			
過疎対策事業	380,200				382,000			
補正されなかった事業に係る額	680,800				680,800			
計	1,063,500				1,067,100			

議第35号

水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和5年6月8日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。
第2条中

一部負担金	医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額 ただし、次の各号に係る自己負担額は、一部負担金とみなす。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2の規定による育成医療、更生医療及び精神通院医療 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第70条の規定による療養介護医療 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の20の規定による障害児施設医療	を
-------	--	---

一部負担金	医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額（他の法令等により国又は地方公共団体の負担により給付されるいわゆる公費負担医療がある場合は、その額を控除した額）	に
-------	---	---

改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例は令和5年4月1日（以下「適用日」という。）以後の保険診療に係る医療費について適用し、適用日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業補助金交付要領の改正に伴い助成対象者が拡大されたため、本案のように制定しようとするものである。

議第36号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和5年6月8日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例
水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

牧ノ内団地	昭和36年度 平成27年度～令和元年度	水俣市牧ノ内95番1 水俣市牧ノ内69番1 水俣市牧ノ内69番3	簡易耐火平屋 低層耐火2階	59	を
-------	------------------------	--	------------------	----	---

牧ノ内団地	平成27年度～令和元年度	水俣市牧ノ内95番1 水俣市牧ノ内69番1 水俣市牧ノ内69番3	低層耐火2階	55	に
-------	--------------	--	--------	----	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

牧ノ内団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第37号

水俣市水道条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月8日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市水道条例等の一部を改正する条例

(水俣市水道条例の一部改正)

第1条 水俣市水道条例(平成10年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第22条中「10円未満」を「1円未満」に改める。

(水俣市下水道条例の一部改正)

第2条 水俣市下水道条例(平成3年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項ただし書中「10円未満」を「1円未満」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(提案理由)

令和5年10月1日から施行される消費税の適格請求書等保存方式に対応するため、本案のように制定しようとするものである。

議第38号

令和5年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

令和5年度水俣市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,302千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,992,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年6月8日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正(第4号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,480,395	20,806	2,501,201
	1 国庫負担金	1,896,039	330	1,896,369
	2 国庫補助金	578,987	18,476	597,463
	3 委託金	5,369	2,000	7,369
15 県支出金		1,601,160	△5	1,601,155
	2 県補助金	718,231	△371	717,860
	3 委託金	85,567	366	85,933
18 繰入金		369,330	△191	369,139
	1 基金繰入金	369,330	△191	369,139
19 繰越金		749	10,482	11,231
	1 繰越金	749	10,482	11,231
20 諸収入		220,687	10	220,697
	4 雑入	208,714	10	208,724
21 市債		1,067,100	19,200	1,086,300
	1 市債	1,067,100	19,200	1,086,300
補正されなかった款に係る額		10,203,094		10,203,094
歳入合計		15,942,515	50,302	15,992,817

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		143,341	△708	142,633
	1 議会費	143,341	△708	142,633
2 総務費		2,105,336	12,386	2,117,722
	1 総務管理費	1,747,500	4,961	1,752,461
	2 徴税費	195,782	8,532	204,314
	3 戸籍住民基本台帳費	88,022	951	88,973
	4 選挙費	35,347	50	35,397
	5 統計調査費	12,489	△2,851	9,638
	6 監査委員費	26,196	743	26,939
3 民生費		5,691,171	△2,911	5,688,260
	1 社会福祉費	3,290,672	2,748	3,293,420
	2 児童福祉費	1,858,080	△2,706	1,855,374
	3 生活保護費	542,419	△2,953	539,466
4 衛生費		1,853,723	14,351	1,868,074
	1 保健衛生費	466,233	2,225	468,458
	2 清掃費	841,435	1,044	842,479

	4 環境対策費	119,602	11,082	130,684
5 農林水産業費		505,143	△688	504,455
	1 農業費	279,614	△3,898	275,716
	2 林業費	189,696	2,998	192,694
	3 水産業費	35,833	212	36,045
6 商工費		432,821	3,646	436,467
	1 商工費	432,821	3,646	436,467
7 土木費		1,140,008	665	1,140,673
	1 土木管理費	3,694	42	3,736
	2 道路橋りょう費	416,199	△8,875	407,324
	3 河川費	12,460	0	12,460
	5 都市計画費	513,679	9,413	523,092
	6 住宅費	190,871	85	190,956
8 消防費		434,695	1,978	436,673
	1 消防費	434,695	1,978	436,673
9 教育費		1,488,530	21,583	1,510,113
	1 教育総務費	252,075	△1,567	250,508
	2 小学校費	149,550	1,482	151,032
	4 社会教育費	191,366	5,251	196,617
	5 保健体育費	808,754	16,417	825,171
11 公債費		2,129,187	0	2,129,187
	1 公債費	2,129,187	0	2,129,187
補正されなかった款に係る額		18,560		18,560
歳 出 合 計		15,942,515	50,302	15,992,817

第2表 地方債補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方道路等整備事業	千円 27,000				千円 7,500			
緊急自然災害防止対策事業	3,500				5,500			
緊急浚渫推進事業	500				0			
過疎対策事業	382,000				419,200			
補正されなかった事業に係る額	654,100				654,100			
計	1,067,100				1,086,300			

議第39号

令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,696千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,629,240千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳

入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
6 繰入金		237,378	△10,122	227,256
	1 他会計繰入金	169,189	△5,112	164,077
	2 基金繰入金	68,189	△5,010	63,179
8 諸収入		3,144	426	3,570
	3 雑入	1,130	426	1,556
補正されなかった款に係る額		3,398,414		3,398,414
歳入合計		3,638,936	△9,696	3,629,240

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		73,156	△9,696	63,460
	1 総務管理費	40,316	△10,350	29,966
	2 徴税費	26,118	△174	25,944
	3 運営協議会費	161	402	563
	4 国民健康保険特別対策費	6,561	426	6,987
補正されなかった款に係る額		3,565,780		3,565,780
歳出合計		3,638,936	△9,696	3,629,240

議第40号

令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ865千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ477,749千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		167,190	△865	166,325
	1 一般会計繰入金	167,190	△865	166,325
補正されなかった款に係る額		311,424		311,424
歳入合計		478,614	△865	477,749

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		477,186	△865	476,321
	1 総務管理費	18,315	△1,618	16,697
	2 徴収費	5,039	753	5,792
補正されなかった款に係る額		1,428		1,428
歳 出 合 計		478,614	△865	477,749

議第41号

令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,114千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,747,852千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
7 繰入金		597,655	△5,114	592,541
	1 一般会計繰入金	597,655	△5,114	592,541
補正されなかった款に係る額		3,155,311		3,155,311
歳 入 合 計		3,752,966	△5,114	3,747,852

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		83,117	△5,114	78,003
	1 総務管理費	41,517	△1,591	39,926
	2 徴収費	9,518	△3,523	5,995
補正されなかった款に係る額		3,669,849		3,669,849
歳 出 合 計		3,752,966	△5,114	3,747,852

議第42号

令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）

（既決予定額）

（補正予定額）

（ 計 ）

	収	入	
第1款 水道事業収益	447,983千円	660千円	448,643千円
第1項 営業収益	393,959千円	0千円	393,959千円
第2項 営業外収益	54,022千円	660千円	54,682千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
	支	出	
第1款 水道事業費	386,622千円	432千円	387,054千円
第1項 営業費用	371,680千円	432千円	372,112千円
第2項 営業外費用	13,841千円	0千円	13,841千円
第3項 特別損失	101千円	0千円	101千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第7条第1号中、職員給与費「76,430千円」を「76,202千円」に改める。

令和5年6月8日提出

水俣市長 高岡利治

議第43号

令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和5年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 公共下水道事業収益	867,587千円	9,320千円	876,907千円
第1項 営業収益	439,795千円	0千円	439,795千円
第2項 営業外収益	427,791千円	9,320千円	437,111千円
第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円
	支	出	
第1款 公共下水道事業費	867,587千円	9,320千円	876,907千円
第1項 営業費用	831,349千円	9,320千円	840,669千円
第2項 営業外費用	35,138千円	0千円	35,138千円
第3項 特別損失	100千円	0千円	100千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	261,528千円	△328千円	261,200千円
第1項 企業債	64,700千円	0千円	64,700千円
第2項 出資金	106,000千円	0千円	106,000千円
第3項 負担金	201千円	0千円	201千円
第4項 補助金	90,627千円	△328千円	90,299千円
	支	出	

第1款 資本的支出	554,119千円	△328千円	553,791千円
第1項 建設改良費	164,092千円	△328千円	163,764千円
第2項 企業債償還金	389,027千円	0千円	389,027千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条第1号中「職員給与費 42,704千円」を「職員給与費 51,396千円」に改める。

(他会計からの補助金等の補正)

第5条 予算第9条中「413,721千円」を「422,713千円」に改める。

令和5年6月8日提出

水俣市長 高岡 利治

議第44号

水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について

水俣市過疎地域持続的発展計画を次のように変更することとする。

令和5年6月8日提出

水俣市長 高岡 利治

水俣市過疎地域持続的発展計画第3章中

「
さらに市内には、日本一長い運動場や徳富蘇峰・蘆花の生家、蘇峰記念館などのスポーツ・文化振興施設や、はぜのき館、久木野ふるさとセンター愛林館など地域産業の振興や地域間交流を進める施設などがありますが、今後は回遊性のある散策ルートとその条件等を検討し、教育旅行等の誘致につなげる必要があります。」

「
さらに市内には、日本一長い運動場や徳富蘇峰・蘆花の生家、蘇峰記念館などのスポーツ・文化振興施設や、はぜのき館、久木野ふるさとセンター愛林館など地域産業の振興や地域間交流を進める施設、中尾山公園をはじめとする眺望・景観に優れた公園施設などがありますが、今後は回遊性のある散策ルートとその条件等を検討し、教育旅行等の誘致につなげる必要があります。」

「
キ) 新庁舎に隣接する蘇峰公園を「徳富蘇峰先生の顕彰」の場及び周辺施設と回遊性のある「憩いの場」として整備するとともに、これにより創出された景観を市内観光スポットのひとつとして活用していきます。」

「
キ) 新庁舎に隣接する蘇峰公園を「徳富蘇峰先生の顕彰」の場及び周辺施設と回遊性のある「憩いの場」として整備するとともに、これにより創出された景観を市内観光スポットのひとつとして活用していきます。
ク) 眺望・景観が良好な観光資源である公園や観光地周辺の便益施設、レクリエーション施設等の維持管理や定期的な補修・更新により、観光資源整備及び来訪者の利便性向上を図ります。」

同計画第3章第3の表中

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション			

	湯の児・湯の鶴観光振興計画の推進 市内一円観光施設等維持管理事業、湯の鶴温泉保健センター管理運営事業、水俣観光PR事業、湯の児・湯の鶴観光誘客事業等	水俣市	
	道の駅みなまた整備事業 道の駅みなまたの整備事業、管理運営事業等	水俣市	
	市庁舎建替事業（蘇峰公園） 市庁舎の外構工事と併せて蘇峰公園を整備し周辺施設との回遊性を図る	水俣市	

を

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション	湯の児・湯の鶴観光振興計画の推進 市内一円観光施設等維持管理事業、湯の鶴温泉保健センター管理運営事業、水俣観光PR事業、湯の児・湯の鶴観光誘客事業等	水俣市	
		道の駅みなまた整備事業 道の駅みなまたの整備事業、管理運営事業等	水俣市	
		市庁舎建替事業（蘇峰公園） 市庁舎の外構工事と併せて蘇峰公園を整備し周辺施設との回遊性を図る	水俣市	
		公園整備事業 【事業内容】 公園施設、便益施設の整備、補修	水俣市	

に

改める。

（提案理由）

過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第34号専決処分の報告及び承認について、専第7号令和5年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、電力・ガス・食料品等価格高騰の緊急支援、5月の大雨による災害復旧等のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,255万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ159億4,251万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に低所得者への価格高騰緊急支援給付事業、放課後児童健全育成事業、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業外1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第35号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業補助金交付要領の改正により、助成対象者が拡大されたため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第36号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第37号水俣市水道条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和5年10月1日から施行される消費税の適格請求書等保存方式に対応するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第38号令和5年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,030万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ159億9,281万7,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整の外、第2款総務費に、マイナンバーカード交付関係経費、第4款衛生費に、省エネ家電製品買換え促進補助金、第6款商工費に、湯の見地区観光開発事業、第9款教育費に、新型コロナウイルス感染症対策学校給食会計補助金などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正として、地方道路等整備事業のほか3件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第39号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ969万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ36億2,924万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額、運営協議会費の増額、国民健康保険特別対策費の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第6款繰入金、第8款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第40号令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ86万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億7,774万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第41号令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ511万4,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ37億4,785万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款総務費において、人事異動に伴う人件費の調整を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第42号令和5年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める、収益的収入の額を66万円増額して、補正後の収益的収入の額を4億4,864万3,000円に、収益的支出の額を43万2,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億8,705万4,000円とするものであります。

補正の内容としましては、収益的収入には児童手当繰入金の増額、収益的支出には職員の人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

次に、議第43号令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を932万円増額して、8億7,690万7,000円に、収益的支出の額を932万円増額して、8億7,690万7,000円とし、令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を32万8,000円減額して、2億6,120万円に、資本的支出の額を32万8,000円減額して、5億5,379万1,000円とするものです。

補正の内容といたしましては、収益的収入において、職員の人事異動に伴う他会計補助金の増額を行っております。また、収益的支出において、職員の人事異動に伴う人件費の増額を行っております。

このほか、資本的収入において、職員の人事異動に伴う他会計補助金の減額を行っております。また、資本的支出において、職員の人事異動に伴う人件費の減額を行っております。

次に、議第44号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について申し上げます。

水俣市過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるもので、本案のように提案するものであります。

以上、本市議会に提案いたしました、議第34号から議第44号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明9日から19日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、20日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により20日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は12日正午まで、議案質疑の通告は22日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時12分 散会

令和5年6月20日

令和5年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和5年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月20日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時15分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	淵 上 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志 君）	主 幹（橋本 晃 君）
主 任（宮崎 聖子 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 18人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（中谷 衛 君）	福祉環境部長（堤 茂 君）
産業建設部長（本田 聖治 君）	教 育 長（小島 泰治 君）
総務企画部次長（岡本 夫美代 君）	産業建設部次長（田中 真也 君）
上下水道局長（永田 久美子 君）	総合医療センター事務部総務課長（上田 敬祐 君）
総務企画部市長公室長（白本 亮 君）	総務企画部総務課長（岩井 浩昭 君）
総務企画部地域振興課長（柿本 英行 君）	福祉環境部市民課長（鎌田 みゆき 君）
福祉環境部環境課長（岩田 幸哉 君）	産業建設部経済振興課長（緒方 卓也 君）
産業建設部観光スポーツ戦略課長（中村 俊彦 君）	教育委員会教育課長（設楽 聡 君）

○議事日程 第2号

令和5年6月20日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-----------|--|
| 1 真野 頼隆 君 | 1 TSMCの波及効果について |
| | 2 ローズフェスタについて |
| 2 藤本 壽子 君 | 1 すべての人に優しく、暮らしやすい、「インクルーシブ水俣」を目指す施策について |
| | 2 水俣川河口臨海部振興構想事業について |
| | 3 大型風力発電「肥薩ウインドファーム」の環境影響評価準備書について |
| 3 平岡 朱 君 | 1 大規模風力発電計画について |
| | 2 マイナンバーカード及びマイナ保険証について |
| | 3 空き家等の対策について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、令和5年3月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますので御閲覧願います。

次に本日の会議に地方自治法第121条の規定により、鎌田市民課長、岩田環境課長、赤司いきいき健康課長、丸山福祉課長、緒方経済振興課長、中村観光スポーツ戦略課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

(真野頼隆君登壇)

○真野頼隆君 皆さんおはようございます。真志会の真野頼隆です。

今回の水俣市議会議員選挙は、現職2人が落選し、新人4人全員が当選するという、今までにない厳しい選挙戦となりました。また、女性議員も、5人となり、県下14市の中で、数も割合も1位となりました。その中で、当選の榮譽を賜った16人で、これから4年間、市民の負託に応え、市が直面する様々な課題について、執行部と十分協議し、水俣市発展のため頑張っていかなければなりません。私も微力ではありますが、後輩議員の模範となるよう、これからも日々精進し、悔いのない人生を送りたいと思います。

今年度になって、世の中もコロナも収まりつつある中で、マスクの着用も自由になり、いろいろなイベントが本格的に復活に向けて始動しています。みなまたローズマラソンも4年ぶりに再開され、市内外から600名を超えるランナーが健脚を競いました。また、恋龍祭みなまた港フェスティバルでは、議員全員が市民総おどりに参加し、ようやく通常に戻りつつあると実感したところです。

社会に目を転じますと、熊本は、TSMCの菊陽進出の話題で持ち切りであります。半導体産業は、1980年代には、日本が世界のナンバーワンと言われるぐらいトップシェアを占めていましたが、その後、日米半導体摩擦により、主流がアメリカに移り、それから、中国、韓国、台湾へと移っていきました。

半導体は今や私たちの生活に欠かせないものであります。もし、半導体がないと、私たちの生活はどうなるのでしょうか。携帯が使えなくなる、また、家電製品の多くが使えなくなる、そして、今後のテクノロジーの進歩が止まってしまい、社会的な大混乱を招くことになってしまいます。

TSMCはどんな企業かというと、世界の半導体受託生産の半分を占めていて、時価総額は、トヨタの2倍以上の63兆円で、加えて、TSMCのすごいところは、世界最高水準の技術、世界とつながるネットワーク、40%の営業利益率を誇る収益性の高いビジネスモデルにあると言われています。そんな企業が熊本に進出してくるということで、このチャンスをいかにものにするのかと考え、今回取り上げてみました。

また、水俣市内外から最も人を呼べるものは何かと考えた場合、やはりバラ園ではないかと思い、ローズフェスタも取り上げました。

それでは先の通告に従い、順次質問いたしますので、執行部の明解なる答弁よろしく願います。

たします。

1、T S M Cの波及効果について。

①、半導体受託製造の世界最大手、台湾積体回路製造T S M Cの熊本進出による水俣への波及効果としてどのようなことが考えられるか。

②、熊本における半導体関連企業には、どういったものがあるか。

2、ローズフェスタについて。

①、ローズフェスタ期間中に行われるイベントにはどんなものがあるか。今年の春における期間中の来場者数はどれくらいか。

②、各イベント開催の日程調整はどうなっているか。

③、イベント開催時の課題をどう捉えているか。

④、春のローズフェスタと秋のローズフェスタの違いをどう分析するか。

⑤、ローズフェスタ期間中の関連イベントとして、ローズマラソンを認識しているか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 緒方経済振興課長。

（産業建設部経済振興課長 緒方卓也君登壇）

○産業建設部経済振興課長（緒方卓也君） 初めに、T S M Cの波及効果について、順次、お答えします。

まず、半導体受託製造の世界最大手、台湾積体回路製造T S M Cの熊本進出による水俣への波及効果として、どのようなことが考えられるかとの御質問にお答えします。

T S M Cについては、2024年12月の生産開始に向け、熊本県菊陽町に工場を建設中ですが、本市におきましては、T S M Cの進出を好機と捉え、世界へつながる水俣のビジョンの推進により、波及効果の最大化を図ることとしております。

そのため、今年1月には、T S M Cの進出に伴う波及効果発現のための支援についての要望書を蒲島知事に直接お渡しし、3月県議会において、蒲島知事から、水俣市を「半導体関連人材育成拠点と位置付け、しっかりと支援していく」との力強い答弁をいただいております。

また、2月には、本市における関連施策の方向性を定めた水俣市における台湾T S M C歓迎イニシアティブ（ウィズ水俣）を策定しました。

具体的な取り組みとしては、本市の誘致企業である株式会社アスカインデックスが全国に先駆けて、半導体人材育成研修を行っていることから、研修誘致の拡大について、同社や県と協議を重ねております。

また、水俣高校を初めとした県立高校での半導体関連学習の導入や、同社での研修実施についても、県に要望し、既に5月26日には、水俣高校が県立高校初となる、株式会社アスカインデックスでの実習を行ったところであり、ほかの県立高校の研修実施についても、県への働きかけを行っております。

そのため、観光地としての特色を踏まえ、今後増加が見込まれる台湾人観光客の誘致促進に向けた施策を展開するとともに、ワーケーション受入れのプロモーションについても検討を進めているところです。

このように、本市では、半導体人材育成拠点として、本市が広く認知されること、さらには、交流人口の増加による外貨獲得が一番の波及効果であると考え、取組を進めております。

次に、熊本における半導体関連企業にはどういったものがあるかとの御質問にお答えします。

半導体関連企業は、裾野が広く、半導体の製造に直接関わる企業のほかにも、製造装置をつくる企業や、クリーンルーム等の設備保守、原材料や素材を提供する企業等、様々な企業が存在します。

また、半導体製造には、複数の製造工程があり、通常、特定の技術に特化した企業が工程ごとの役割を担っております。

このようなことから、県内にも様々な半導体関連企業が存在するため、主なものをお答えします。

まず、本市の株式会社アスカインデックスでは、バンピングと呼ばれる工程や、一部の回路の設計、JNC株式会社や熊本オキシトン株式会社では、材料や各種ガスの供給を行っております。

また、芦北町の株式会社テラプローブでは、ウエハと呼ばれる回路のテストを行っております。

県北地域には、多数の企業が集積していますが、その中でも、規模の大きな製造企業としては、システムLSI等の製造を行うルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社、高電圧・大電流を扱うパワー半導体を製造する三菱電機株式会社パワーデバイス製作所、カメラ等に使用されるCMOSと言われるセンサーを製造するソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社等があります。

そのほか、半導体製造装置をつくる会社として、東京エレクトロン九州株式会社があります。これら大規模工場以外にも、様々な役割を担う中小企業が県内に多数存在しており、県内の半導体関連企業の総数は211社と、福岡県の385社に次ぐ九州第2位の企業数となっております。

○議長（岩村龍男君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問に入ります。

今年1月に、TSMCの進出に伴う波及効果発現のための支援についての要望書を蒲島知事に提出し、知事から、水俣市を「半導体関連人材育成拠点と位置づけ、しっかり支援していく」との力強い答弁をいただき、私も心強く思っております。

また、半導体産業は、慢性的に人材が不足していることから、半導体実務研修センターを持つ株式会社アスカインデックスがある水俣市は、その強みを十分に生かしていかなければなりません。

既に、水俣高校生が株式会社アスカインデックスでの実習を行っているようですが、さらに踏み込んで、水俣高校に半導体コースなるものが設置できれば、恐らく国内初であり、県内はもとより、全国から生徒が集まり、高校の存続にもつながると思われまます。

そこで、これからの日本の将来を背負う若者が、水俣高校に通うメリットとして、半導体コースの設置やカリキュラムの構築について、市として県に働きかけていくつもりはないか質問をします。

次に、以前、1980年代のシリコンアイランド九州の時代には、水俣にも、半導体関連企業である原精機、水俣電子、サンエレクトロニクスが存在をしました。今回のTSMCの熊本進出は、最後で最大のチャンスであると考えます。

人口減への歯止め、雇用の確保という視点に立って考えれば、この機会に、たとえ小規模でもいいから、半導体関連企業の誘致を進めるべきだと思いますが、市として半導体関連企業の誘致を行う予定はないか、質問をします。

それに、TSMCの熊本進出により、会社関係者はもとより、熊本でもマスメディア等を通じて、台湾の紹介がされるように、台湾でも、熊本のことが紹介されるでしょうし、航空路線も、以前から熊本、高雄間に加え、熊本、台北間も開通しました。また、今朝の熊日には、9月からスターラックスに加え、チャイナエアラインも就航し、週5往復となれば、台湾からの一般観光客が増えることは明らかであります。

恐らく水俣市も、台湾からの観光客誘致に向けて、台湾人向けモニターツアーを実施されたとと思いますが、そのことを今後の水俣市の観光振興にどのように生かしていくのか、質問します。

質問は以上3点です。

○議長（岩村龍男君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 真野議員の2回目の御質問にお答えします。全部で3点ございました。

まず、水俣高校における半導体コースの設置やカリキュラムの構築について、県に働きかけていくつもりはないかとの御質問にお答えします。

本市唯一の高等学校である水俣高校は、本市にとって貴重な人材育成の拠点であることから、

本市といたしましては、特色のある人材育成を進め、今後も地域に貢献いただきたいと考えております。

そのため、先ほど答弁しましたとおり、1月に蒲島知事に提出した要望書の中で、水俣高校電気建築システム科における半導体人材養成に向けたカリキュラムの再構築及び株式会社アスカインデックスにおける水俣高校生の半導体研修の実施の2項目について要望を行いました。

その結果、3月の県議会において、今年度から、同校が株式会社アスカインデックスと連携した事業を開始するとの知事答弁をいただき、その後、5月26日に水俣高校電気建築システム科の生徒が、同社で実習を行ったところです。

今後も、水俣高校における半導体関連教育のさらなる充実に向け、引き続き県への働きかけを行ってまいります。

次に、TSMC進出の波及効果を図るため、市として半導体関連企業の誘致を行う予定はないかとの御質問にお答えします。

TSMCが立地する菊陽町や周辺地域では、様々な関連企業の立地ラッシュが続いております。

本市としましては、先ほど答弁しました波及効果の最大化に向けた取組を着実に進めていくこととしておりますが、議員御質問のとおり、関連企業の立地も大きな波及効果の一つであるものと考えており、既にいくつかの企業からも問合せをいただいております。

本市としましては、市や民間の空き用地、空き施設を活用可能な企業等の誘致について、県とも情報共有しながら、誘致活動を進めてまいります。

次に、台湾人向けモニターツアーを今後の水俣市の観光振興にどのように生かしていくかとの御質問にお答えします。

昨年度末に実施した台湾人向けモニターツアーのアンケート結果を踏まえ、今後、水俣市の観光素材について整理して、台湾人向けの観光プロモーションを推進してまいります。

一方で、市内事業者においても、台湾人観光客のニーズや志向、コミュニケーションの取り方などを理解していただくことが重要であると考えております。

そこで、今年度中に、市内飲食店や宿泊施設を含む観光関連事業者を対象とした台湾人向けの接客セミナーを開催する予定です。

TSMCの進出効果をしっかり水俣市に波及させるためにも、プロモーションとブラッシュアップを同時並行で進めてまいります。

○議長（岩村龍男君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 半導体関連企業である株式会社アスカインデックスの水俣への誘致以降、企業の努力や市と県の連携により、TSMC進出の波及効果が及びにくいとされている県南にも大きな可

能性が生まれました。

高岡市長は、社会の情勢を踏まえて、昨年度はインバウンド向けモニターツアーを実施、今年度には市内飲食店や宿泊施設を含む観光関連事業者を対象とした、台湾人向け接客セミナーを予定するなど、台湾との交流促進に向け、しっかりと機運の醸成を進めておられることを評価したいと思います。

かつて行われていた競り舟の交流や、台北科技大学とのMOU、市関連企業の立地など、台湾と水俣はつながりが深く、水俣市はこれまで台湾と良好な関係を築いてきたと考えます。この関係を深め、交流を促進するためにも、市長自身が台湾訪問をして、トップセールスをする必要があると考えます。

TSMC第2工場の立地も熊本に決まり、私は、今まさに水俣の産業や観光を発展させていく好機と捉えています。この好機を逃すことなく、台湾資本の流入による市内産業の発展を実現していくために、ぜひ、市長には早い段階で、台湾の大学や現地企業を訪問し、交流のさらなる促進や、企業の誘致など、台湾本土でのトップセールスを実施していただきたいと考えます。

水俣での半導体人材育成と、台湾との交流の促進になるか否かは、今後の水俣の明暗を分けると言っても過言ではありません。市長には、これらの取組を確実に発展させていくためにも、トップセールスにより、台湾とのパイプを強固なものとしていただきたいと、強く要望をしておきます。

最後に、水俣市での半導体人材育成のさらなる取組について質問したいと思います。

半導体産業は、スマホやパソコンはもちろん、成長領域の電気自動車や、生成人工知能の使用で、まだまだ成長していきます。また、台湾の半導体企業などをつくる台湾電子設備協会の理事長も、「台湾では技術者が不足しており、日本進出で人材の確保が可能になる」と述べておられることから、いかに技術者の育成が重要であるかがわかります。

現在、NHKの朝ドラの主人公、榎野万太郎のように、小さい頃からあることに興味を抱き、その道を究める人が少しでも増えれば、立派な技術者が育ってくれるのではと期待します。

そこで、中学生を対象として、これからの成長産業である半導体に興味を持ってもらうため、夏休み期間中に、株式会社アスカインデックスにおける半導体研修や工場見学などが、市として考えられないか質問をいたします。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 真野議員の3回目の御質問にお答えいたします。

中学生を対象として、夏休み期間中に、株式会社アスカインデックスにおける半導体研修や工場見学などが、市として考えられないかとの御質問にお答えします。

地元企業である株式会社アスカインデックスにおける半導体研修や、工場見学などを通じて、

中学生が学びを得ることは、人材育成の面で、大変有意義であると考えます。

さらに、学びを得た中学生を水俣高校における半導体関連教育につなげ、半導体先進企業での活躍が期待できると考えます。

今後は、中学生の半導体に関する興味を深めるために、研修のあり方や、見学の方法等について、地元企業の協力を得ながら考えてまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、ローズフェスタについて、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 中村観光スポーツ戦略課長。

（産業建設部観光スポーツ戦略課長 中村俊彦君登壇）

○産業建設部観光スポーツ戦略課長（中村俊彦君） 次に、ローズフェスタについて、順次、お答えします。

まず、ローズフェスタ期間中に行われるイベントには、どんなものがあるか。今年の春における期間中の来場者数はどれくらいか、との御質問にお答えします。

期間中のイベントについては、バラ園や道の駅みなまた周辺で行うイベントとして、フォトコンテストやスイーツフェア、ステージイベント等があります。

また、来場者数については、今年の春は、約6万7,300人の方々に来ていただきました。

次に、各イベント開催の日程調整はどうなっているか、との御質問にお答えします。

日程調整については、ローズフェスタ実行委員会事務局と、バラ園を含むエコパーク水俣の管理者、道の駅みなまた、同時期にイベントを計画する主催者と連携し、各種イベントの調整を行っております。その際には、バラの咲き具合や、週末・連休など、集客が多く見込まれる時期を考慮するとともに、イベントが重ならないよう工夫しているところです。

次に、イベント開催時の課題をどう捉えているか、との御質問にお答えします。

ローズフェスタ期間中は、例年、多くの来場者が想定されているため、国道3号の渋滞や駐車場、トイレの混雑などを課題として認識しております。

渋滞問題については、今回、水俣警察署と協議を行ったうえで、交差点の信号機を一定期間操作いただき、熊本方面から出水市に向かう国道3号の渋滞緩和を行いました。

駐車場については、臨時的に4か所、360台の駐車スペースを確保するとともに、交通誘導のための警備員を平日は3名、休日は10名程度配置して、安全確保に努めているところです。

トイレについては、バラ園の横にあるインフォメーションセンターのトイレに集中せず、分散して利用いただくために、4か所の臨時駐車場近くのトイレを案内いたしました。今後は、各臨時駐車場において、トイレの案内版等の設置を検討してまいります。

次に、春のローズフェスタと秋のローズフェスタの違いをどう分析するかとの御質問にお答えいたします。

春はバラの花が大輪で、かつ多くのつぼみが一斉に咲き始めるため、ボリュームがあり、華やかに映る一方、秋のバラは開花する花の数が春と比較して少なくなりますが、花の色が濃く、豊かな香りを楽しむことができます。

バラ園のボリュームや施設等、様々な要因はありますが、春と秋の入場者数を比較すると、春は秋の2倍から4倍となっております。

市としましては、秋のバラ園の魅力と、ローズフェスタのこれまで以上の発信強化が必要だと考えております。

次に、ローズフェスタ期間中の関連イベントとして、ローズマラソンを認識しているかとの御質問にお答えします。

ローズマラソンは、水俣市の初夏の風物詩であり、市内外から多数のランナーが参加されるイベントであると認識しております。

今年のローズマラソンの実施につきましては、ローズフェスタ実行委員会事務局に対して、速やかな情報共有をいただきましたので、関連イベントとしてローズフェスタの広報チラシに掲載いたしました。

○議長（岩村龍男君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問に入ります。

今年の春のローズフェスタ期間中の来場者数は約6万7,300人ということで、コロナ後、大盛況だったのではないのでしょうか。

しかし、課題もいくつかあるみたいで、まずトイレですが、道の駅のトイレだけでは、まず絶対数が足りないと思います。そこで、駐車場近くのトイレを利用してもらうよう、看板の設置や、アナウンスなどで対応したいとのことでしたので、次年度からはぜひそのようにしていただきたいと思っております。

次に、渋滞の件ですが、熊本方面からエコパークに入る右折車のための信号が、時差式になっているため、対向車がいつ止まるのか分からないということと、間隔が短いため、1回につき、7、8台程度しか右折できないのではないかと思います。そのために右折レーンが、クロネコヤマトの前まで、埋まってしまうと、直進車さえも進めなくなり、大渋滞の原因になっていると思われます。

そこで、渋滞緩和のためにも、エコパーク前の信号を時差式ではなく、矢印の表示に変えてもらうよう、警察との協議ができないか質問したいと思います。できれば、ゴールデンウィークの期間中とか、ローズフェスタの期間中の土曜、日曜日だけでも間隔を長くしていただくと、1回

につき15台程度通行できるようになって、渋滞も緩和するのではないかと思います。

次に、春と秋のローズフェスタの違いですが、私も春に比べて、秋はバラの咲く量が少ないため、来場者数も少ないのだとそういうふう感じております。

では、どうやったら多くの人に来てもらえるのか。秋はスポーツの秋、食欲の秋、読書の秋、芸術の秋など、多種多様な呼ばれ方をします。その中で、屋外でのイベントというと、スポーツイベントとか、フードフェスタなどのイベントが考えられるわけです。今年の5月27日、28日に行われました恋龍祭りなまた港フェスティバルでは、たくさんの店がありまして、大変なにぎわいを感じました。できれば、秋にもそういったイベントの開催、例えば、熊本、宮崎、鹿児島、この南九州3県による、仮称南九州グルメフェスタ、そういったものを企画してはいかがでしょうか。

そこで、秋のローズフェスタを盛り上げるため、市としてどう取り組むのか質問をします。

次に、ローズマラソンの件ですが、ローズフェスタ期間中の関連イベントとして、認識していただいているということで、水俣市陸上競技協会としても、有り難いことだと思われま

す。これまで10年にわたって水俣市のスポーツ振興、観光振興につながればという思いで、水俣市陸協主催で開催されてきたわけですが、道路使用許可願いと、駐車場の確保、宿泊希望者への対応、大会前日までの準備など、様々な点で、陸協単独での開催では、マンパワー不足もあり、引き続きの開催が危ぶまれます。

また、陸協の宮崎会長は、これまでの市の協力に感謝申し上げるとともに、これからの課題に対し、市のさらなる支援を得ながら、末永く開催していきたいと考えておられます。

そこで、スポーツによるまちづくりを標榜する水俣市として、このことに対し、どう考えるか、質問します。

以上、2回目の質問は3点であります。

○議長（岩村龍男君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 真野議員の2回目の御質問にお答えします。全部で3点ございました。

まず、ローズフェスタ期間中の渋滞回避のため、矢印付きの信号機への変更など、警察への働きかけはできないかとの御質問にお答えします。

矢印付き信号機への変更については、以前警察協議しておりますが、実現には至っておりません。

当該交差点については、恒常的に渋滞している箇所でないという現状を踏まえると、矢印付きの信号機への変更を求めるよりも、今年の春に実施したように、交差点信号機の右折時間の延長を行う方が、渋滞回避には効果的だと考えております。

次に、バラの咲く量が少ない秋の集客はどう考えているのか。フードフェスタなどのイベントを同時開催することで、双方への集客につなげられるのではないかと、この御質問にお答えします。

今年の秋のローズフェスタについては、既にローズフェスタ実行委員会において、秋のバラの魅力と季節に合った催しとなるよう計画しているところです。

具体的には、バラ園のライトアップやハロウィンブースの設置、和紅茶を使用したバラ園で楽しむアフタヌーンティーの実施などを考えております。

また、期間中には、関連イベントとして、和紅茶サミットの開催も予定されております。

議員御提案のフードフェスタなどのイベントについては、実行委員会において協議してまいりたいと考えております。

次に、ローズマラソンに対し、市などからの支援等について、どのように考えているかとの御質問にお答えします。

例年、陸上競技協会主催で開催いただいておりますローズマラソンについては、本市としましても、毎年多くの皆様に参加いただいております。本市の地域振興に寄与いただいているイベントと考えております。

近年のイベント開催に際し、陸上競技協会において御苦労されていることは承知しております。

市といたしましては、現在、当日のボランティアスタッフの職員派遣やローズフェスタ関連イベントとして広く周知を図るなどの支援を行っておりますが、イベントの開催について、今後も引き続き、関係団体の声をお聞きしながら、可能な限りの支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 エコパーク入り口の信号の件ですが、矢印への変更が難しいようであれば、せめて、ゴールデンウィークやローズフェスタ期間中の土日だけでも、右折時間をさらに長く設定してもらおうよう、警察にお願いしてもらいたいと思います。平常でも、月曜から金曜日までと、土日では、信号の長さは違っております。

このことは要望をしておきたいと思います。

秋のローズフェスタに向けては、いろんな計画をされているようですが、できれば、フードフェスタが開催できればと思っております。

ローズマラソンの件ですが、市としても可能な限りの支援をしていきたいとのことですので、陸協としても感謝されていると思います。対外的な交渉事などは、市で担ってもらった方がス

ムーズにいく場合もあるし、末永く、大会を続けていくためには、やはりお互いの協力が必要なので、今後ともよろしく願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時25分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは、I's水俣の藤本壽子です。

4月23日の統一地方選挙から既に2か月が過ぎました。今回の市議選で、女性議員が5名となり、しかも、若い新人議員が増えました。女性議員は、県下の市町村のうち比率からいって、トップということでもあります。

以前、女性議員の多い神奈川県の上野原市に、女性議員の多い理由は何ですかとお伺いしたことがありました。「気候が温暖で住みやすく、市民の活動が活発です」と言われました。なるほど、水俣も、自分たちでは気づいていないけれど、様々な人たちが活躍できる、また、それを後押ししてくれる市民が住むすてきなまちに違いないと思います。この市民の負託に、私たちは応えなければならないとそう思っております。

さて、改めて会派名、I's水俣で杉迫議員とともに出発をいたしました。この名前には、水俣を愛する、そしてまた、インクルーシブ、つまり、性別、年齢、障害の有無、宗教、人種などにかかわらず、多様性を認め合う、共に生きていくという意味があります。その意味を込め、会派の名前をつけました。

第1に、水俣の皆さんに、貢献をしたいこと、それが1番です。その土台には、何より平和な日本を維持していく必要があると考えています。18日の夜、NHKの番組で、「人間はなぜ戦争をするのか」という特集がありました。もともと人間の争いに武器が、飛び道具ですが、それが現れてから、大量虐殺が行われるようになった。武器による飛距離が遠くなればなるほど、心の痛みがなくなり、戦争はエスカレートする。なるほどと思いました。今こそ、私は国に対し申し上げたいと思います。南西諸島にミサイルを配備する前に、ミサイルより強固な外交を展開し続けていただきたい。心から願って質問に入ります。

質問の1番です。

すべての人に優しく、暮らしやすい、「インクルーシブ水俣」を目指す施策について。

1、現在幼児までの子育ての相談にのる窓口は、どのようになっているか。

2、女性の社会進出に影響があると思われる選択的夫婦別姓制度の法制化については、水俣市はどのような見解を持っているか。

3、障害者の雇用促進は、どのように行われているか。

4、水俣病被害者と市民のもやい直し事業は、どういうようになっているか。

5、現在、外国からの移住者はどれくらいあり、どのような仕事をしているのか。

大項目2、水俣川河口臨海部振興構想事業について。

1、現在、工事の進捗状況はどのようであるか。

2、工事の完了は、いつごろになるのか。

3、これまで、この工事にかかった経費はどれくらいになるのか。

4、そのうち、市債になったのはどれくらいになるか。

5、今後、県、国の援助は、見込めるのか。

6、埋立跡地の利用は、具体的にどのように考えているのか。

7、工事の環境調査を行っているのか。

最後の項目です。大型風力発電「肥薩ウインドファーム」の環境影響評価準備書について、お尋ねします。

1、この準備書では、出水市に何基、水俣市に何基建設予定か。また、水俣市の対象実施区域は、準備書では何ヘクタールか。

2、水源については、準備書では黒塗りになっているが、水俣市は水源と風車の位置を把握しているか。

3、風車から1キロ以内、1.5キロ以内など、風車の影、騒音、低周波の懸念される地域があるが、市としてどのように考えるか。

4、工事に伴う車両の通行は、湯出地域、石飛地域でどれくらいになるか。

5、工事による盛土、切土の箇所がかなりになるが、土砂災害につながる危険性はないのか。

6、5月18日に行われた「肥薩ウインドファーム」の市民説明会には、どれくらいの人が集まり、水俣市役所からは、何名くらいが参加したのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

答弁よろしくお願いたします。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） はじめに、すべての人に優しく、暮らしやすいインクルーシブ水俣を目指す施策について、順次お答えします。

まず、現在、幼児までの子育て相談にのる窓口は、どのようになっているか、との御質問にお答えします。

出生後、乳幼児健診や予防接種など、子供の発達や健康に関することの相談に対しては、いきいき健康課が窓口になっております。

また、保育所等への入所に関する相談は、福祉課で行っており、福祉課に設置しております、よりそいサポートセンターでは、子育て、しつけ、児童虐待、非行などの相談に応じております。

さらに、こどもセンターも子育てに関する不安や悩みの相談窓口となっております。

最後に、教育課では、子供の就学について、保護者の不安や悩みに対し、行政・学校・家庭の協力体制を築くことを目的として、教育支援相談会を実施しております。

対象者は、次年度に小中学校に入学予定の子供の保護者、特別支援学校小中学部への就学を考えている子供の保護者などであり、例年6月と9月に相談会を実施しております。

次に、女性の社会進出などに影響があると思われる選択的夫婦別姓制度の法制化については、水俣市はどのような見解を持っているか、との御質問にお答えします。

選択的夫婦別姓制度の法制化については、本制度の所管省庁である法務省において、選択的夫婦別姓制度の導入について、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であり、国民の理解のもとに進められるべきとの考えを示されておりますので、国において適切に対応されるものと考えます。

次に、障害者の雇用促進は、どのように行われているか、との御質問にお答えします。

障害者の雇用促進は、障害者の雇用の促進等に関する法律により定められております。同法第43条では、事業主は雇用する障害者である労働者数が法定雇用障害者数以上であるようにしなければならないと定められており、法定雇用障害者数は、民間企業の場合は事業主が雇用する労働者数の2.3%、国及び地方公共団体の場合は2.6%となっております。

次に、水俣病被害者と市民のもやい直し事業は、どのようになっているか、との御質問にお答えします。

現在、水俣市で実施している主なもやい直し事業としましては、水俣病犠牲者慰霊式や火のまつりを開催しております。

また、水俣病資料館において、水俣病に関する情報発信に取り組んでおります。

なお、事業ごとの参加者数は、令和5年度水俣病犠牲者慰霊式の参列者数が約620名、令和4年度火のまつりの参加者数が約250名、令和4年度の水俣病資料館の来館者数が3万4,866名と

なっております。

次に、現在、外国からの移住者はどれくらいあり、どのような仕事をしているのか、との御質問にお答えします。

本市の外国人登録者数は、令和5年3月末で109人です。

また、熊本労働局の統計によると、水俣公共職業安定所管内における外国人労働者の主な就業先は、医療・福祉30.1%、製造業22.6%などとなっております。

○議長（岩村龍男君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をしたいと思います。

幼児までの相談窓口ということで、私も認識していなかったんですけども、よりそいサポートセンターというのが福祉課にあるということで、市民の皆さんに知っていただくきっかけになればいいなと思いました。

さて、水俣市子どもセンターにおける悩み相談などもあると思いますけれども、幼児などを持たれている保護者の中には、保護者自ら子供の居場所をつくりたいと場所を探していると聞きました。しかしながら、なかなか場所が見つからずにいるということでもあります。このような場合、市に相談にのってもらえる窓口があるのかを、まず1番目に質問したいと思います。

次に、選択的夫婦別姓制度についてですが、水俣市にも、私のところですけども、家の相続などで不利益があったという話を訴えにこられました。また、結婚したからといって、姓を変える必要があるのかと感じる、結婚歴が戸籍上に残らない、手続きが簡単など、様々な理由があります。

世界では、ほとんどの国々が選択的夫婦別姓か、婚姻に同氏、同じ名字にしなければならないということのない国、つまり、法にその規定がない国もあります。国会では、保守系議員の中に、家庭が崩壊するという主張を続けている現状でありますけれども、世論は確実に変わっています。直近では、令和3年に実施した世論調査で、現在の法制度である夫婦同姓制度を維持したほうがよい、27%、現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての制度を進めたほうがよい、42.2%、また、あくまで選択的夫婦別姓制度を求めると答えた人の割合が、28.9%であったということでもあります。

法整備のないまま、夫婦別姓を選んでいる人に対して、あくまで多様な考えに基づくものと言っても、いわれなき誤解や中傷を受けたりすることがあります。ひとりの人間の姓は、本人が基本であり、結婚した夫、子供、それぞれが個々人を尊重するということが、法制度の基本になればならないのではないかと思います。

では、子供が自分の姓について判断できないとき、どのようにするか、それこそがこの法制度の必要などころではないかと、私は、考えております。

これ以上の法制度の遅滞は、社会の損失ではないかと思しますので、そこで改めて、水俣市においても、国に対してこの制度が、進んでいくように意見を述べていただきたい、そのように思います。

これが2番目の質問です。

障害者の雇用についてですけれども、雇用後の相談をしたい場合というのは、窓口はどこになっているのかをお尋ねしたいと思います。このことで、私のところに相談にこられる方もおられるものですから、このことを3番目に質問したいと思います。

また事業者の方からは、お互いの適切なつなぎ役になってほしいという要望もお聞きしております。

次に、もやい直し事業についてですけれども、この事業は、水俣病の発生により損なわれた人々の絆、すなわち患者と行政、患者と市民、また、患者間の市民の絆をつなぎ直すことが目的ということであります。これにちなみ、自然と人間の回復を意味ととらえるという学者もおられました。ぜひ今後、事業をするにあたっては、その意味を繰り返し市民に伝えてほしい、そのように願います。

また、できれば、水俣の子供たちには、これは質問にしたいと思うんですけれども、小学校5年生での水俣病の学習だけではなく、他県に進学する前や他県に働きに行く前にですね、そのときにもぜひ、水俣病の患者さんたちの交流などを持っていただけないかということをお願いしたいと思います。

これが質問の4番です。

最後に、外国からの移住者についてです。

私の知人に日本語学校の先生がおられます。ベトナムで1年教え、その後水俣で様々な方々の悩みを聞いておられるんですけれども、その中に「転職して、介護の仕事に就きたいけれども、日本語がマスターできず、試験を受けたりするのが難しい」と聞いたりしているということでもあります。

言語の壁は、日常の生活、そして経済的に自立できるかの大きな障壁となっていると私は考えます。ぜひ、日本語を学べるところを増やしていただけないかと思いがいかがでしょうか。

これが質問の5番目です。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

順次お答えします。

まず、子どもの居場所づくりで困っている方に対する市の相談窓口は、どこになるのかというお尋ねでした。

特定の窓口は設けておりませんが、子どもの居場所づくりの相談ということであれば、福祉課で相談をお受けいたします。また、水俣市社会福祉協議会でも、同様に相談をお受けしております。その上で、御相談の内容に応じて、これらの窓口で対応できない場合は、適切な窓口等におつなぎすることになります。

次が、選択的夫婦別姓制度の法制化につきまして、市としても国に理解を求めるよう、意見を表明してほしいというお尋ねでした。

繰り返しになりますけれども、選択的夫婦別姓制度の法制化につきましては、法務省において、国民の理解のもとに進められるべきとの見解が示されております。

今後も国の動向を注視してまいります。

3点目が、雇用後の障害者の就労に関する相談窓口はどこになるのかというお尋ねでした。

社会福祉法人水俣市社会福祉事業団の障害者就業・生活支援センターが窓口となります。当センターは、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関であり、相談内容に応じて、ハローワーク等の関係機関と連携し、支援を行ってまいります。

次が、市内の学校から外に出ていく高校生などに対しての水俣病関係の交流事業等を通じた情報提供についてのお尋ねでした。

現在実施している水俣病犠牲者慰霊式や火のまつりにおきまして、水俣高校に御参加いただいております。引き続き、これらの取組を通じ、交流を進めていきたいというふうに考えております。

それから5点目が、日本語教育の施策についての取組のお尋ねでした。

市としては、現在市内の事業所に勤務している技能実習生が、日本人ボランティアサポーターと一緒に、日本の季節や文化を学んだり、レクリエーション活動を行ったりする地域日本語教室を実施しております。やさしい日本語でのコミュニケーションの場を設けているところでございます。

答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございます。

この中で、選択的夫婦別姓制度について、さらに申し上げたいと思います。今回私は、「インクルーシブ水俣」ということで質問していますが、この問題は、直接的不利益ということに加え、人の一生に影響を及ぼすものだと考えています。

さて、水俣市議会では、平成22年に、選択的夫婦別姓制度法制化を早期に実現するための意見書を採択しています。その内容をかいつまんで申し上げますが、様々な理由で名前を変えたくないと思っても、多くの場合、男性が改姓することなく、夫の姓に変えざるを得ないのが実情で

す。もちろん、同じ姓になることで、一体感を感じるなど、同一姓を希望する人も多くいます。だからこそ、現在の女性の置かれた状況を考えたとき、姓を同一にするか、別姓にするかを選択できる法改正が望まれるのではないかと。

また現在、選択的夫婦別姓に反対する意見として、同姓は伝統的であるという論調がありますが、歴史的事実として、税金と徴兵制度の実現のために、明治期から名前をつけるようになったということであり、とりたてて伝統的なことではありません。

また、夫婦別姓にすると、家族の絆がなくなるなどと主張され、この法案成立に反対する人もいます。私たちは、水俣市で夫婦別姓にしている方々に、その現状を聞きましたが、そのような事実はないということです。根拠のない批判は、反対する理由にならないと思います。

既に、私たちの住む水俣市でも、さらに全国でも、選択的夫婦別姓を待ち望む女性の声が多くあります。それは、女性が自己の氏名を保持する、自己の意思に反して氏名の変更を強要されない人格権の意味からも大きな法案になってくると思います。

ぜひとも、この水俣から、女性にとっても男性にとっても、新しい歴史の一步を開けていただきたい、これが意見書の趣旨でありました。

国が迅速に対応できるよう、ぜひ、この水俣から意見を上げていただきたいと思います。重ねて質問をいたします。

最後に、増加している水俣市の外国の方々の日本語習得のことですが、通称みなもんくらぶ、地域日本語教室をしているということです。そこには、日本語学校の資格を持つ先生は1名しかおられません。水俣には、今後、この地域日本語学校を見守っていただき、市としても外国の方々が、介護など次の仕事にチャレンジできるよう、地域日本語学校のますますの支援をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これが質問の2番です。

質問は以上ですが、最後に、日本各地で今取組があります。来られている様々な国の方々から、本場の料理を教えてもらうという交流もあるようです。

以前、国立水俣病研究センターに中国の研究者が来られたのですが、その先生一家と仲間内で懇意となり、餃子の作り方を教えてもらった思い出があります。

様々な国の方々と心の交流ができていくことは、多様な人々と共生していることであり、世界の平和の礎になることではないかと考えています。

質問はこれで終わります。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の3回目の御質問についてお答えします。

まず、選択的夫婦別姓制度の法制化につきましてですけども、再度繰り返しになりますけれど

も、法務省において、国民の理解のもとに進められるべきとの見解を示されております。

今後も、国の動向を注視してまいります。

次に、地域日本語教室のさらなる充実のための支援についての御質問ですが、地域日本語教室は、本市が地域日本語教室サポーターの皆様と一緒に取り組んでいる事業でありますので、参加される外国人のニーズを十分に把握しながら、サポーターの皆様と検討を行い、充実させていきたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想事業について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 緒方経済振興課長。

（産業建設部経済振興課長 緒方卓也君登壇）

○産業建設部経済振興課長（緒方卓也君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想事業について、順次お答えします。

まず、現在、工事の進捗状況はどのようなかとの御質問にお答えします。

令和5年5月31日現在、臨海部の護岸新設につきましては、整備延長718メートルのうち、223メートル、進捗率31%、河口部の道路構造物補修につきましては、整備延長510メートルのうち、325メートル、進捗率64%となっております。

次に、工事の完了はいつごろになるのか、との御質問にお答えします。

臨海部の護岸新設につきましては令和8年度、河口部の道路構造物補修につきましては、令和7年度の工事完了を予定しておりますが、近年の急激な物価上昇の影響や、本市が要望している工事費に対して国・県の内示金額が少ない場合もありますので、工事完了が延びることが明らかになった場合は、改めて議会に対して説明を行います。

次に、これまで、この工事にかかった経費はどれぐらいになるのか、との御質問にお答えします。

令和4年度事業については、一部、令和5年度に繰り越しておりますが、繰越分を含めると、令和4年度事業までにかかった総事業費は、実施設計費も含めて、約20億1,318万円となる見込みです。

次に、そのうち市債となったのはどれぐらいになるか、との御質問にお答えします。

令和4年度事業までの市債額は、10億3,320万円の見込みです。

次に、今後、県、国の援助が見込めるのか、との御質問にお答えします。

水俣川河口臨海部振興構想事業につきましては、国及び県に事業の趣旨を御理解いただき、補助金を活用して事業を実施しております。令和5年度におきましては、既に内示をいただい

るところであり、令和6年度以降も引き続き補助金が活用できるよう要望してまいります。

次に、埋め立てた跡地の利用は、具体的にどのように考えているのか、との御質問にお答えします。

平成30年の水俣市議会全員協議会で御説明しました内容から変更はなく、埋め立てた土地のうち、約3ヘクタールを企業誘致の用地、0.3ヘクタールを水産業用地、約1ヘクタールを道路及び水路の公共用施設用地、約0.2ヘクタールを護岸用地として活用する計画となっております。

次に、工事中の環境調査を行っているのか、との御質問にお答えします。

工事中は、汚濁防止フェンスを設置して、濁りの影響を最小限に抑え、細心の注意を払いながら、施工を進めており、毎日、目視で海水の濁り具合を確認するとともに、必要に応じて、濁度計にて濁度を計測しております。

○議長（岩村龍男君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきました。

2回目の質問をいたします。

この工事は、たしか2016年からということで、工事が始まる頃から、他の事業も含め、水俣市の経常収支は悪化しており、水俣市の一般財源の見直しをされた経緯がありました。

その折、独自で私たちも勉強会をしましたが、水俣市の市債を増やし続ける要因として、この事業があるというふうに認識しました。

ほかの要因もありましたけれども、そこで、何度も問いかけてきたわけですが、幸いなことに、主に国、環境省の方で財源を確保できるということで、水俣市にとっても、幸いなことであったのではないかと考えています。

そこで、改めてお聞きしたいのですが、この工事の国の援助のもとになっている事業は、何であり、どのような内容の事業であるのか、これが質問の1番です。

次に、埋め立てた後の跡地、誘致企業に3ヘクタールとありますね。御承知のとおり、まだこの工事の環境への影響などに懸念を持つ市民があるなかですけれども、仮にこの工事が終了したあとの使い方について、具体的に進めているのか、重ねて2番目に質問をしたいと思います。

さらに、工事終了前に、この土地の利用などについて、市民から意見を聞く機会を設けるのか、これが質問の3番目です。

御存じのとおり、エコパークの護岸には、水俣病の鎮魂のためのお地藏さんなどがあります。もともとこの地は、第1次訴訟で明らかにされたように、八幡プールからの水銀の排出により、不知火海全域に、水俣病が拡大したところでもあります。いわば鎮魂の場所ではないかと考えています。これは私の意見です。

だからこそ、これ以上の河口部における環境汚染は避けなければならないと考えています。

その上で、さらに質問します。工事中の環境調査は、業者が濁度計で計測しているということですが、その評価は誰がするのですか。

最後に、市民の中に、河口部の藻場の調査をしてほしいという要望がありますけれども、そのことについてはどのように思いますか。

質問は5ついたしました。

○議長（岩村龍男君） 緒方経済振興課長。

○産業建設部経済振興課長（緒方卓也君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

5つございましたけれども、私のほうからは、最初の2つについてお答えいたします。

まず、国の補助金の基となっている事業は何であり、その事業の内容はどんなものか、ということですが、国の補助金の基となっている事業は、環境省の水俣病総合対策施設整備費補助金交付事業です。

水俣川河口臨海部振興構想事業については、当事業の交付要綱の中で、ゼロカーボン化その他の地域の環境価値の向上を通じた、地域経済・産業基盤の強化を図るための施設の整備事業として、対象となっています。交付事業の内容といたしましては、工事費の10分の9が「環境首都」水俣・芦北地域創造施設整備費補助金として、本市に交付されており、10分の8を環境省、10分の1を県が負担しています。

次ですけれども、埋立地の3ヘクタールが企業誘致の用地になっているけれども、具体的に進められているか、ということですが、これまで複数の企業から相談や問合せをいただいておりますけれども、水俣川河口臨海部の埋立てについては、まだ工事の途中であり、具体的に進められる段階ではありません。

○議長（岩村龍男君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 藤本議員の2回目の御質問のうち、残りの3点についてお答えいたします。

工事完了前に、市民からこの土地利用について意見を聞くということはないのか、との御質問にお答えします。当初の事業計画から変更はなく、工事を進めておりますので、土地利用について、改めて意見を聞くようなことは考えておりません。

次に、工事中の環境調査における濁度計の計測結果の評価は誰が行っているのか、との御質問にお答えします。濁度計で計測した結果については、受注業者より本市の担当者へ報告がありますので、本市が計測結果を評価します。計測結果が濁度10以上の場合は、本市と受注業者で原因等について協議を行い、水質調査を実施することとしております。

次に、市民から藻場の調査をしてほしいという意見があるがいかかがか、との御質問にお答えします。本事業で整備する護岸構造は、生態系に配慮した緩傾斜護岸構造であり、既に整備が完了

している護岸については、ヒジキなどの生育を水俣市漁業協同組合と既に確認しており、藻場として有効であると認識しております。

今後も、整備が完了した護岸については、本市担当者で引き続き海藻の生育状況を確認してまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁いただきました。

3回目の質問をします。

この事業は、国の補助金の交付要綱に、ゼロカーボン化、その他の地域の環境価値の向上を通じた地域経済、産業基盤の強化を図るための施設の整備事業となっているということであり
ます。

そこで再びお伺いしますが、この3ヘクタールの産業用の用地には、この環境省が交付要綱としていることに合致したような、誘致など産業基盤をつくるという方向で考えているのかということ
を、質問の1番にします。

さらに、水質汚濁については、まだまだ埋立てが続きます。業者と水俣市での確認だけではなく、客観的に判断できるところを置くべきではないかと。これは要望にとどめますが、藻場についてはですね、もう少し質問したいんですけども、漁業者とともに、確認をされたということでも
ありますけれども、さらにですね、今後も、現在工事中の周辺などについては、どのような状況か、市民の中には、もう少し上流部の方もして欲しいというような意見もありましたけれども、このことについて、改めてまたお伺いしたいと思います。

最後に要望いたします。御存じのとおり、水銀に関する水俣条約では、世界の汚染があった場所を適正に管理することとあります。これは、水俣条約ですのももちろん御存じと思いますが、熊本学園大学の中地重晴教授によると、水俣条約12条、汚染サイトに関しては、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法の2法ですね、国の方では、対策済みだという見解でありますけれども、この水俣川河口部の八幡プールなども含めてですが、まず、汚染サイトとして評価する必要があるのではないかと
いうことを述べられておられます。

水俣市も、ぜひ、国に対し、もう一度投げかけていただきたい。この問題については、さらに、皆さん話し合っていて、国に対して意見を言っていないかというふうに思います。

これは要望にいたします。

質問は2ついたしました。

○議長（岩村龍男君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。

全部で2点ございました。

まず、産業用の用地は、環境省が交付要綱としていることに合致したような、誘致など産業基盤をつくるという方向で考えているのか、との御質問にお答えします。

本事業は、産業団地沖合を埋め立てて、新たな土地を創出し、企業誘致や水産振興などの用地として整備することとしております。

なお、企業誘致の用地については、国の補助金の交付要綱では、業種が限定されるものではありませんが、SDGs未来都市水俣として、持続可能な産業団地の形成等に向け取り組んでまいります。

次に、藻場については、今後の漁業への影響もあり、どのような状況か調査してほしいと思うがいかがか、との御質問にお答えします。

本事業は、生態系に配慮した形で護岸整備、渚造成工事を行っておりますので、繰り返しになりますが、整備が完了した護岸については、本市担当者で、引き続き海草の生育状況を確認してまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、大型風力発電「肥薩ウインドファーム」の環境影響評価準備書について、答弁をお願いします。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 岩田環境課長。

（福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 次に、大型風力発電「肥薩ウインドファーム」の環境影響評価準備書について、順次お答えします。

まず、この準備書では出水市に何基、水俣市に何基建設予定か、また、水俣市の対象実施区域は、準備書では何ヘクタールか、との御質問にお答えします。

肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書に記載される風力発電機の設置数は、出水市に9基、水俣市に18基となっております。

次に、水俣市の対象実施区域は約1,421ヘクタールとなっております。

次に、水源については、準備書では黒塗りになっているが、水俣市は、水源と風車の位置を把握しているか、との御質問にお答えします。

議員が言われる準備書の内容については、把握しております。

次に、風車から1キロ以内、1.5キロ以内等、風車の影、騒音、低周波被害などが懸念される地域があるが、市としてはどのように考えるのか、との御質問にお答えします。

議員の懸念点を含め、環境アセスメントを行っている途中であり、現在準備書の精査中です。

事業者の評価、調査等に疑問点がございましたら、市として県にお伝えしていきたいと思えます。

次に、工事に伴う車両の通行は湯出地域、石飛地域で毎日どれくらいになるのか、との御質問にお答えします。

準備書によりますと、最大時で、湯出地域が1日当たり308台、石飛地域が1日当たり28台となっております。

次に、工事による盛土、切土の箇所がかなりになるが、土砂災害につながる危険性はないのか、との御質問にお答えします。

工事は、事業者の責務において安全確保しながら実施されるものと承知しております。

次に、5月18日に行われた、肥薩ウインドファームの市民説明会にはどれくらいの人が集まり、水俣市役所からは何名くらい参加したのか、との御質問にお答えします。

説明会参加者は電源開発株式会社に確認したところ、参加者名簿記載人数は117名とのことでした。なお、水俣市役所の参加者は3名です。

○議長（岩村龍男君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきました。まず、御礼申し上げます。

1,421ヘクタールというのは、市の方で業者に聞いていただきました。水俣市の用地は、1,421ヘクタールですね、その山々には、県境の村に続き、平家の落人が住み着いたといわれる頭石があります。そして、やはり、矢筈から続く歴史の深い、招川内、観光地湯出、水俣の銘茶を生む石飛、名勝の地、亀嶺峠、この山々に基礎部分4反ほどの森林を伐採し、工所用道路の敷地に加え、130メートルの羽根を置くため、200メートルほどの森林を伐採すると聞いております。山間地の方々からは、水源への影響、水質の悪化の懸念が出されています。

先ほど質問しましたが、2回目の質問をします。

もともと水俣の山間地全体が水源地とも言えるという見解もありますが、18基の風力発電のうち、1番近い水源というのはどれくらいの距離にあるのか、また水源への影響を評価し、意見を業者に上げて欲しいと思うのがいかにか。質問の1番です。

次に、業者が提出した風車からの距離によると、1キロ以内に、頭石864メートルですけれども戸数が30戸、鬼嶽地区は754メートル、7戸と準備書にあります。それから、石飛地区861メートル、11戸という記載になっております。この地域についてはシャドーフリッカーの予測も出ているところがあります。

水俣市からの意見書には、騒音、低周波などの影響について、意見をぜひ述べていただきたいと思いますが、これについての見解をお伺いしたいと思えます。質問の2番目です。

併せて、準備書によりますと300台以上の10トン車が温泉街を通ることになってはいますが、観光地としての湯の鶴温泉に大きな打撃となると思いますけれども、これについて市の見解はいかがでしょうか。

また、工事車両などが通行しにくい所は、道路を拡張したりするという事も述べていますが、本当に可能と思うかをお尋ねしたいと思います。これで質問4番目です。

水俣の地質の専門家が、盛土、切土の箇所を、準備書に沿って丁寧に計算されました。先生は、この工事の切土は100か所になる。それから盛土は190か所になると言われました。事業者の責務において、安全確保をしながら実施されるものという答弁ですが、まず前提である土の質からして、洪水安山岩層という土台に、巨大な風力発電を設置すること自体、危険なことであります。その上、熱海市で起こった土砂崩れもあります。全国で盛土の総点検が行われました。このような状況の中です。

ぜひ、切土についても、盛土についても、水俣市も宝川内の土砂災害を一度検証していただき、業者には的確な意見を述べていただきたいと思います。これは質問の5番目です。

さて、この説明会ですけれども、市長の出席はなかったということではありますが、市長は常々、準備書が出てからということをお答えいただいていたのではないかと思います。いよいよ最終段階の準備書の説明会でありました。また、市民はじめ全国から、その時点で集まった7,457名の署名を業者に問合せ、提出されました。水俣にとって、大変な問題ではないでしょうか。改めて、出席されなかったのはなぜか、市長にお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。これが5番目の質問です。

○議長（岩村龍男君） 岩田環境課長。

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

全部で6点ございましたが、まず1点目の風車から1番近い水源地はどれくらいになるか。山間地の住民がこの水源地の異変を心配しているため、市はこのことを評価し、業者に意見を提出してほしいと思うがいかがか、との御質問でございました。

風車から最も近い水源地までの距離は約600メートルです。水源地への影響については、準備書を精査し、疑問点があれば意見を述べたいと思います。

次に2点目、風車からの距離が頭石864メートル30戸、鬼嶽754メートル7戸、石飛864メートル30戸、石飛861メートル11戸が1キロメートル以内となるが、シャドーフリッカーの影響も数字として出ているところがあるが、この地域の騒音、低周波などの影響が心配なため、市の方で意見書を提出してもらえたらと思うがいかがか、との御質問でございました。

準備書を精査し、疑問点があれば意見を述べたいと思います。

次に3点目、湯出地域を毎日308台の工事車両が通行するという事だが、観光地湯出に影響

はないか、との御質問でございました。

準備書には、車両通行による騒音については評価されており、環境アセスメントに車両通行による観光地への影響についての評価項目はありません。この点に配慮するよう意見を述べたいと思います。

次に4点目、工事車両などが通行しにくい所は、拡張すると業者は言っているが、本当に可能と思うか、との御質問でございました。

議員の御質問の内容は、事業者の計画によるものであり、これは本市でお答えする事項ではありません。

次に5点目、切土、特に盛土については、熱海での土砂災害後、総点検となった。特に土砂災害の要因になると注視している。水俣市はどのように意見書を出すのか、との御質問でございました。

配慮書、方法書の段階でも、林地開発に伴う土砂災害については意見を述べていますし、準備書においても安全性を重視するよう意見を述べたいと思います。

次に6点目ですけれども、市長は説明会に出席されたのか、の御質問でございました。

事業者が開催する説明会であり、市長は出席しておりませんが、情報収集のため本市職員が出席しております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

御存じのとおりですね、現在水俣市の車両の通行量というのは、日増しに増加していると感じます。高速道路の工事や太陽光発電の設置、森林の伐採、その他様々です。もう水俣には、心休まる地域がなくなってきているのではないかと感じております。それに加え、水源、水質への影響、土砂災害の懸念、山間地の人々の中には、「私たちは静かに、ただ静かに暮らしたいのに」という言葉を聞くことがあります。

さて、この問題ですけれども、湯出の産業廃棄物処分場問題ですね、皆さんも覚えておられると思いますが、街部の方に、この車両の通行のことで絶対反対という地域があったことを記憶しています。

改めて質問しますが、平町では、工事車両は最大、毎日どれぐらい通行することになるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、最新の報告をします。

最新の報告というのは、風力発電の建設に対し、市長が建設反対の表明をされているところが全国にあるんですけれども、その中でも最も最新になります。

6月16日、北海道小樽市の風力発電計画に、市長が建設反対の表明をされました。

昨年、無限21会派で、北海道の石狩市、小樽市に視察に行き、この計画地にも案内していただいた経緯がありました。

市長の表明の一端を申し上げます。本市は、令和3年5月にゼロカーボンシティー小樽市を表明し、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことにしており、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進する立場であります。一方、再生可能エネルギーの推進に当たっては、将来を見据えながら、生活環境及び自然環境の保全との調和を図ることは欠かせないものと考えており、この点を踏まえながら、これまで個別の事案ごとに、ケースバイケースで対応してきています。

令和2年の配慮書縦覧の段階から、本市に自然環境、低周波による健康被害、景観などへの影響を懸念する声、建設に反対する声が多く寄せられる状況にありましたことから、方法書段階から、北海道知事あてに、本市としては、住民の不安、理解が得られない場合、準備書段階においては、本事業の計画を認めることはできない、との立場でありました。

そして、これまで2度、私は現地を視察、準備書にも目を通し、議会も市民の陳情を受け、令和4年第4回定例会で、市民の陳情を受けられた後、この計画を進めるべきではないということを選択しました。

よって、市民の総意として是認することはできないという立場に立った、と表明されました。

この市長の表明なんですけれども、私は山間地を回り、ずっと意見をお聞きしておりますが、まず言われるのは「電気は足りんな」ということですね。何より多かったのが、太陽光発電による森林の伐採、また、山々が大規模に伐採されることで、災害が起こらないかを心配している、という声が多くありました。

今現在、準備書への市民の方々からの意見が多く上がっているとのこと。また心配された全国の方々からも意見書の提出が多くあると聞いております。

市長には、ぜひ、市民の声に耳を傾けていただき、また、寄り沿っていただき、業者にも県に対しても、毅然とした意見を表明していただきたくと思いますが、いかがでしょうか。

質問は以上ですが、市長に答弁をいただきたく思います。

○議長（岩村龍男君） 岩田環境課長。

○議長（岩村龍男君） やじの方は、やめていただきたいとします。

やじの方、やめていただきたいとしますので退場していただけますか。

それでは警告で。

よろしく申し上げます。

それでは、岩田環境課長。

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。

全部で2点ございましたがそのうち、1点目について私の方からお答えします。

まず1点目、街部平町などで毎日何台ぐらいの工事車両が通行するのか、という御質問でございました。

先ほどもお答えしましたが、湯出地域を通行する工事車両は、平町も通行してきたと推定されるため、1日当たり308台と思われまます。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） この風力発電に関して、反対を表明したらどうか、という質問ですが、議員が言われる環境影響に対する懸念というのは、環境アセスメントという制度がございます。

先ほどもお答えいたしましたけれども、この制度を活用いたしまして、準備書を精査して、県に対して必要な意見を述べていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平岡朱議員に許します。

（平岡朱君登壇）

○平岡 朱君 こんにちは。日本共産党の平岡朱です。

改選後初めての質問となります。誰もが安心して暮らし続けられるまちを目指し、また、全ての水俣病被害者の救済を目指し、今期も精いっぱい頑張りたいと思います。

さて、テレビや新聞でも報道されましたが、6月14日、水俣市は水俣病の原因企業チッソが有毒な工場排水を海に流した百間排水口の樋門を撤去すると明らかにし、大変驚きました。

百間排水口は水俣病原点の地です。現在は、排水口としての役割は終えているものの、当時の吉井市長は水俣病の遺産として残すとしていました。このような経緯があって、保存されてきたものを被害者団体や市民に相談もなく、撤去作業を進めようとした市の姿勢に、連日怒りのメッセージが届いています。理由が老朽化であるにせよ、その進め方は、あまりにも乱暴ではないでしょうか。

水俣にも、全国にもまだ多くの被害者がおられます。二度と自分たちのような被害者を出さないことを願い、語り部活動をしたり、全国から環境を学びに来る方を受入れ、頑張っておられる人たちもいます。

水俣病の教訓を伝えていくためにも、あの場所に当時の姿で存在することに意味があります。老朽化対策については、知恵を出し合い、患者さんや市民の声を最大限尊重し、進めていただくことを願い、以下、質問に入ります。

大項目1、大規模風力発電計画について。

①、水俣市で大規模な風力発電事業を計画している3つの事業者は、環境アセスメントの手続において、現在、どのような状況か。

②、5月18日に、電源開発による環境影響評価準備書の説明会が開催されたが、説明は不十分であると感じた。さらなる住民説明会が必要だと思うが、市の認識はいかがか。

③、この大規模風力発電事業が、環境モデル都市にふさわしい計画かどうか。現時点での市の認識はいかがか。

大項目2、マイナンバーカード及びマイナ保険証について。

①、現在の申請率、交付率はどのような状況か。

②、水俣市において、マイナンバーカードに関する不具合やトラブル等の状況は発生していないか。

③、この間のシステム不具合等の報道を受け、返納を希望する市民は出てきているか。

④、総合医療センターにおけるマイナ保険証の利用はどのような状況か。

⑤、総合医療センターにおいて、マイナ保険証利用時の保険証の資格確認及びカードやカードを読み込む際の機械の不具合等は起きていないか。

⑥、来年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードとの一体化を図る改定マイナンバー法が成立したが、マイナンバーカードを取得しない、または取得できない市民の健康保険証の扱いは今後どのようなようになるか。

大項目3、空き家等の対策について。

①、現在、市内に空き家は何件あるのか、また、空き家の除却について、どのような支援制度があるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 初めに、大型大規模風力発電計画について、順次お答えします。

まず、水俣市で大規模な風力発電事業を計画している3つの事業者は、環境アセスメントの手続において、現在どのような状況か、との御質問にお答えします。

本市で計画されている風力発電事業のうち、電源開発株式会社の（仮称）肥薩ウインドファームについては、本年5月9日に環境影響評価準備書が発行され、現在は準備書の縦覧が終了し、意見書の受付を行っている段階です。

他の2社であるジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の（仮称）大関山風力発電事業及び日本風力サービス株式会社の（仮称）出水・水俣ウインドファームについては、環境影響評価方法書の段階は終了しておりますが、準備書の発行時期については承知しておりません。

次に5月18日に、電源開発による環境影響評価準備書の説明会が開催されたが、説明は不十分であると感じた。さらなる住民説明会が必要だと思うが、市の認識はいかがか、との御質問にお答えします。

電源開発は、準備書説明会が行われた場で、地域説明会を開催する予定であるとのことでしたので、そのように事業者働きかけたいと思います。

次に、この大規模風力発電事業が環境モデル都市にふさわしい計画かどうか、現時点での市の認識はいかがか、との御質問にお答えします。

風力発電事業は、CO₂削減という意味で有効と考えます。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 答弁にありましたように、現在、環境影響評価の準備書の段階にあるのが、電源開発です。5月18日に行われた説明会に私も参加しましたが、住民の疑問や不安が払拭できるような説明会ではありませんでした。

準備書の縦覧期間は6月9日まででした。膨大な準備書を何度も見に行きましたが、疑問や不安は深まるばかりです。

例えば、風車の基礎部分。風車の大きさは、地上から150メートルとされています。熊本城の天守の高さが約30メートルなので、熊本城の5倍の高さです。とんでもなく大きいことがわかります。しかし、このとんでもなく大きな風車を支えるくいの深さすらわかりません。準備書にも載っていませんでした。方法書の際にも様々意見が出され、その意見に対する事業者の見解というところでは、「本事業の実施に当たっては、地域住民の皆様の御理解が不可欠だと考えております。環境影響評価手続や説明会等を通じて、十分に御理解をいただけるように、コミュニケーションを図ってまいりたいと考えております」という、この文言が、何度も何度も繰り返して出てきます。

にもかかわらず、電源開発は、5月18日の住民説明会の後、その後の説明会には今のところ、応じていません。5月25日に、市民団体とともに電源開発に対し、再度の説明会開催を求める申入れ書を提出しました。電源開発からは、約20日後、ようやく返事が来ました。しかし、「今後は、関係する地区ごとに個別での説明会を考えている」との内容でした。

準備書の縦覧期間が終わり、意見書提出の期限が迫っています。意見書は、6月26日が提出締切日となっています。

私たちは、その前に、意見書の提出前に再度説明会を開いてほしいと要望しましたが、返事では、いつ開催されるのかははっきりしません。住民の皆さんそれぞれに聞きたいことが残っています。

そこで、1点目の質問です。

電源開発に対し、意見書の提出に間に合うよう、早めに、そして住民誰もが参加できる形での説明会を開催するよう水俣市からも再度求めていただけないでしょうか。

まずこれが1点目の質問です。

また、この事業が、環境モデル都市にふさわしい計画かどうかですが、答弁されたように、確かに、再生可能エネルギーとしてCO₂の削減に寄与するかもしれませんが、しかし、本事業で、工事用の道路も含め、トータルでどれだけの森林が伐採されるか計り知れません。災害のリスクもあります。

私は、再生可能エネルギーそのものを否定しているわけではありません。原発や石炭火力に代わるエネルギーは必要であると思っています。しかし、本計画は、準備書の中身を見ても、水俣市民の生活に被害のリスクを与えるだけです。次世代のためにも、環境モデル都市水俣としても、中止させるしかないと考えています。

懸念していることは、幾つかありますが、まずは地質についてです。令和3年の6月議会で、高岡朱美議員が、「メガソーラーなど、林地開発を伴う再生可能エネルギー事業者への規制について」の質問の中で、2009年に熊本大学の地質専門家を含む研究者らが発表した論文を紹介されています。その論文に、「特に九州南部は、多種多様な火山岩や堆積岩・変成岩といった地質体が複雑に存在することに加えて、台風や梅雨前線による豪雨の出現頻度が極めて高いことから、我が国屈指の土砂災害多発地域の一つとなっている」との指摘があります。

また、私の以前の一般質問においても、水俣で地質学を専門としておられる長峰智先生の長年の研究における指摘を紹介しております。キャップロック構造と言われる水俣の山間地の地形的特徴は、土砂災害の素因となる地形であること。実際に、キャップロック構造の急傾斜地で、平成15年7月豪雨では、表層崩壊などの土砂災害が多数発生したこと。また、計画地である大関山や鬼嶽周辺の安山岩溶岩は、山麓の湧水の水タンクの役割を果たしており、風力発電事業によ

り、地下水への影響が心配されること。さらには、風車の設置予定範囲のほぼ全域が、水源涵養保安林や土砂流出防備保安林であり、この事業により保水力の低下を招き、土砂災害のリスクを増大させること。このようなことを指摘されています。これらの内容は、水俣市の職員の皆さんとも学習会を行い、長峰先生から水俣市に対し、申入れ書も提出されています。

そこで、2点目の質問です。

水俣市は、配慮書の段階で地質について意見を言っているのか、そして3点目に、電源開発の配慮書の段階で、市民から出されていた地質についての懸念が、準備書においては反映されていなかったのですが、このことについてどう思われるかお聞きします。

これが3点目です。

懸念していることは、ほかにもあります。

環境省のカテゴリーで絶滅危険度が高いとされる絶滅危惧IB類に位置づけられているクマタカの存在です。熊本県の絶滅のおそれがある野生動植物が掲載されたレッドデータブック熊本にも載っています。電源開発のクマタカ調査の中で、クマタカが9ペア生息し、営巣場所も特定されています。9ペアもの確認は、この地域の自然の豊かさを表すものにほかなりません。

今回、電源開発の準備書の中に、驚きの記述がありました。クマタカの衝突リスクです。準備書には、最大年間衝突個体数が0.05以上のペアが3つあるとの記載があります。風車に鳥が衝突する頻度を予測する数理モデルのうち、球体モデルと言われる方法で計算すると、3か所とも20年以内にクマタカは衝突によりいなくなるということになります。また、とんでもないことに、うち1か所においては、2年以内に1羽衝突すると予測されるところもあります。事業者自身がつくった準備書の中でさえ、衝突によりクマタカがいなくなってしまう危険性が示されています。

また今回、方法書から準備書に至るまでの間に、2つの地域において、クマタカの営巣地があるとの理由で建設を断念されています。クマタカの生存は、営巣地だけ守れば良いというのではなく、餌場など、行動圏全体が保全されるべきです。今申し上げたクマタカに関しての意見は、一昨年から今年6月にかけて、市民が実施した調査を基に、意見書としてまとめ提出する予定です。さらに、日本野鳥の会からも、事業者に対し、意見書が提出されると聞いています。クマタカだけではなく、絶滅危惧種である水俣の様々な動植物を守るためにも、計画は中止すべきと考えます。

そして、水俣は公害を経験したまちです。水俣病の教訓は、予防原則に立つことです。土砂災害や人体への健康影響、希少生物への被害など、幾つもの懸念がある中で、事業を推し進めるのは、水俣病の教訓を生かしているとは言えません。水俣の環境モデル都市づくりは、水俣病を生かしたものであるべきです。

このほか、市民から様々な意見が寄せられています。

例えば、亀齢峠の景観についてです。詩人の頼山陽が亀齢峠を訪れた際、圧倒されるほどの雄大な眺望に感動して詠んだといわれる詩があります。亀齢高原の中に歌碑として残っています。水俣市こそ、この景観を守り次の世代へ引き継いでいくべきではないでしょうか。

また、これは湯出地区の住民から寄せられた声ですが、「山は大切な水源です。水脈の調査は困難で、生活用水にどう影響するかもわかりません。住民にとって大切なことだと思えます。そこをないがしろにした計画には賛成できません」との心配はごもっともだと思います。「風車が建ってみたいとわからない」なんてことでは困ります。

そこで、3つ目の質問です。

この計画においての水俣市の態度、この時点で明らかにすべきと思いますが、見解をお聞かせください。

2回目の質問は3点です。

○議長（岩村龍男君） 暫時休憩します。

午後1時46分 休憩

午後1時47分 開議

○議長（岩村龍男君） 再開します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、2回目の質問にお答えします。

まず、説明会について、早い段階で説明会を開いてほしいという御要望です。

私どもも引き続き、事業者に働きかけていきたいというふうに思っております。

2点目の配慮書の段階で地質についての意見を言っているのか、という御質問でございますが、蛇紋岩層の分布や活断層の表記等につきましては、意見を述べております。

3点目の準備書において、配慮書段階での市民からの地質についての懸念が反映されていないことについてどう考えるか、という御質問でございました。

この地質につきましては、事業による改変区域内に重要な地形及び地質がない限り、環境影響評価項目に選定する義務はなく、事業者において選定しない判断を行ったものと考えております。

4点目の準備書でいろいろと明らかになってきた、この計画についての市の態度を明らかにすべきではないか、という御質問でございます。

現在準備書を精査させておりますので、配慮書等のときと同様に、県に対して必要な意見を述べていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 電源開発の説明会についてですが、事業者自身が「事業の実施に当たっては、住民、地域住民の理解が不可欠」、そして「準備書の意見募集は6月26日まで受け付けている」、「意見があれば出してほしい」と言っています。住民から、この事業計画に対し意見書という形で直接意見を上げられるのは、環境影響評価の準備書段階が最後です。その最後のチャンスの意見書の提出期限がもう6日後に迫っています。説明会のときには、時間が足りず、質問したくてもできなかった市民もたくさんいますし、疑問に思っていること、確認したいことが残っています。

確かに、準備書でいろいろと明らかになりました。しかし一方で、準備書の段階ですら明らかにされていないこともあります。明らかになっていないことに対して、意見が出せません。

だからこそ、意見書提出日までの説明会は不可欠だと思います。これまでも、この大規模風力発電計画について、一般質問を行ってきましたが、その際「事業者に丁寧な説明を行っていただきたい」という市の答弁もありました。今こそ、事業者には丁寧に説明していただくべきではないでしょうか。説明会は、意見書の提出に間に合うように実施していただくよう、ぜひとも市から、再度、事業者に対し強く働きかけていただきたいと思います。

そして、地質についてですが、今回の場合、「アセス項目に選択する義務がない」とのことでしたが、それはあくまで事業者の判断によるものではないでしょうか。繰り返し述べてきたように、水俣の地質は特徴として崩れやすいと、専門家も指摘しています。平成15年7月に発生した宝川内土石流災害について、市は、表層崩壊よりもより深いところから斜面が崩れる深層崩壊と認識されています。また、熊本県ハザードマップ上で、土石流・急傾斜地の崩壊・山腹崩壊危険地区などを選択し、当てはめてみると、建設予定箇所を含め、危険箇所として表示されます。こういった事情がある以上、地質のことは無視できません。事業者がアセス項目として考慮していないこと自体が問題であると思います。

そこで1点目に、市として、このことをどう思われるか。市として問題視されないのか、お聞きします。まずこれ1点目の質問です。

地方自治法第1条の2には、「住民の福祉の増進を図る」と明記されています。自治体は、会社の利益ではなく、住民の命と健康、財産を守るのが最優先です。その立場に立てば、やはりこの計画は進めるべきではありません。

水俣の山々でつくられた電気は、全て九州電力に売電されることが明らかになっています。都会で使われる電気のために、水俣が負うリスクはあまりにも大きすぎます。

午前中の質問で、藤本議員も紹介されていましたが、6月13日、北海道小樽市の市長は、大規

模風力発電計画をめぐり、北海道知事宛に、建設に反対する意見書を提出したことが明らかになっています。小樽市は、環境影響評価準備書に対する意見書の中で、次のように述べています。「反対意見の根幹にあるのは、本事業計画による環境破壊や土砂災害の発生など、市民生活に直結しかねない、環境保全上の問題に対する強い懸念であり、また、海と山に囲まれた自然豊かな観光都市を標榜する本市としては、環境保全の見地に加え、景観上の影響も看過することはできない」、途中省略しますが、「以上のことを踏まえると、本市としては、現状において、市民の総意として本事業計画を是認することはできない」と、このように市長自らが、はっきりと反対の意思を示しています。

今回の計画は、地域と直接関係のない電力であり、大きなリスクを抱えてまで受け入れるようなものではありません。水俣市民に直結するのは、つくられた電力による恩恵ではなく、土砂災害や自然破壊、健康へのリスクではないでしょうか。

市長、事業者である電源開発は、説明会の際「自治体の理解をいただかないと進めることができません」と言っていました。つまり、自治体が建設に反対の意思を示せば、計画を止めることも可能ではないでしょうか。以前「中止すべきと伝えてはどうか」とお聞きした際、「現段階で判断できる状況ではない」と答えられましたが、準備書もでき、これだけの問題点が分かっている以上、事業者に対して「御遠慮願いたい」と、はっきりとお伝えになるべきだと思います。

最後に市長として、この計画に対する態度をはっきりとお示しいただきたいと思います。市長にそのことをお聞きし、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 暫時休憩します。

午後1時54分 休憩

午後1時55分 開議

○議長（岩村龍男君） 再開します。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 平岡議員3回目の御質問にお答えします。2点ございました。

まず1点目が、地質についての、アセス項目として考慮してないこと自体が問題であると思う。それについてどう思うか、という御質問でございました。

このアセス項目に関しましては、省令により定められておりますので、市が判断すべきことではないと考えております。

2点目の、この計画に対して市長としてはっきりと態度を示してほしい、という御質問でございます。

先ほど答弁いたしましたとおり、現在準備書を精査しておりますので、配慮書のとときと同様

に、県に対して必要な意見を述べさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、マイナンバーカード及びマイナ保険証について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 鎌田市民課長。

（福祉環境部市民課長 鎌田みゆき君登壇）

○福祉環境部市民課長（鎌田みゆき君） 次に、マイナンバーカード及びマイナ保険証について、順次お答えいたします。

まず、現在の申請率、交付率はどのような状況か、との御質問にお答えします。

本市におけるマイナンバーカード交付状況については、国から公表されている最新の情報として、4月末時点での数値となりますが、申し上げます。申請率は83.9%、交付率は69.3%となっております。

次に、水俣市において、マイナンバーカードに関する不具合やトラブル等の状況は発生していないか、との御質問にお答えします。

現在のところ、本市において、マイナンバーカードに関する不具合やトラブル等についての報告はございません。

次に、この間のシステム不具合等の報道を受け、返納を希望する市民は出てきているか、との御質問にお答えします。

本市において、返納したいという申出はあっておりません。

次に、来年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードとの一体化を図る改定マイナンバー法が成立したが、マイナンバーカードを取得しない、または取得できない市民の健康保険証の扱いは、今後どのようになるか、との御質問にお答えします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、関係省庁で構成される検討会において、介護が必要な高齢者や子供など、たとえマイナンバーカードを取得されていない場合であっても、これまでと変わりなく診療が受けられるように、住所、被保険者番号等が記載された資格確認書を提供することが示されており、市では、これに基づき適切に対応していきたいと考えております。なお、資格確認証の交付等についての具体的な運用は、まだ国から示されておりませんので、今後、国の動向を注視し、国保加入者が安心して保険診療を受けられるよう、適切に対処してまいりたいと考えております。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 上田総合医療センター事務部総務課長。

（総合医療センター事務部総務課長 上田敬祐君登壇）

○総合医療センター事務部総務課長（上田敬祐君） 次に、総合医療センターにおけるマイナ保険証の利用はどのような状況か、との御質問にお答えいたします。

総合医療センターでは、顔認証つきカードリーダーを受付窓口に1台設置し、患者本人が利用できるようにしております。操作に手助けが必要な場合は、受付のスタッフが対応しております。

利用状況としましては、1日平均約7名の利用となっております。

次に、総合医療センターにおいて、マイナ保険証利用時の保険証の資格確認及びカードやカードを読み込む際の機械の不具合等は起きていないか、との御質問にお答えいたします。

保険証の資格確認及び機械の不具合等については、現在のところ当センターでは発生しておりません。

○議長（岩村龍男君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 マイナンバーカード、またマイナ保険証については、今のところ水俣市では、問題は起きていないとのことでした。医療センターにおいても、まだマイナ保険証の平均利用者数も少なく、特にトラブルもないとのことでした。

ただ全国的に、マイナンバーカードやマイナ保険証に関するトラブルは後を絶ちません。今回、この質問通告を出した後からも、テレビや新聞で毎日毎日、新たなトラブルが報道されるという事態になっています。今朝もまた新たなトラブルが報道されていました。

昨日報道された共同通信の世論調査でも、健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに一本化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が72.1%に上りました。マイナンバーカードの利用拡大に不安・ある程度不安との回答も70%を超えています。今月の新聞各社の社説においても、読売新聞では、保険証の廃止、見直しは今からでも遅くない。産経新聞でも、マイナンバーカード混乱、普及優先を見直すべきだ。など、一度運用を止めて問題を検証すべきだとの主張が相次いでいます。

水俣でも、不安を抱いている市民は多く、マイナンバーカードを返すことはできるのかという御相談も実際に受けています。今のところ、水俣市ではカードを返却する方はいないとのことでしたが、全国的にマイナンバーカードを返納する方が増えているようです。

ある市民は、様々な不安があり、「本当はカードを返したいんだけど、今後、健康保険証との一体化となれば、カードを持っていないと、それはそれで不安だ」と言われます。

任意のカードのために巨額の税金を投じ、任意と言いながら、健康保険証をなくし、マイナンバーカードに統合するのは、やはりこれは事実上の強制です、私だけが言っているわけではなく、報道でもこのような表現が目立ちます。

そして、マイナンバーカードは、一度つくったら終わりということではなく、更新手続も必要

です。カード自体の有効期限は10年ですが、内蔵の電子証明書の有効期限は5年なので、5年ごとの更新手続きが必要になります。

そこで、まず1点目の質問です。

カードの更新時には、市民に対し、何らかの通知が来るのかお尋ねします。また、健康保険証の廃止に伴い、心配なこともいろいろあります。

マイナンバーカードを取得しない、または取得できない国保加入者に対しては、資格確認書が発行されるとのことでした。現行の国民健康保険でいえば、有効期限が切れれば、加入者に新しい保険証が自動的に送られてきます。しかし今後、資格確認書については、申請できなかったり、申請が遅れたりした場合、無保険状態になることもあり得ます。資格確認書の有効期限は、最長でも1年とされており、期限が切れれば再度の申請が必要となります。現在、国民健康保険税を滞納した場合、通常の保険証のかわりに交付される短期被保険者証というものがありますが、保険証の廃止に連動し、この短期被保険者証も廃止されると言われています。

そこで2点目に、その場合、対象者はどのような手続きが必要となってくるのかお聞きします。

また、施設の入所者について、マイナ保険証の申請は誰がするのか、現時点で政府から具体的な方策は示されていません。訪問診療、在宅医療、独り暮らしの高齢者などの申請や管理についても、未解決のままです。今年4月、全国保険医団体連合会が、全国1,200を超える高齢者施設にアンケートを実施したところ、病院受診がマイナンバーカードだけとなった場合、94%の施設が「管理できない」と回答しています。

そこで、3点目の質問です。

健康保険証が廃止された場合、水俣市の高齢者施設で、受診に必要なマイナンバーカードが管理できるかどうか、水俣市は把握されているのか、お尋ねします。

2回目の質問は、以上3点です。

○議長（岩村龍男君） 鎌田市民課長。

○福祉環境部市民課長（鎌田みゆき君） 2回目の御質問、3点ございましたけれども、まず1点目、カードの更新時には、市民に対して通知が来るのか、との御質問についてお答えします。

議員が話されたとおり、マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日、未成年者は5回目の誕生日となっており、また、電子証明書の有効期限は、年齢を問わず、発行日から5回目の誕生日までとされております。そのため、有効期限を迎える方に対して、有効期限の2、3か月前をめどに有効期限通知書が送付され、更新に係る手数料は無料となっております。

次に、2点目の御質問、短期被保険者証の仕組みが廃止となった後、この確認証について、対象者はどのような手続きが必要になるのか、との御質問にお答えいたします。

国は、マイナンバーカードを取得していない人には、資格確認書を提供することとしておりま

して、本市でもマイナンバーカードを取得していない、短期被保険者証の対象者について、同様の扱いを求められるものと想定しておりますけれども、現時点では、国から具体的な手続等について示されておきませんので、今後国の動向を注視していきたいと考えております。

3点目ですけれども、市内の事業所、高齢者施設等に対しての状況等を把握しているのか、ということでしたが、私どもも報道による全国的な規模の施設の回答状況については、把握しておりますけれども、まだ市内の事業者については、調査等は行っておりません。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 高齢者施設でのマイナンバーカードの管理については、水俣市内の幾つかの施設に直接尋ねてみました。「現時点では、まだカード管理の話すらできていない」、「ただでさえ、日常業務でいっぱいの中、マイナンバーカードの厳重な管理は大変。特に、暗証番号など、どう管理したらいいのか…」、「現行の保険証を併用できるのが1番いい」と、このようにおっしゃっていました。

例えば、認知症などで、申請の意思表示や暗証番号の設定ができない状況もあるかと思えます。施設に限らず、在宅においても同様で、その家族にとっても悩ましい課題だと思います。

国は、施設長やケアマネジャーなどによる代理申請も想定しているようですが、現場は常に、ただでさえ大変な状況です。そんな中で、新たな、しかもかなり大きな負担を押しつけてしまうことになってしまいます。

全国的には、健康保険証に一体化したマイナンバーカードに別人の情報が登録されていたという誤りは、昨年11月末時点で7,300件以上も起きています。その後、先週火曜日にも、新たに60件の誤登録があったと公表されています。今後もっと増える可能性だってあります。別人の医療情報がひも付けられれば、投薬を誤ったり、治療を誤ったりしかねず、命に関わる危険なトラブルです。

来年の秋には、健康保険証が廃止されるというのに、今もこれだけのトラブルが起きており、先ほどお聞きした短期被保険者証のこともそうですが、今後どうなるのか、国から示されていないことも多々あります。全額負担となる手前にあった短期証がなくなってしまうと、経済的に困難を抱える方が受診を控えるという問題も出てくるかもしれません。

私は3月議会でも確認しましたが、マイナンバーカードの取得はあくまでも任意です。利便性を感じ、カードを作りたい、利用したい、そう思う方はカードを取得する、それはそれでいいんです。

しかし現状、マイナンバーカードを取得したくないと思われる方、また、介護を受けていたり、寝たきり状態であったり、障害者など、たとえ取得の意思があっても取得できないような

より弱い立場の方々、最も弱い立場の方々を取り残してしまう、そんな制度になっています。保険料を納め、マイナ保険証を提示しているのに、様々な不備によって、窓口での10割負担を求められるなど、問題は底なしです。

私は前回の質問の際、政府に対し、健康保険証廃止の撤回、せめて延期について求めるべきではないかとお聞きしましたが、「国に対し求める考えはない」という答弁でした。

これは確かに国が進めている事業です。しかし、このまま健康保険証の廃止が実現してしまえば、より弱い立場の市民が必要な医療から取りこぼされてしまう恐れもあります。

これだけトラブルも続いています。今後、水俣でもトラブルが起きないとは言い切れません。

マイナ保険証への一体化は、拙速に進めるべきではありません。私はどう考えても、健康保険証の廃止はやめるべきだと思っています。誰もが安心して医療を受けられる仕組みを壊さないで欲しいと思うんです。

そこで最後に1点お聞きします。

市民の命と健康を守るためにも、やはり、国に対し、健康保険証廃止の撤回、せめて延期について強く求めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

このことをお聞きし、本項目の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 3回目の質問にお答えいたします。

国に対して、健康保険証廃止の撤回や延期などを求めるべきではないのか、というのを御質問いただきました。

3月議会でも議員にお答えしましたとおり、市では、国に対して、全国市長会を通じて、健康保険証の廃止に当たっては、国民への十分な周知徹底、医療機関関係者等の理解と協力が得られるよう、必要な支援を行うことなどを要請しておりますが、健康保険証廃止の撤回や導入時期の延期などを求めることは考えておりません。

答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、空き家等の対策について、答弁を求めます。

柿本地域振興課長。

（総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇）

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 次に、空き家等の対策についてお答えします。

現在、市内に空き家は何件あるのか。また、空き家の除却について、どのような支援制度があるかとの御質問にお答えします。

令和3年度末現在、市で把握できている空き家件数は1,089件で、また、空き家の除却に関する支援制度として、水俣市住環境健全化等老朽空き家除却促進事業補助金があります。空き家の

状況により補助金額が異なりますが、国が定める老朽度及び危険度の要件を満たす場合には、50万円を上限に工事費の2分の1を支給します。

○議長（岩村龍男君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 空き家の増加が全国的に問題になっていますが、水俣市内でも、山間部、市街地、場所に問わず、空き家が目立ちます。空き家の除却については、新たな補助金制度も創設されたとのことでした。

身近に空き家があるからこそ、市民の関心も高い問題です。私も、制度について、市民の皆さんにわかりやすくお伝えできるよう努力したいと思います。制度についての、さらなる情報発信をお願いしたいと思います。

空き家に関連し、屋内外に大量のごみをため込んだ、いわゆるごみ屋敷と言われるような住宅についても、全国的に問題となっています。今年3月に発表された環境省の調査では、過去5年間に全国で5,200件以上確認されていると言います。水俣においても、相談が持ち込まれているケースはあるかと思えます。

東京都足立区では、全国で初めて、いわゆるごみ屋敷改善のための対策を目的とした条例を制定しています。一言で、ごみ屋敷といっても、医療や福祉、介護の分野も関わりながら、生活再建のための支援をされているようです。

水俣市においても、このような条例も参考にしながら、解決につなげていけたらと思っています。

そこで、今後、水俣市として、ごみ屋敷の対応として考えているような取組があるか、以上、1点お聞きします。

○議長（岩村龍男君） 岩田環境課長。

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えいたします。

ごみ屋敷に対応することで市が考えていることはないか、というお尋ねだったかと思えます。

議員が言われる著しくごみが堆積した住宅への対応につきましては、近隣住民からの情報を受け、戸別訪問、居住者へのヒアリング、ごみ処分に対する助言等を現在行っているところです。

以上になります。

○議長（岩村龍男君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 住居が荒れているような、いわゆるごみ屋敷の問題は、生活困窮やセルフネグレクトなど、様々な要因もあり、アプローチの仕方もいろいろと必要になってくるかと思えます。

私自身、空き家対策も含め、各地の実践例などを学びながら、また、日々アンテナを張りながら、今後、さらに活用できるような施策があれば、ぜひ提案を指摘していきたいという思いを申し述べまして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、平岡朱議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明21日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時15分 散会

令和5年6月21日

令和5年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

令和5年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和5年6月21日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後1時51分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	淵 上 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（橋 本 晃 君）
主 任（宮 崎 聖 子 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 16人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（堤 茂 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総務企画部次長（岡 本 夫美代 君）	産業建設部次長（田 中 真 也 君）
上下水道局長（永 田 久美子 君）	総合医療センター事務部総務課長（上 田 敬 祐 君）
総務企画部市長公室長（白 本 亮 君）	総務企画部総務課長（岩 井 浩 昭 君）
総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）	福祉環境部いきいき健康課長（赤 司 和 弘 君）
産業建設部農林水産課長（山 村 良 一 君）	教育委員会教育課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第3号

令和5年6月21日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 杉 迫 一 樹 君 | 1 水俣川の鮎を活用した地域振興及び鮎の保護について |
| | 2 公共施設の車いすマーク駐車スペースへの迷惑駐車対策について |
| | 3 今後の婚活イベント及び結婚に伴う支援について |
| 2 牧 下 恭 之 君 | 1 予防対策（带状疱疹ワクチン接種助成）について |
| | 2 不登校支援について |
| | 3 子どもの安全対策について |
| 3 淵 上 美 緒 君 | 1 新型コロナワクチンについて |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、赤司いきいき健康課長、山村農林水産課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、杉迫一樹議員に許します。

（杉迫一樹議員登壇）

○杉迫一樹君 皆さんおはようございます。I's水俣の杉迫一樹です。先の統一地方選挙にて、2期目の活動を許されました。

この4年間は、1期目で学んだことを糧にしながら、また、皆様の声を聞きながら、市民目線に立った活動、そして、車椅子視点から見える、様々な問題に取り組んでいきたいと思います。

さて、皆さんは、男子新体操というスポーツを御存じでしょうか。水俣高校新体操部は、過去、全国高校総体では6度の優勝、国体では3度の総合優勝と、当時、水俣といえば、新体操と全国的にも有名でした。

それからは次第に部員不足が続き、団体での大会出場ができない状況でありました。しかし今年、ジュニアの育成が実を結び、8年ぶりに水俣高校新体操部として、団体で、県高校総体出場を果たしました。OBとしても、非常にうれしく思います。

今の水俣には、SUPやカヌー、バドミントンなどでも、水俣出身の全国で活躍している選手を輩出していますが、今回の水俣の新体操の復活に際しましても、応援と激励をいただければと思います。私も、今後の活動と活躍を期待しています。

それでは、通告に従いまして以下質問します。

1、水俣川の鮎を活用した地域振興及び鮎の保護について。

①、水俣川への稚魚の放流は、いつから開始されたのか、その時期、場所、方法、数量はどうなっているのか。

②、鮎が取れる時期はいつごろで、漁に必要な手続、方法の指定はあるのか、また、数やサイズなどの制限はあるか。

③、水俣川の鮎は、増加減少、どちらに推移しているか。

④、放流について、今後の課題はどのようなことがあるのか。

⑤、鮎が生息するために必要な自然環境にはどのような条件があるか。

2、公共施設の車椅子マーク駐車スペースへの迷惑駐車対策について。

①、市役所の駐車場と思いやり駐車場、その他公共施設の車椅子マーク駐車スペースについて、市民からはどのような意見が届いているか。

②、公共施設に車椅子マーク駐車スペースを設置している理由は何か。

③、令和元年6月の答弁では、公共施設の優先駐車場の設置並びに迷惑駐車を抑制するための看板等の設置について検討する。迷惑駐車抑制のために、関係機関と協力しながら、効果的な取組を行っていきたい。そして、令和2年12月の答弁では、庁舎のおもいやり駐車場の迷惑駐車を防ぐために、壁にサイン表示を設置するとあったが、その後どのような検討を行い、対応取組を実施したか。

④、市内公共施設の車椅子マーク駐車スペースへの迷惑駐車は減少したと考えるか。

3、今後の婚活イベント及び結婚に伴う支援について。

①、本市の婚姻届出数は、過去5年間でどのように推移しているか。

②、本市の婚活イベントは、市や民間団体の主催を含め、これまでどのような方法で何回行い、何組のカップルが誕生したか、そのうち、何組が結婚に至ったか把握しているか。

③、これまでの開催で見えてきた課題はどのようなことがあるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 山村農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇）

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 初めに、水俣川の鮎を活用した地域振興及び鮎の保護について、順次お答えします。

まず、水俣川への稚魚の放流は、いつから開始されたのか、その時期、場所、方法、数量は、どうなっているか、との御質問にお答えします。

放流を実施されている水俣川漁業協同組合にお聞きしたところ、「昭和30年頃から、長野橋より上流側へ放流していたが、その当時の放流方法や放流量については記録が残っていないため分からない。その後、昭和60年頃から大迫に中間育成場が完成し、稚魚を育てて放流する方法を開始した。放流時期は、稚魚が成長した4月上旬で、放流場所は、水俣川が21か所、湯出川22か所、久木野川17か所の合計60か所で実施し、放流方法は、バケツによる放流で、放流数は約20万尾である」とのことでした。

次に、鮎がとれる時期はいつ頃で、漁に必要な手続、方法の指定はあるのか。また、数やサイズなどの制限はあるかとの御質問にお答えします。

水俣川漁業協同組合にお聞きしたところ、「鮎が捕れる時期や漁法につきましては、水俣川漁業協同組合共同漁業権行使規則により定められており、鮎の遊漁時期は6月1日から12月31日で、遊漁に必要となる鑑札を購入することで、誰でも漁獲でき、中学生以下は無料となっている。漁法については、友釣り、投網、すくい網で、10月以降は、鮎がっくり掛けも可能である。数やサイズなどの制限は特にない」とのことでした。

次に、水俣川の鮎は、増加・減少どちらに推移しているか、との御質問にお答えします。

水俣川漁業協同組合にお聞きしたところ、「大雨によって少なく感じる年もあるが、横ばいで推移しているように感じる」とのことでした。

次に、放流について、今後の課題はどのようなことがあるのか、との御質問にお答えします。

水俣川漁業協同組合にお聞きしたところ、「組合員の高齢化に伴い、放流や中間育成、監視や除草作業等の川の維持管理が難しくなることが考えられる」とのことでした。

次に、鮎が生息するために必要な自然環境にはどのような条件があるか、との御質問にお答え

します。

水俣川漁業協同組合にお聞きしたところ、「魚の隠れ家となる草や竹、25センチ以上の川石などがあり、川の流れは速く、濁りがないきれいな川であること。あるいは、苔を主食としているため、ある程度の大きさの木があること、土手の木が大きくなり過ぎると、苔ではなく、藻が繁殖してしまうため、鮎の生育には、河川環境のバランスを保つことなどの条件がある」とのことでした。

○議長（岩村龍男君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 皆さんは、水俣川の鮎を食べたことはあるでしょうか。

毎年漁をされている知り合いがいて、結構な数が捕れるそうで、食べ切れないときには譲ってもらい、食卓に出たことで、水俣川に鮎がいるということ、恥ずかしながらですが、5年ほど前に知りました。

とてもおいしくて、それから毎年、水俣川の鮎を食べています。

今回は、この鮎を活用した地域振興の可能性があるのでと思います、取り上げることにしました。今回は可能性としてお聞きしたいので、メインとしての品目よりも、「水俣には、鮎もある」という選択肢をふやせたらと考え、取り上げることにしました。

この件について、水俣川漁業協同組合に聞き取りに行きました。それも踏まえてお話ししていきたいと思います。

放流は昭和30年頃からということで、歴史のある事業であることがわかりました。放流の時期は4月上旬から、合計60か所で、バケツによる放流、数は約20万尾。捕れる時期は6月から12月末までで、数やサイズは制限がない。鑑札を購入することで誰でもできて、友釣り、投網などができる。鮎の数としては変わらないと思われ、生息環境は、鮎の主食である苔がよく生え、濁りがないきれいな川であるということでした。

組合によりますと、中間育成は8名ほどで管理し、日中、夜間の2交代、高齢化が進み、できる時間を調整し管理するので、日当はあるものの、ボランティアのような感覚であるとのこと。

組合に加入するためには、年に31日以上、釣りなどで川に入る人で、水俣市在住、そして、2万3,000円を払えば加入できるとのこと、少しハードルが高いようにも思いました。

また、現在の組合員は48名で、平均年齢は60歳を超えている。以前は100名ほどいたときもあるが、今は後継者もおらず、このままだと、20年後くらいには放流ができなくなる可能性もあると言われていました。

地域振興に活用しようとした場合ですが、まずは、鮎が一定数、水俣川にいないとできません。ここ10年くらいで森林伐採が進み、水俣川が濁りやすくなっていて、鮎の成長が遅くなって

いるように感じるともお聞きしました。

そこで、最初の質問ですが、水俣川の生き物の保護、河川環境の保全のためにどのような取組を行っているかです。放流なしでは減少していく可能性があり、水俣の鮎を守るという意味でも、やはり高齢化が進む中間育成の担い手不足の解消が必要だと思えます。

2つ目です。市として、中間育成担い手不足解消のために実施していることは何かあるのかです。鮎の加工についてですが、組合に捕った鮎を個人的に加工食品にすることはできるんですかとお聞きしたところ、内臓の塩漬けは酒のつまみになるし、身を干してもいいし、この程度なら、個人的に料理加工はする人がいるので、莫大な量でなければ可能だと思われるとお聞きしました。

しかしながら、まずは市民が水俣川の鮎に触れる機会をつくること。市内で、「水俣川には鮎がいて、捕ることも食べることもできる」ということを広く周知することが、必要だと考えます。

私が子供の頃、水俣川で鯉釣りをしていました。当時、釣れた鯉は300円程度で買い取ってくれるお店もあり、お小遣いにしていた記憶があります。

このように個人的な販売ができれば、市内でも少しずつ流通していくのではと考えます。

鮎は、捕る数の制限がないため、漁をされた方が捕った鮎を知り合いだけに共有するのはもったいないと思いますので、捕った鮎の譲り先や利活用について、2点続けて質問します。

まずは、市民、観光客への周知のため、鮎を捕られた方々へ、余った鮎の無料提供を呼びかけ、カキ小屋や道の駅のイベント、お祭りなどにて、水俣川で捕れた鮎としての試食や、例えば100円ワンコインでの販売などで、塩焼きや刺身などをスタッフ協力のもと、提供してみてはどうか。

4点目。捕った鮎を個人的に、市内飲食店、魚屋などへの販売は可能か。仮に捕った鮎を道の駅や観光物産協会などに活魚や加工しての展示販売をしようとする場合は、どのような手続が必要か。

次に、放流についてお聞きしましたが、組合の方によると、子供たちと一緒に放流する学校は限られているとお聞きしました。放流を通して、子供の頃から鮎と触れ合うことで、大人になったときに、「水俣にも鮎がいて、食べておいしいよ」と言えるようになって欲しいなと思います。

そこで、5つ目の質問です。全てのこども園、小中学校に対して教育の一環として、放流体験を実施できないか。

質問は5点です。

○議長（岩村龍男君） 山村農林水産課長。

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。

5点あったかと思えます。

1点目の生き物の保護、河川環境の保全のための取組、2点目の中間育成の担い手不足解消、4点目の個人的な販売と手続については私から、それ以外につきましては、産業建設部長からお答えいたします。

まず1点目につきましては、生き物の保護、河川環境の保全のためにどのような取組を行っているか、という御質問でした。

水俣川漁業協同組合にお聞きしたところ、「河川の草刈りや釣り人のマナーを守るための啓発看板を設置するなど、環境保全に努めている」とのことでした。

市においては、毎年、市民参加による海と川のクリーンアップ作戦を実施しております。

2点目につきましては、中間育成の担い手不足解消のために何か実施しているか、という御質問でした。

中間育成の担い手不足解消のために、主として実施していることは、現時点では特にありません。

4点目につきましては、捕った鮎を、個人的に販売可能か、展示販売を行う場合の手続が必要か、という御質問でした。

個人で販売することは可能だと思いますが、販売方法等については保健所等に相談のうえ、その内容に応じた手続が必要となりますので、漁業者等から相談がありましたら、対応していきたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 杉迫議員の2回目の御質問のうち、残りの2点についてお答えいたします。

まず、鮎を捕られた方々へ、捕り過ぎた鮎の無料提供を呼びかけ、市主催のイベント、カキ小屋、道の駅のイベント、お祭りなどに提供してみてはどうか、との御質問にお答えします。

水俣川漁業協同組合員の方が、このようなイベント等について参加したいという要望があれば、実現に向けて水俣川漁業協同組合と協議していきたいと考えております。

それから、次に、全てのですね、こども園、小中学校に対して、教育の一環として放流体験を実施できないか、との御質問にお答えします。

放流体験につきましては、水俣川漁業協同組合が、令和元年度に市内の保育園及び幼稚園7施設の園児、令和3年度に久木野小学校児童、令和4年度に葛渡小学校児童を対象に実施されております。

このような放流体験会のほか、同組合におかれては、令和元年度に水俣川親子ふれあい体験を開催し、25家族、総勢96名がウナギや鮎、手長エビのつかみ取り、鮎焼き、投網体験などを行っ

ておられます。

今後も、園児や小中学生に自然に親しむ機会や、水俣川について学ぶことのできる機会を設けることは大事だと考えておりますので、水俣川漁業協同組合と協議しながら、可能な限り支援していきたいと思っております。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 河川環境の保全については、答弁のとおり、継続していただきたいと思っております。

中間育成の担い手不足解消の施策は市としてはないということでしたが、水俣川の鮎を守るためには、担い手をふやす、何かしらの対策が必要だと考えます。

これについて1点質問します。

例えば、漁業担い手促進基金を設立し、集まった基金を活用し、新たに組合へ加入され活動される方へ、幾らかの活動資金や加入金2万3,000円を補助することも、担い手不足の解消につながると思うが、基金の設置は考えられないのか。

次に、市のイベントで鮎料理の提供による周知についても、ともに川漁協から要望があれば実現に向けて協力協議したい。また、放流体験についても、可能な限り支援していきたいとのことで、これからの鮎の活用方法の一つとして、それぞれ考えていただければと思います。

水俣の鮎を周知させるためには市内での流通も必要です。個人的な販売は、条件さえ満たせばできるとありましたので、漁業者の収入にもなり得るということについて、2点目です。

鮎を捕る個人の方へ飲食店などへの販売、許可申請の方法などをお知らせの上、販売を勧め、市内飲食店などにも市民や観光客への水俣川で捕れた鮎料理の提供のお願いや、呼びかけをしてみてもどうか。

鮎を活用した地域振興には、時間がかかるかと思いますが、市のイベントや飲食店での鮎料理の提供などを継続していくことで、少しずつでも水俣の鮎の存在が広がっていけば、ブランド化もできるのではと考えます。

最終的には、みなまた鮎としてのふるさと納税の返礼品に加えることができれば、市外の方々へも召し上がっていただけますし、水俣市としても、多方面での利益にも、アピールにもなります。

組合の方からですが、「個人的な加工はできるとはいつても、大量生産は難しいと思うんだけど、水俣の鮎が地域に浸透していけば、手を挙げる加工業者も出てくるかもしれない。現状では、個人的な加工による数量限定であれば、できるかもしれない」と言われていました。

そこで、3点目ですが、今後、市内で一定の周知ができた場合、加工等を個人及び市内業者へ委託し、みなまた鮎としてブランド化させ、最初は数量限定とした上での、ふるさと納税の返礼品に加えることは、可能性として考えられるのか。

今回、水俣の鮎の利活用のきっかけ作りとして、また、水俣川の保全についてお伝えしましたが、最後、市長にお聞きします。

市長は、この水俣川の鮎を活用した地域振興の可能性、そして、これからの鮎の保全保護について、どのように考えているのでしょうか。

以上4点質問して、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 杉迫議員の3回目の御質問にお答えします。

全部で4点ございましたが、最初の3点についてお答えします。

まず、担い手不足の解消のため、漁業担い手促進基金を設立して、補助することはできないか、との御質問にお答えします。

現在、市としては水俣川漁業協同組合から、担い手不足についての相談はありませんので、基金を設立し、補助することは考えておりません。

2点目の、鮎を捕る個人の方へ、市内飲食店・魚屋への販売を勧め、市内飲食店などに鮎料理の提供や、お願いを呼びかけてみてはどうか、との御質問にお答えします。

水俣川漁業協同組合から、具体的に個人等での販売の要望があれば、市内飲食店・魚屋への販売、許可申請の方法などの周知と、鮎料理の提供のお願いや呼びかけを行いたいと考えております。

それから、次に、市内で一定の周知ができたと判断できた場合、みなまた鮎としてブランド化させ、ふるさと納税の返礼品に加えることは考えられるかとの御質問にお答えします。

まずは、鮎の加工に取り組む希望者がいること、そして鮎の必要量の確保ができること、加工場の施設整備や、保健所への届出・許可等を得ていること、などの条件がそろえば、みなまた鮎としてのブランド化に取り組み、ふるさと納税への返礼品とすることも可能であると考えております。

私から以上になります。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 水俣川の鮎を活用した地域振興や鮎の保全等について、どう考えているかという御質問でございますけども、これまでほとんど流通してこなかったこの鮎が、市内外の飲食店や店舗等で販売されることになれば、漁業者の収入につながるとともに、鮎の育つ川として水俣がイメージの向上も図られ、地域振興につながると思いますけれども、まずは実施主体である水俣川漁業組合の意向を尊重する必要があると考えております。

また、鮎の活用が広がり過ぎることで、水産資源の減少につながってしまうことにならないように、適切に管理・保全していくことも重要と考えております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、公共施設の車椅子マーク駐車スペースへの迷惑駐車対策について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 岡本総務企画部次長。

（総務企画部次長 岡本夫美代君登壇）

○総務企画部次長（岡本夫美代君） 次に、公共施設の車椅子マーク駐車スペースへの迷惑駐車対策について、順次、お答えします。

まず、市役所の駐車場と思いやり駐車場、その他公共施設の車椅子マーク駐車スペースについて、市民からはどのような意見が届いているかとの御質問にお答えします。

まず、市役所の駐車場につきましては、十分な数が確保されているため、満車になることもなく、駐車場そのものに対する御意見はいただいておりません。

市役所の思いやり駐車場につきましては、杉迫議員から、「当該駐車場を健常者が利用しているから、すぐに移動させるように」との御意見をいただいたことがあります。

その他の公共施設につきましては、総合体育館において、杉迫議員から、「車椅子マーク駐車場への迷惑駐車を頻繁に見かける」との御意見をいただいております。

次に、公共施設に車椅子マーク駐車スペースを設置している理由は何か、との御質問にお答えします。

公共施設の駐車場には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法の規定を踏まえつつ、車椅子使用者等の利便性の向上を図るために、専用の駐車場を設置しています。

次に、令和元年6月の答弁では、「公共施設の優先駐車場の設置並びに迷惑駐車を抑制するための看板等の設置について検討する」、「迷惑駐車抑制のために、関係機関と協力しながら、効果的な取組を行っていききたい」、そして、令和2年12月の答弁では、「庁舎の思いやり駐車場の迷惑駐車を防ぐために、壁にサイン表示を設置する」とあったが、その後、どのような検討を行い、対応、取組を実施したか、との御質問にお答えします。

新庁舎建設にあたり、思いやり駐車場の壁面にピクトグラムによる案内サイン表示を設置するとともに、地面に車椅子マークを表示して、思いやり駐車場であることを、分かりやすく表示しております。

次に、市内公共施設の車椅子マーク駐車スペースへの迷惑駐車は減少したと考えるか、との御質問にお答えします。

健常者が思いやり駐車場に駐車する件数につきましては、調査を行っておりませんので、数の

増減は把握しておりません。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 以前もお伝えしましたが、車椅子マークスペースは、基本は障害がある方、けがをされている方、何かしらの身体的疾患のある方、妊婦さんなどのためのスペースで、このスペースでしか、乗り降りが困難な方がいますので、ぜひとも止めないという選択をしていただければと思いますが、私から見ると、いろんな施設でもよく目にします。少なくなっているようには思えません。庁舎の駐車場では月に4、5台ほど見かけます。毎日市役所へ行くわけではないので、実数としてはまだ多いのかなと思います。

「ちょっとだけのつもりだった」、「マークが付いているから良いでしょ」と言われる方もいます。なかには怒ってくる人もいます。これをパーキングパーミットと言います。ハートフルパスとも言いますが、対象者が市役所で申請をすればもらえます。ただ、このパーミットを家族の中で持っている人がいるからといって、家族全員が止めていいわけではありません。このパーミットは、車両への許可ではなく、当事者が乗っている場合の許可です。当事者が乗っていないときは使えませんので、正しい利用について、まずは、市報・公式LINEなどで呼びかけていただければと思います。

総合体育館では、スポーツ大会やイベントが開催されているときによく見かけます。これは、選手や大会関係者が多いからかもしれませんが、体育館のスペースには、啓発サインも表示されているのにもかかわらず、当事者ではない方が駐車しているところをよく見かけます。

これについて1点目です。

総合体育館にてスポーツ大会、イベントがあるとき、大会主催者や参加者、関係者が施設利用の予約をする際に、専用駐車場には駐車しないよう呼びかけの徹底をしてみたらどうかです。

次の質問なんですけども、12日のヒアリングのときには、庁舎思いやり駐車場に予防啓発サインがなかったのが、予防啓発サインを設置できないかという質問を準備していたんですけども、昨日、既に貼ってありまして驚きました。聞くと、最近貼ったとお聞きしました。

あれから1週間くらいなんですけども、迅速な対応ありがとうございます。ですのでこの質問はちょっとできませんので、ほかの予防啓発の手段として質問します。

庁舎、総合体育館の車椅子マーク駐車場の地面に着色することはできないか、これをすることでもっとわかりやすくなると考えます。

さらに、もっと理解いただくための方法として、「ここは体の不自由な方の駐車スペースです。それ以外の方は、ほかの駐車スペースを御利用ください」といった、センサーで反応して呼びかけをする、音声案内を設置している施設もあります。これであれば、音声が発せられたときに、周りの人の視線も感じるの、良心に訴えることができ、もっと効果的だと思います。

3点目ですが、市役所思いやり駐車場及び総合体育館車椅子駐車スペースへ、音声案内機器の設置をしてみてもどうか、質問は3点です。

○議長（岩村龍男君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 杉迫議員の質問3点ありましたが、1点目の方は後で産業建設部長から、御回答いただくとして、総合体育館の方は、2点目と3点目の方は、2点目が確か、色を付けたらどうかという話と、3点目が音声機器の設置だと思いますけれども、そちらについて私からまとめてお答えいたします。

市役所をはじめ、市内公共施設の障害者等の専用駐車場には、既にわかりやすい案内表示をしており、障害者等用の駐車場であることが容易に認識できる状態になっておりますので、追加的に色を付けたりとか、音声案内機器などを設置することは考えておりません。

○議長（岩村龍男君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 杉迫議員の御質問のうち、総合体育館でスポーツ大会イベントを実施する際、専用駐車場には駐車しないよう、呼びかけの徹底をしてみたらどうかとの御質問にお答えします。

総合体育館本館の専用駐車場への迷惑駐車の状況について、施設管理者に確認したところ、「大会などの開催時だけでなく、一般利用時を含め時々ある」とのことでした。

現在、専用駐車場のわかりやすい表示や、迷惑駐車が発生した際には、対象利用者に対して注意を行うなど、できるだけ対応を行っているが、なかなか減少しないとのことでした。

引き続き、迷惑駐車をしないよう、施設管理者と協議しながら対応してまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 総合体育館での呼びかけの徹底、これはお金がかかりませんので、何度でも呼びかけて対応をお願いしたいと思います。啓発・案内サインもあくまで一つの手段ですけども、迷惑駐車というのは、啓発サインで容易に認識できるのに、対象ではない方が止めている状況、これが迷惑駐車ということは、誰でも分かると思いますので、できそうな対策案を質問したのですが、今のところ予定はないということでした。そうすると、先ほど、市民の利便性の向上のために、車椅子マークスペースを設置しているとおっしゃっていましたが、利便性を阻害している迷惑駐車をそのままにしておくというふう聞こえてまいります。答弁にもありましたけども、迷惑駐車が現状ある状態なのですが、先ほど、「今のところ予定はない」とありましたので、これについて、1点目です。

音声案内、地面への着色などでの対策は、どういう状況になったときに取り組むのか。それとも、ほかの対策案を考えているのかです。

ここで一つ、この迷惑駐車への効果的な取組を聞いたことがありますので紹介します。

私が学生の頃の話になるのですが、ロサンゼルスへ研修に行ったことがあります。ロサンゼルスでは、迷惑駐車が1台も見られませんでした。とても驚きまして、バスガイドさんに聞いてみたところ、ロサンゼルスでは、迷惑駐車は罰金50万円らしいです。その取締り方法は、市民が迷惑駐車を見かけたら、ナンバーや車の写真を撮って警察へ届け、その後、警察が確認の上、ドライバーから50万円を徴収するのですが、その後が驚きで、徴収した50万円を、通報した市民へ御礼として渡すらしいです。つまり、警察がパトロールする手間がなく、常に誰かの目が光っているわけです。中には、この通報罰金制度で、月に300万円ほど手にした市民の方もいたようで、これなら確かに迷惑駐車が減ると思いました。

先日、警察の方とお話をする機会がありました。「取締りはできないんですか」とお聞きしたところ、「まず法律がないから難しいです。でも、市の条例があればできるようになるかもしれない」と言われました。

これについて、2点目です。

迷惑駐車の抑制のために、まずは罰金を伴わない公共施設に対する水俣市迷惑駐車禁止条例といった条例を制定してみてはどうか。

次に、庁舎の思いやり駐車場は3台ありますが、仮庁舎のときは4台分ありました。1台でも数が増えることで、ほかのスペースへの駐車も可能になり、使いやすくなります。

これについて3点目です。

さらなる利便性の向上のために、庁舎の思いやり駐車場をせめて仮庁舎のときと同じ4台分にはできないか。

最後に、第2期水俣市障がい者計画の外出支援・移動手段の確保・充実には、「障がい者等が積極的に社会参加していくために、気軽に外出できる環境づくりを推進していくことが重要。必要不可欠な社会参加のための外出の際の移動手段の充実を図る」と記載のあることを踏まえて、最後に市長へお聞きします。

本市では、誰一人取り残さないという目標を掲げていますが、バリアフリー新法の基準だけを満たすのは、行政として当たり前のことです。

本市は、障害者、高齢者が比較的多いまちなので、基準以上の対策を考えなければいけません。これをしないとすれば、高齢者や妊婦さん、障害者が取り残されることになると思います。市長はどう思われますでしょうか。

以上4点、利便性の向上、誰一人取り残さない街を目指している水俣として、思いやりのある答弁を期待し、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 杉迫議員から4点御質問ございましたので、私からお答えいたします。

1点目が、どういう状況になったら追加の対策をするのかということでございますけれども、まず現状認識として、市役所において、思いやり駐車場が全て埋まるという状況は見られません。そういうことから、障害者等が駐車できずに困っているということはないと認識しています。

ですので、先ほど御答弁いたしましたけれども、当市役所を初め市内公共施設の障害者等の駐車場には、既にわかりやすい表示をしておりますして、障害者等用の駐車場であることが容易に認識できる状況になっておりますので、現時点では追加的な対策が必要とは考えておりません。

2点目ですけれども、条例で水俣市迷惑駐車禁止条例をつくったらどうかという御提案ございました。

当市内の公共施設の障害者等用の駐車場には、分かりやすい案内表示をしておりますので、障害者等用の駐車場に駐車する健常者がいるとすれば、その方はルール違反であることを認識しているものと考えられます。故意にルール違反を繰り返す悪質な利用者に対しては、条例で禁止するのではなく、まずは杉迫議員の御指摘を踏まえて、施設管理者において警告した上で、施設の利用を禁止するなどの対応を検討してまいります。

3点目ですけれども、市役所庁舎の駐車場を増設したらどうかという御提案でございました。

繰り返しになりますけれども、新庁舎において思いやり駐車場が全て埋まるという状況は見られないことから、増設することは考えておりません。

4点目ですけれども、バリアフリー法以上の規定を、…。

（「議長」という者あり）

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） バリアフリー新法以上のものの対策を講じるべきではないかという御質問でございますけれども、現在においてもですね、様々な方の御意見をお聞きしながら、誰一人取り残さない対策、対応しているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、今後の婚活イベント及び結婚に伴う支援について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 柿本地域振興課長。

（総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇）

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 次に、今後の婚活イベント及び結婚に伴う支援につい

て順次お答えします。

まず、本市の婚姻届出数は、過去5年間でどのように推移しているか、との御質問にお答えします。

婚姻届につきましては、全国どこでも提出できますので、婚姻時、夫婦いずれかが水俣市にお住まいの方々について、数を申し上げます。

令和元年度71件、令和2年度56件、令和3年度62件、令和4年度、41件、令和5年度は、6月15日時点で16件となっております。

次に、本市の婚活イベントは、市や民間団体の主催を含め、これまでどのような方法で何回行い、何組のカップルが誕生したか。そのうち何組が結婚に至ったか把握しているか、との御質問にお答えします。

平成31年度に創設した水俣市結婚チャレンジ事業費補助金を活用した婚活イベントについてお答えしますと、平成31年度に水俣商工会議所青年部主催の対面のイベントが1件実施され、3組のカップルが成立しました。

また、令和3年度及び令和4年度に各1回、水俣市の主催でオンラインの婚活イベントを実施し、累計5組のカップルが成立しました。

各イベントで成立したカップルのうち、何組が御結婚されたかについては確認できておりません。なお、イベントをきっかけとして1組結婚されたと伺っております。

次に、これまでの開催で見えてきた課題はどのようなことがあるか、との御質問にお答えします。

いずれのイベントにおいても参加者集めに苦慮しており、特に女性参加者の確保が課題となりました。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 これまで水俣での婚活イベントは3回実施し、5組のカップルが誕生したということでした。

婚姻届の数も人口減もあるせいか、少しずつ減っているように思います。

結婚相手紹介サービスを提供している大手企業が行った、2023年の新成人に対しての恋愛・結婚に関する意識調査によりますと、将来結婚したいは79.7%で、昨年の結果を維持しているのに対して、結婚後は子供が欲しいと答えた割合は31.1%と、過去6年で最も低い結果になったそうです。

これは、晩婚化や子育てなど、将来への不安を抱える方が多いことがうかがえると感じます。

ただ、結婚だけに関して言えば、結婚願望がある人は80%近くいるということです。また30代の独身男女では66.7%が、いずれ結婚するつもりがあると考えているようです。

さらに、婚活中の65.2%がマッチングアプリを利用しており、2020年に結婚した5人に1人が、マッチングアプリがきっかけだそうです。このように、最近では、マッチングアプリを活用する人も増えています。

私も使ってみたことがあります。実際に使ってみて感じたことは、マッチングアプリは地方に住んでいる人にとってみれば、出会うまでのハードルが高いと感じました。ネットでも、そのような声があります。なぜなら、マッチング後にお相手と会う約束をしますが、距離の問題であったり、例えば、熊本、水俣間でも遠いと感じる方もいます。かといって、近隣でアプリをしている人を探すとしても、地元で知り合いにアプリを使っていることを知られたくないと思う方もおり、なかなか難しいと思いました。

テレビなどで、アプリで出会って結婚したという方々が紹介されますが、福岡、大阪、東京などの都会に住んでいる方が多く、都会の方が登録者数も多いので、出会いの数も地方に比べると俄然多くなるわけです。

もちろん、どこに住んでいようと、アプリを活用することは悪くないと思いますが、水俣のような地方での出会いとなれば、アプリよりもやはり対面での出会いの場をつくるのが、一番効率がいいと感じます。

つまり、対面でのイベントを増やすことで、出会いの確率も上がり、結婚まで至るカップルも増えると考えています。もっとイベントがあればとの声も聞きます。

そこで、まず1つ目の質問です。

今後予定している婚活イベントは、対面での開催が望ましいが、どのような形で年に何回程度実施する予定があるのか。

次に、課題として、参加者を集めることが難しいとありましたが、簡単な婚活者名簿の作成をしてみてもどうかと思っています。登録内容としては、名前ではなくニックネームに、住所ではなく住んでいる地域、例えば水俣市、出水市といった大まかな地域。職業は会社員や自営業といった感じ、あとは性別、年齢、市役所から連絡するための電話番号。これだけで十分かと思っています。これなら、登録制であるマッチングアプリを利用する人が増えている状況を見ましても、嫌がる方は少ないのではと考えます。

これについて2つ目の質問ですが、参加者を確保するために、市内外の独身男女へ広く呼びかけ、登録制にして、簡易的な婚活者名簿を作成してみてもどうか。

これにより、今後のイベント開催に当たり、登録している方から、登録していない方まで幅広く呼びかけることができ、開催もよりスムーズに行え、参加者不足の解消にもなると思います。個人情報の管理をしなければいけないという意見もあるかと思いますが、簡易的な内容ですので、クリアできるものと考えています。

そしてもう1つ、イベントをきっかけに1組結婚されたとのことでした。イベントに参加した方が結婚したという実績を伝えることで、広告にもなり婚活をしている方にとっては、参加意欲をかき立てることにもなると考えます。市としても、それぞれのイベントのマッチングを把握することで、イベントとしての質の向上と改善にもつながるものと思います。

そこで、3つ目の質問です。

許可をいただいた上で、婚活イベントにて出会い、その後結婚に至ったカップルのインタビューなどを市報や婚活イベントチラシなどへ掲載してみてもどうか。

婚活イベントは出会いの場のきっかけ作り、結婚による移住者促進、人口対策にも寄与するものだと考えています。

しかしながら、結婚願望はあっても、結婚後の出産・子育てに不安を抱いていることで、結婚まで踏み切れない方もおられるようなので、この支援について、4つ目で、令和5年度施政方針では、新たに「結婚支援生活支援制度を創設し、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図る」とあったが、市独自の結婚・子育て等に関する新しい助成・補助制度の実施予定はあるか。

以上4点質問します。

○議長（岩村龍男君） 柿本地域振興課長。

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 杉迫議員の2回目の質問にお答えします。

質問は4点ありました。そのうち、1点目と4点目について私の方からお答えさせていただきます。

まず、今後予定している婚活イベントは、対面での開催が望ましいが、どのような形で年に何回程度実施する予定があるのか、との御質問にお答えします。

結婚チャレンジ事業費補助金を活用した婚活イベントの開催形式については、これまでの参加者からの感想によると、対面を希望する方とオンラインを希望する方の両方がいるため、主催者が適当な形式を選べる現行補助制度を維持する方針です。なお、令和5年度に、同補助制度によるイベント実施は、年2回程度を想定しております。

次に、4点目について答えさせていただきます。

婚活イベントは結婚による移住者の促進にも関わるイベントであるといえる。令和5年度施政方針では、新たに「結婚新生活支援制度を創設し、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図る」とあったが、市独自の結婚・子育てに関する金銭面・生活面での新しい助成・補助制度の実施予定はあるか、との御質問にお答えします。

水俣市独自の新規事業として、令和5年度より、若者世帯・子育て世帯の方が、市内の空き家に居住するために実施するリフォーム工事を補助する水俣市若者・子育て世帯空き家リフォーム補助金を創設しました。

また、同じく令和5年度からの新規事業として、結婚を機に御夫婦の双方もしくは、どちらかが本市に転入された場合、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃貸費用、並びに引っ越し費用を補助する水俣市結婚新生活支援補助金を創設しました。この制度は、内閣府の地域少子化対策重点推進交付金を活用したのですが、具体的な制度設計については、水俣市独自で設定したものとなります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 残りの2点について私からお答えします。

婚活イベントを登録制にして、簡易な婚活者名簿を作成してはどうか、という御提案です。

議員御提案の名簿の作成については、収集した個人情報をどう管理するかなどの課題がありますが、いずれにしても、さらに多くの方に参加してもらうための方策を考えることは、重要ですので、御提案の点も含め幅広く検討してまいります。

次が婚活イベントで出会って結婚に至ったカップルのインタビューなどを、市報や婚活イベントチラシなどに掲載してみてもどうかという御提案でした。婚活イベントの広報の方法については、主催者が決定すべきことなので、議員御提案の内容については、今後補助制度を活用する民間団体に伝えます。なお、主催者から、市報などに掲載したいとの協力要請があれば、適宜対応してまいります。

○議長（岩村龍男君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 はい、今のところは対面かオンラインかで、それぞれ年2回程度を想定しているということですが、やはり少ないなと感じますので、出会いの場を増やすことについて、1点目です。

結婚チャレンジ補助金制度では、対象事業1回につき上限10万円となっているが、これは、年度ごとの補助対象イベントの回数制限がないと考えていいのか。もっと多くの出会いの場を提供するためには、市主催でのイベントを増やしたり、民間団体への呼びかけの拡充も必要だと思うが、今後の展開としてどのように考えているか。

婚活者名簿ですが、きっと使えるものになると思いますので、ぜひ御検討願いたいと思います。また、イベントがきっかけでの結婚報告も、婚活をされている方々への励みになると思いますので、可能であればお伝えください。

そして、市独自の支援事業として、2つの事業ですね、水俣市若者・子育て世帯空き家リフォーム補助金、水俣市結婚新生活支援補助金、この2点を新しく創設したとありました。

内容を聞きますと、移住定住、結婚に伴う転入の増加を促進するものになると感じましたので、幅広く周知していただきたいと思います。

最後ですが、結婚した後は、結婚式や披露宴をされる方もおられます。これについても何かしらの支援、特典があればと思います。そして街の活性化にも結びつけばと考え、2点目です。

市内の婚活イベントをきっかけに、結婚に至った夫婦への結婚祝い金などの配付や、ウェディングドレスレンタル費用の一部補助、市内結婚式場を利用する場合に限った結婚式費用の一部補助などの特典があれば、街の活性化にも参加者増加にもつながると思うが、結婚チャレンジ事業費補助金などを活用できないのか。また、一般財源では考えられないかです。結婚はそれぞれの判断ですけども、さらなる支援があればと思いますので、以上2点質問してこの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 1点目の御質問ですけれども、結婚チャレンジ補助金は回数制限がないのかと、市の主催でもやったらどうか、という御提案でした。

開催回数に制限はありませんが、本事業について議会に御承認いただいた予算額は20万円であり、1回当たりの補助上限が10万円ですので、2回分に相当します。

また、「婚活イベントなどを実施する団体に対して補助金を交付する」と議会に御説明して、御承認いただいたところですので、市が主催することは考えておりません。

現在、本事業に御賛同いただける複数の民間団体と協議を進めているところであり、成果を上げられるよう、しっかり準備を進めていきたいと考えます。

2点目ですけれども、結婚祝い金の配付やウェディングドレスの費用の助成とか、結婚式場の費用の一部補助などについて、水俣市結婚チャレンジ事業費補助金が使えないかと、もしくは一般財源でできないか、という御質問でした。

水俣市結婚チャレンジ事業費補助金は県の補助制度を活用していることから、県の制度の要件上、議員御提案の事業について対象とすることはできません。

一般財源の実施での実施を含め、補助事業を創設する際には、事業の効果を十分考慮する必要がありますので、現段階では議員御提案の事業を実施することは想定しておりませんが、今後の支援策検討の参考にしたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 以上で、杉迫一樹議員の質問は終わりました。

この際15分休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

(牧下恭之議員登壇)

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。公明党の牧下恭之でございます。

それでは通告に従い、執行部の明解なる答弁を期待いたしまして、順次質問をいたします。

まず初めに、予防対策、带状疱疹ワクチン接種助成について。

予防は極めて重要な課題であります。健康寿命が延びることで、本人の生活の質の向上はもとより、結果的に医療・介護費の増加を抑えることが期待されています。

本市の高齢者数は、3月末で9,448人、高齢化率は42.1%となっています。誰もが健康で長生きできたらと考えているのではないのでしょうか。

子供の頃、水ぼうそうにかかった記憶がある方もいると思います。水ぼうそうは、一度かかり治った後も、実はウイルスは体の中の神経節に生涯隠れており、加齢による免疫力の低下や、過労やストレスが引き金となって、再発症することがあります。それが、带状疱疹であります。

带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われています。

体の左右どちらかの一方に、最初はピリピリ、チクチクと刺すような痛みがあり、夜も眠れないほど激しい場合があります。そして、赤い斑点と小さな水膨れが、神経に沿って帯状に現れることから、带状疱疹と名づけられました。神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあります。带状疱疹を発症すると、強烈な痛みで日常生活が困難になり、3、4週間ほどで、皮膚症状が治っても、50歳以上の方の2割に、神経の損傷による痛みが続く可能性があり、生活の質の低下を招きかねません。また、带状疱疹が現れる部位によって、顔面神経麻痺、目の障害、難聴、耳鳴り、めまいなどの重い後遺症が生じることもあります。

带状疱疹ワクチンは、日本では、厚生労働省により、2016年3月に、50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として効能効果が追記されました。2016年からある水疱生ワクチンに加えて、新たに2020年に使用可能となった不活化ワクチンは、生ワクチンに比べると予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも、接種できる点が優れています。

そこで、3点質問いたします。

带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えているか、お尋ねいたします。

带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はしているのか、お尋ねいたします。

高齢化が進む中、シニア世代の方々が元気に活躍されることは、とても大切なことであり、また、高齢になってからの強い痛みはとても苦痛だと思います。

しかし、带状疱疹ワクチンの接種費用は、生ワクチンで1回8,000円程度、不活化ワクチンは1回、2万2,000円程度と高額で、しかも2回接種しなければなりません。

名古屋市が2020年3月から接種費用の助成を開始しており、生ワクチンに対して1回4,200円の自己負担を、不活化ワクチンに対しては1回1万800円の自己負担を医療機関に支払うことで、接種ができる体制になっております。

そこで、本市においても、市民の健康を守るという観点から、带状疱疹ワクチン接種費用の助成をすべきと考えますが、いかがかお尋ねいたします。

次に、不登校支援について。

全国の小中学校で、不登校の児童生徒数が急増し、文部科学省は、令和5年3月31日に誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとのCOCOLOプランを発表しました。不登校の子供を支援していく上で、その保護者を支援していくことは大変重要であり、不登校の子供の保護者の会は、非常に重要な役割を果たしています。

今回のCOCOLOプランでは、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を支援する」と明記されました。

不登校の子供の保護者を支援していくことが必要だと思いますが、国のプランを受けての、今後の取組はいかがか、お尋ねいたします。

不登校の児童生徒は、一人一人の状況が大きく異なります。丁寧な指導を行うため、多様な学びの場の確保や指導体制を整備することが必要であります。今回のCOCOLOプランは、校内教育支援センターの設置促進とともに、学校での授業を自宅やスペシャルサポートルーム等教育支援センターに配信し、オンライン指導やテスト等も受けられるようにすると明記されました。

そこで、教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ちついて学習できる環境、スペシャルサポートルーム等を、全ての小中学校に設置する必要があると思うが、現在の設置状況と今後の取組についてお尋ねをいたします。

また、学校の授業を配信し、オンライン指導できる指導体制を確立すべきだと思うが、その現状と今後の取組についてお尋ねをいたします。

自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等、不登校の生徒の多様な学びの場が拡大している中で、そういった場での学びが学習成果として評価されないために、調査書、内申書の成績がつかず、不登校の生徒の高校進学の実現が制限されているという問題があります。今回の国のプランでは、自宅やスペシャルサポートルーム等、また教育支援センターでの学びの結果が成績に反映されるようにすると明記をされました。

そこで、不登校の生徒の高校進学を支援するため、自宅やスペシャルサポートルーム・教育支援センター等々での学びを確実に学校での成績に反映させることが、重要であると思うが、本市の中学校における現在の状況と今後の取組についてお尋ねいたします。

不登校特例校の設置推進についての現状と取組についてお尋ねをいたします。

次に、子どもの安全対策について。

北九州市門司区の小学校で、校舎4階のひさし部分の外壁の一部が剥がれて落下し、下校中の児童5人がけがをしました。1人が左足の中指を骨折、4人が腫れや痛みを訴えるなどのけががありました。この校舎は建設から40年以上たっていて、毎年4月に市内全ての小中学校で外壁の点検を行っており、この小学校でも、外壁の落下した月に点検を実施していましたが、異常は確認されなかったということでもあります。教育委員会は今回の事故を受け、改めて全ての小中学校で緊急点検を行い、再発防止に努めるとしています。

また、熊本県の施設でも、5月14日に、約7メートルの高さから落下してきた天井板の一部があたり、右腕を12針縫う大けがを負いました。前例がある場合は、しっかりした点検を行う必要があると思います。

子供の安全を第一に考え、2点質問いたします。

小中学校の外壁の点検及び老朽化した公共施設、特に公民館・図書館の現状と取組について、どのように行っているか、お尋ねいたします。

子供たちが安全で安心して通える施設を目指し、調査方法の統一化とマニュアルを作成してほしいか、お尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 赤司いきいき健康課長。

（福祉環境部いきいき健康課長 赤司和弘君登壇）

○いきいき健康課長（赤司和弘君） はじめに、予防接種対策、带状疱疹ワクチン接種助成について、順次、お答えします。

まず、带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えているか、との御質問にお答えします。

带状疱疹は、体内に潜んでいた水痘・带状疱疹ウイルスによって、皮膚の痛みやかゆみを伴う疱疹が生じるものです。

带状疱疹ワクチンは、50歳以上の带状疱疹の発症を抑制し、重症化や後遺症の予防につながる効果があるとされています。

次に、带状疱疹ワクチン接種の周知と接種の推進はしているのか、との御質問にお答えします。

带状疱疹ワクチン接種につきましては、予防接種法に規定されておらず、個人と医師の判断で接種していただく、任意接種に位置づけられており、市から市民への周知等は行っておりません。

次に、本市においても市民の健康を守るという観点から、带状疱疹ワクチン接種費用の助成をすべきと考えるのがいかがか、との御質問にお答えします。

現在、带状疱疹ワクチンは任意接種であるため、市において費用の助成は行っておりませんが、現在、国において定期接種化の検討が進められておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 带状疱疹に罹患すると、痛みももちろん大変ですが、治療費も大変であります。带状疱疹の治療薬は、処方される薬にもよりますが、約8,000円かかると言われています。また、带状疱疹によって入院する方は決してまれではありません。

抗ウイルス薬の点滴治療費、またいろんな入院費用、特に個室に入院する場合を含めると、10万円以上かかることもあり得ます。神経の痛みには効く薬が必要となり、薬代も痛みが治るまで、毎月約3,000円から4,000円かかるそうであります。痛み止めの薬で十分な効果が得られない場合、ブロック注射を受けることもあり、1回の受診で数千円の治療費がかかります。带状疱疹が治っても、痛みやしびれが残ることがあり、さらに治療費がかかると言われております。そういったことを考えると、いかに带状疱疹にかからないようにワクチンを接種することが大切であるか、お分かりいただけるかと思えます。

そして市にとっても、医療費削減という観点からも有効ではないかと考えます。ワクチン接種助成に係る経費より、治療にかかる医療費の方が高くなってくのではないかと考えております。

水俣市の国保のレセプトでは、带状疱疹と診断された方は、令和元年度で186名、そのうち75歳以上が95名、令和2年度では207名で、75歳以上は116名、令和3年度では195名の方が带状疱疹と診断されております。その中で75歳以上は113名となっております。非常に多くの方が、带状疱疹と闘っているとの現状がわかりました。これは国保だけの人数であります。

多くの治療費がかかっていることを考えると、予防対策を進めて、市民の健康と命を守る対策に移行するときだと考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

带状疱疹ワクチンの費用助成をしている市町村を把握しているか、お尋ねいたします。

答弁では、国の動向を注視して検討を進めるということでありましたけれども、医師会の意見を聞くなど、具体的に進められないか、お尋ねいたします。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 2回目の質問にお答えいたします。2点質問いただきました。

まず、ワクチンの費用助成をしている市町村を把握しているか、との質問をいただきました。

全国的に費用助成を行う市町村があることは認識しておりまして、熊本県内でも、長洲町が助成をしていると聞いております。

次に、国の動向を注視するとのことだが、医師会の意見を聞くなど具体的な動きを進められないか、との質問をいただきました。

これにつきましては、国の定期接種化の結論が出ていない中、また、ほかの任意接種ワクチンもある中で、助成の必要性や費用対効果などの十分な検証が必要になると考えております。医師会の御意見や、国や他自治体の状況も踏まえ、引き続き研究してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 2013年に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の中で、健康に関しては、「人口の高齢化が急速に進展する中で、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、高齢者も若者も健康で年齢等に関わりなく働くことができ、持てる力を最大限に発揮して、生きることができる環境の整備等に努めること。また、健康の増進、維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進すること」とうたわれております。

带状疱疹にかからないように、生活習慣の見直しや免疫をつけることも大事になってくると思います。そういった予防も大切になってくると思いますので、こういったことも市民にPRしていただきながら、また生涯を元気で充実した生活を送れるように、带状疱疹ワクチン接種の助成につきましても、少しでも早い段階で医師会との検討の方をよろしくお願い申し上げまして、带状疱疹助成の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、不登校支援について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、不登校支援について、順次お答えします。

まず、不登校の子供の保護者を支援していくことが必要だと思うが、今後どのように取り組んでいくのか、との御質問にお答えします。

令和5年3月末に文部科学省から、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策CO-COLOプランについて通知がありました。

このプランの不登校児童生徒の保護者への支援の項目において、「保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるようにすることが重要であり、そのためには、教育委員会等において、教育支援センターや相談機関、保護者の会等の民間施設や多様な居場所等に関する相

談窓口を設け、必要な情報を整理し、提供することが求められること」また、「保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して、保護者を重層的に支援することが望ましいこと」としています。

本市におきましては、以前から当該児童生徒のみならず、保護者の悩みや不安を和らげられるように、スクールソーシャルワーカーを配置し、面談等を行いながら、病院等専門機関や民間の児童家庭支援センター等につなぐなど、対応してきたところです。近年、急激に増加する不登校児童生徒の保護者に、適切な情報や支援が届けられるよう、さらなる相談体制の充実を図ってまいります。

次に、教室に行きづらくなった児童生徒が、学校内で落ちついて学習できる環境スペシャルサポートルーム等を、全ての小中学校に設置する必要があると思うが、現在の設置状況と、今後の取組はどうなっているのか、との御質問にお答えします。

先ほどのCOCOLOプランの不登校児童生徒が学びたいと思った時に、学べる環境の整備の項目において、「支援スタッフ等の活用や、学校ボランティア等の協力も得つつ、空き教室や、空いているスペースを利用するなどして、校内教育支援センター、スペシャルサポートルーム等を設置することが望まれること」としています。

本市におきましては、学習室等の名称で同様の教室を、中学校は4校中4校、小学校は7校中2校で設置しています。現在設置していない小学校は、教室に入れない児童が、今のところいないということでしたが、空き教室等を利用して設置することは可能であるとの回答を得ていますので、必要に応じて設置を進めてまいります。

次に、学校の授業を配信し、オンライン指導できる指導体制を確立すべきだと思うが、その現状と、今後の取組はいかがか、との御質問にお答えします。

児童生徒に1人1台端末を配付し、学校にいなくても、タブレットを活用して学習できる環境はできています。

授業の配信につきましては、先ほどの学習室で学ぶ生徒に対し、ZOOMによる配信を、行っている学校もあります。

一方、オンラインでの指導体制としましては、市の子ども自立支援室にポケットWi-Fiを貸し出し、通ってくる児童生徒が、いつでも活用できる環境をつくっています。

また、eライブラリという学習支援ソフトを導入し、どの学年のどの教科からでも学び直しができるようにしていますので、自分の学びのペースで取り組む環境ができています。

今後の取組としましては、学校や自立支援室等につながっていない不登校児童生徒に対するタブレットを活用したオンライン学習をさらに進め、学習機会の確保に努めてまいります。

次に、不登校生徒の高校進学を支援するため、自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援セ

ンター等での学びを、確実に学校での成績に反映させることが重要であると思うが、本市の中学校の現状と今後の取組はいかがか、との御質問にお答えします。

学習室や市の子ども自立支援室に通っている児童生徒については、指導要録上出席扱いにしています。また、自立支援室では、タブレットを用いた学習や、テストも受けることができ、指導員は、毎日の学習や生活の様子をまとめ、1週間に1回、学校に情報提供をしています。学校では、その様子を確認し、成績に反映することができます。

自立支援室に通っていない不登校生徒については、家庭との連絡を密に取り合いながら、どの機関とつながっているのか、どのような生活をしているのかなどを把握するよう努めています。

いずれにしましても、当該生徒たちの不利益にならないよう、今後も配慮してまいります。

次に、不登校特例校の設置推進についての現状と取組はどうなっているか、との御質問にお答えします。

令和2年1月に文部科学省が出された不登校特例校の設置に向けての手引では、不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して、教育を実施する学校を、不登校特例校としています。

本市においては、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、具体的な状況把握を行い、まずは、現在どこにもつながっていない不登校児童生徒を、民間の児童家庭支援センターや市の子ども支援室等、家の外の機関につなぐ方策が急務であると考えています。

そのため、現段階では、不登校特例校の設置については考えておりません。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 政府は、不登校の子供を対象に、柔軟なカリキュラムを組める不登校特例校について、全都道府県、政令指定都市への設置を目指す方針を固め、経済財政運営と改革の基本方針骨太の方針に初めて明記をしました。

また、文部科学省は、不登校に関する調査研究協力者会議の報告書を取りまとめ、今後の不登校児童生徒への学習機会の確保と支援の在り方について、重点的に実施すべき政策の方向性は、①誰一人取り残されない学校づくり、②不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握、③不登校児童生徒の多様な教育機会の確保、④不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援の4点であり、不登校の考え方として、登校という結果のみを目標とせず社会的自立を図ること、状況によっては休養が必要であり、学校に行けなくても悲観する必要はなく、様々な教育機会を活用することが必要として、全国の教育委員会等の機関へ通知し、小・中・高等学校等への周知を図りました。

岐阜市の中学校は、ICTを活用した学習支援に力を入れた自治体主導による不登校特例校が2021年4月に開校。不登校特例校は、不登校の子供に配慮して、柔軟な教育課程が実施できるた

め、通常、中学校の授業時間は、年間1,015時間ですが、中学校は770時間、定員は40人で、初年度の説明会には120家族380名が参加したそうであります。現在1年生13人、2年生12人、3年生15人が在籍し、2017年に閉校した小学校の校舎を使っております。

全ての授業がオンライン配信されているため、学校に行けない場合は、個々の状況に合わせて自宅でも受けられます。

登校スタイルは、月に1回、生徒の状況に応じて、毎日やICTを活用した在宅中心学習、そして、週数日登校と在宅学習の組合せから選ぶことができ、時間割は生徒と教師が相談しながら一緒に決める。さらに、学級担任は、生徒が選ぶことができ、その後の変更も可能、服装・持ち物の規則はない。授業にも特色があり、自分で自由に決めたテーマに取り組めるセルフデザインという科目もあり、タブレット端末で絵をかいたり、学校備品の楽器を演奏したり、様々な時間を過ごすことができます。

校長の方針は、「ここに来るのは、普通の学校に通うのが困難だった子供。子供が学校に合わせるのではなく、学校が生徒に合わせて、一人一人の個性を伸ばす教育」。校長室や職員室は開放されており、昼食を一緒に食べる生徒もいるそうであります。

この中学校では、入学前に毎日登校を考えていた生徒は18人でしたが、4月末には7割近くの27人が毎日登校を希望しております。3年生の中には、高校を目指して、受験勉強に励む生徒もいるそうであります。

全国の小中学校で、2020年度に不登校だった児童生徒は、前年度比8.2%増の19万6,127人となり、8年連続で増加し過去最多となる中、不登校の子供の状況に合わせた柔軟な授業カリキュラムを組むことができる。不登校特例校が、2020年4月時点で、全国10都道府県で21校設置され、その取組が注目をされております。

2016年に公明党の推進で成立した教育機会確保法に基づく基本指針で、国は、自治体に対し、不登校特例校の設置を促しています。また、政府は、経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）に、不登校特例校の全都道府県、政令指定都市への設置を目指す方針を固め、初めて明記をしました。

そこで、本自治体において、不登校特例校の設置が急務であると考えますが、現段階の状況と合わせて、今後設置に向けて、関係各所への働きかけなど、どのような取組をしていくのかお尋ねをいたします。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えします。

今、本自治体において、不登校特例校の設置が急務であると考えられるけれども、現段階の状況と合わせて、今後設置に向けて関係各所への働きかけなど、どのような取組をしていくのか、との

御質問でした。

先ほどのCOCOLOプランの不登校特例校の設置の項目においては、「不登校児童生徒を受け入れる不登校特例校については、令和5年3月現在、全国で21校の設置にとどまっているが、文部科学省では、今後早期に全ての都道府県、政令指定都市に設置されることを目指す」としておりますので、熊本県におきましては、まずは、県や熊本市が設置へ向けて動き出すと思われ

ます。
また、平成28年12月に成立した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法では、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保のため、教育支援センターや、不登校特例校の設置促進について示してあります。つまり、多様で適切な教育機会の1つとして、教育支援センターや不登校特例校というものを示してあります。

先ほども申し上げましたけれども、本市の状況からは、不登校児童生徒の社会的な自立に向けて、具体的な状況把握を行い、まずは、現在どこにもつながっていない不登校児童生徒を、民間の児童家庭支援センターや市の子ども自立支援室等、家の外の機関につなぐ方策が急務であると捉えています。

不登校特例校につきましては、その後必要性が出てきたときに検討してまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 熊本の学習支援センターが廃校舎を活用し、天草市の旧下田南小学校に8月開校をしました。不登校や引きこもりの子供たちに学びの場を提供をします。天草地域を中心に県内外から受け入れ、定員は50名。下田南地区は高齢化率65%、地区会長は、「過疎化が進む地域に子供たちの声が戻るのはうれしい」とのことです。

ほかに、熊本市や人吉市、菊地市など10校を設置しているそうでもあります。

あらゆる手段を模索し、子供の不安と不登校を減らしていく努力を切にお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、子どもの安全対策について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 設楽教育課長。

（教育委員会教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会教育課長（設楽 聡君） 次に、子どもの安全対策について、順次お答えします。

まず、小中学校の外壁の点検及び老朽化した公共施設、特に公民館・図書館の現状と取組はどのように行っているか、との御質問にお答えします。

小中学校の外壁等につきましては、定期的な目視による点検を行っております。

その上で、異常が発見された場合には、専門業者に調査を依頼し、必要に応じて修繕等の対応を行っておりますが、建築後40年以上経過した建物が半数を占めているので、現在、計画的な建物の外壁等の改修工事を進めております。

公民館・図書館につきましては、開館して、41年が経過し、経年劣化による施設や設備の修繕等が増えており、外壁については、目視による点検を行っております。

次に、調査方法の統一化とマニュアル作成が必要と思うがいかがか、との御質問にお答えします。

これまでは、令和2年度に策定した水俣市学校施設等長寿命化計画に基づいて、施設の改修工事等を実施してはきましたが、学校施設等における点検については、文部科学省が策定した学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックにおいて、調査方法や点検チェックリスト等が示されていますので、今後は、それらを活用した点検を実施したいと考えております。

また、当該ガイドブックは、社会教育施設等についても有効であると考えられますので、公民館・図書館についても、ガイドブックに記載されている調査方法や点検チェックリスト等を活用し、定期的な点検を実施したいと考えています。

点検の結果、詳細な調査が必要と判断される場合には、専門家に依頼するなどして対応したいと考えます。

なお、マニュアルの作成については、先ほど述べましたとおり、文部科学省が策定したガイドブックの活用を想定しているため、現時点では考えておりません。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 文科省が策定した学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックを活用した定期的な点検を目視により実施するとのことですが、北九州市もガイドブックを活用し、毎年4月に点検を行っていました。異常はありませんでした。しかし、点検したその月に、外壁落下事故で、5人の児童がけがをしました。

また新聞には、県立の27校80棟で、天井など落下の恐れの記事が載っておりました。

鹿児島県のある市は、北九州市の崩落事故を受けて、緊急点検として、調査方法を役所の部署内で協議をしました。その中で、外壁工事に従事している塗装・防水・板金の技能士や施工管理、また建築仕上げ技術者などの有資格者の専門業者にも相談し、意見を求めることにしました。落下事故につながるかを、長年の知識や経験をもとに調査し、最善の補修方法を検討しようとしております。

第一小学校の校舎1が築年数63年、体育館が51年と、小中高で46施設の中で、40年を超える建物が25施設あります。54%以上が築年数40年を超えています。

そういう状況でありますので、調査方法の統一化とマニュアル作成で、子供たちの安全を守るために、最後に小島教育長の方針と取組をお尋ねして、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えいたします。

調査方法の統一化とマニュアル作成で、子供たちの安全を守るために、私の方針と取組についての御質問でした。

学校施設は、子供たちが1日の大半を過ごす場であるとともに、非常災害時には、地域住民の避難所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であると考えております。本市の学校施設の多くが、建築後40年以上を経過しており、老朽化対策が必要となっておりますので、令和2年度に策定しました水俣市学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的に外壁等の改修に取り組んでおります。

今後も、外壁等の改修工事が着実に進められるように努めるとともに、文部科学省が策定した学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック等を参考に、定期的な施設の点検等を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、淵上美緒議員に許します。

（淵上美緒君登壇）

○淵上美緒議員 改めまして、こんにちは。参政党参政会派の淵上美緒です。

初めての一般質問でとても緊張しておりますが、水俣市民の方々の負託を受けた者として、日章旗と水俣市旗を背に襟を正す思いで、今ここに立っております。

この2か月間、水俣市議会新人議員として、初めての経験を日々積み重ね、吸収していく中で、先輩議員の方々や市の職員の方々から様々な助言をいただき、大変ありがたく思っております。引き続き、しっかりと学び、考え、行動へつなげていきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしく願いいたします。

私が所属している参政党は、令和2年に結党した党で、日本の国益を守り、世界に大調和を生むこと、御先祖が一生懸命築いてきてくださった素晴らしい日本を後世へ受け継ぐことを理念と

している政党です。また、国民に政治参加をしてもらうことを第一に掲げている党でもあり、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を広げていきたい、と思っております。

現在、日本には国家安全保障をはじめ、様々な課題があふれています。

最近、LGBT理解増進法案が可決されました。もちろん、LGBTや性的マイノリティーの方々に対する不当な差別や偏見などはあってはならないと考えますが、法律によって多様性を認めなければいけないということが、逆に女性や子供の権利を侵害するのではないかと、とても懸念しております。日常生活においても、区別と差別や平等と公平を混同しないようにと願っております。

ほかにも、少子高齢化や自然災害、食料自給率のことなどたくさんの課題があります。

日本の課題は地方の課題でもあり、だからこそ、参政党としても、水俣市議会議員としても、日本全体が良くなるために、水俣市がどうあるべきか、地方からの課題解決という視点で、これから活動いたします。

そして、市民の暮らしのために、いつも尽力されている高岡市長及び執行部の方々、また、水俣市議会や水俣市民の方々とともに、みんなが幸せを感じ、笑顔あふれる元気なまち水俣の実現のために、私自身、尽力させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い質問いたします。

大項目1、新型コロナワクチンについて。

①、新型コロナワクチンの春開始接種が始まっているが、現在の新型コロナウイルスの感染状況はどうか。

②、市内における新型コロナワクチンの副反応についての状況はどうか。

③、乳幼児や小児への新型コロナワクチン接種の必要性についてどのように考えているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 赤司いきいき健康課長。

（福祉環境部いきいき健康課長 赤司和弘君登壇）

○福祉環境部いきいき健康課長（赤司和弘君） 新型コロナワクチンについて、順次、お答えします。

まず、新型コロナワクチンの春開始接種が始まっているが、現在の新型コロナウイルスの感染状況はどうか、との御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日から5類感染症に変更されたことに伴い、これまで総数を毎日把握し公表されていましたが、定点医療機関からの報告数を週

ごとに公表する方法に変わりました。

1 定点当たりの患者報告数は、水俣保健所管内では、5月8日から14日までは2.67、5月15日から21日までは3、5月22日から28日までは1、5月29日から6月4日までは4、6月5日から11日までは2.33となっております。直近1週間では、県平均の5.43よりも低くなっておりますが、県平均値は増加傾向にある状況です。

次に、市内における新型コロナワクチンの副反応についての状況はどうか、との御質問にお答えします。

ワクチン接種が原因と疑われる一定の症状がある場合、診察をした医療機関から国へ報告する予防接種後副反応疑い報告制度があり、本市においては、令和3年5月から令和4年9月まで、10件の報告がっております。ただしこの報告は、発生した症状と予防接種との因果関係が必ずしも明らかでない場合であっても、報告対象となるものです。

次に、乳幼児や小児への新型コロナワクチン接種の必要性についてどのように考えているか、との御質問にお答えします。

全国的に乳幼児や小児においても、新型コロナウイルスの感染により重症例が確認されています。ワクチン接種による中和抗体価の上昇や、発症予防効果が確認されていることから、接種の必要はあるものと考えております。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 答弁いただきありがとうございます。

5類へ移行された5月8日から、一定点当たりの報告数が示されるとのことで、水俣市、津奈木町、芦北町が含まれている水俣保健所管内における報告数が、直近で2.33、県平均5.43よりも低い状況であると理解いたしました。このことに関しまして、私は、この2.33という数字の中身を重視する必要があるのではないかと考えております。

新型コロナウイルスが、未知のウイルスと報道されてから約3年半、当初はインフルエンザと比べ重症化を招きやすく、致死率が高いがゆえに、緊急措置として新型コロナ特措法の施行や指定感染症法として、新型インフルエンザ等感染症2類相当へ位置づけられていたかと思えます。つまり、新型コロナ対策をする上での基準は、重症化率や死亡率であったかと思えます。

ここで、1点目の質問です。

今述べたように、コロナ対策をするに当たっての基準は、症状の重さであると考えますが、水俣市において、新型コロナ感染症の重症者、また、軽症者を把握しているのか、お尋ねいたします。

次に、市内における新型コロナワクチンの副反応については、予防接種後副反応疑い報告制度において、10件の報告あり、という答弁をいただきました。また、因果関係が必ずしも明らかで

ない場合でも、報告対象となるものという、制度に関する御説明もいただきました。

この制度においての10件という数字をどう捉えるかなのですが、この報告制度というものは、医師が副反応疑いと認め、国へ上げたものだけの数字でありますので、可能性として、その数字以上に、副反応でつらい思いをされている方がいるのではと考えます。といいますのも、厚生労働省の資料において、令和5年4月28日時点で、医療機関からの副反応疑い報告として、3万6,317件、うち重篤者が8,528件、死亡疑いとして2,059件報告されています。副反応の予防接種健康被害救済制度においては、令和5年5月26日時点で、認定数が2,622件、うち死亡が67件、そして、厚生労働省が対応に追いつかず、申請に対し着手されていない方が4,700名以上という状況です。これまでの救済認定率は9割ですので、これを積み上げれば、少なくとも6,600件認定されるということになります。

ちなみに、1977年2月から2021年12月まで、全てのワクチンにおける救済制度の認定数は3,522件です。つまり、たった2年間のコロナワクチン接種期間で、過去43年間の倍近くの認定者が出るという計算になります。

厚生労働省は、この救済制度についての説明として、「予防接種は感染症予防のために重要なものですが、健康被害が起こることがあります。極めてまれであるものの、副反応による健康被害をなくすことができないことから、救済制度が設けられています」とありますが、私には、この新型コロナワクチン接種期間における認定数が、極めてまれとは思えないのです。もちろん緊急のために特例承認を受け、実用化したメッセンジャーRNAワクチンですので、それなりにリスクもあるとは思いますが、しかし、リスクもあるからこそ、有効性がどうなのか、科学的な判断を迅速にする必要があると思います。

日本の超過死亡に関しても、少し述べさせていただきます。

超過死亡というのは、国内の死亡者数が例年の傾向をどれだけ上回ったかを示すものであります。全ての死因を含む日本全体の死亡者数は、コロナ流行前の令和元年は約138万人、コロナ流行時の令和2年は減少し、約137万人、令和3年は約144万人、令和4年は約157万人です。新型コロナが流行したゆえに、死亡者数が増えたと思われる方が大半だと思います。ですが、令和4年を例に挙げますと、令和4年の超過死亡は10万人以上で、新型コロナでお亡くなりになられた方は約4万人、4万人を差し引くと、6万人になります。少なくとも6万人です。その6万人の死因がうやむやにされているのが現状です。

これは、熊本県のデータでも同じようなことが言えます。例年よりも明らかに多い超過死亡に対して、ワクチンが原因である、と言い切ることはいたしません、ワクチンが原因ではないとも言えない、のが現状ではないでしょうか。

本来、ワクチンは治療薬と違い、健康な人が予防効果のために接種するものですので、高い安

全性を求める必要があるのではないかと思います。

少し長くなってしまいましたが、以上のことを踏まえ、2点目の質問です。

現在、全国的に、副反応疑い報告数や救済認定数が増加傾向ではありますが、市民の命と健康を守るためにも、有効性や安全性を、水俣市としても調査や公開する必要があるのではないかと、と思いますが、市の見解をお聞かせください。

次に、乳幼児や小児へのワクチン接種の必要性についてです。

全国的に、重症例の確認及びワクチン接種による発症予防効果等が確認されていることから、必要性はあると考えている、と答弁をいただきました。乳幼児及び小児の重症化に関してなのですが、重症例はあるものの、重症化率としましては限りなくゼロに近く、厚生労働省のワクチン接種歴別の新規陽性者数感染症対策アドバイザリー資料において、ワクチンを2回接種されている方の陽性率が、ワクチン未接種の方の陽性率を上回るというデータが記されています。そのことを踏まえますと、乳幼児及び小児へのコロナワクチン接種は、本当に合理性があるのかと思いますし、むしろ、特例承認のワクチンの中長期的なリスクの可能性も考え、子供たちの健康のためにも、慎重に対応した方が良いのではないかと、思います。現在、慎重に対応されている自治体が幾つかあり、6か月から4歳児に接種券の一斉送付をしない自治体が402、5歳から11歳は88あるようです。

このワクチン接種事業は国策ですので、水俣市としても、大変難しいところであるとは思いますが、3つ目の質問として、乳幼児及び小児への接種券は一斉送付ではなく、希望者による申請方式の方が良いのではないかと、について水俣市の考えをお聞かせください。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 2回目の質問にお答えします。

3つの質問いただきました。

まず、新型コロナウイルス感染症の重症者、軽症者を把握できているのか、という質問をいただいております。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行する以前から、市町村では、重症者、軽症者の把握はできておりません。

次に、ワクチンの有用性や安全性を市として調査し、公開する必要があるのではないかと、の質問をいただいております。

これにつきましては、ワクチンの有効性や安全性については、国において必要な調査・検討がなされ、臨床試験を通じて、有効性と安全性に関して厳格な評価が行われた上で、薬事承認されているものですので、市独自の見解を示すことは困難です。

次に、乳幼児及び小児に対しても、接種券を一斉送付するのではなく、希望者への申請方式の

方が良いのではないか、という質問をいただいております。

これにつきましては、乳幼児及び小児のワクチン接種についても、強制ではありません。また、接種を希望しない人に対して、接種を強要したり、行動制限を求める等はありません。

保護者が、予防接種の効果と副反応のリスクの双方について十分理解した上で、接種の判断をしていただく必要があるため、判断材料となる説明書とともに、接種券を送付しております。

希望者への申請方式につきましては、保護者の手続の負担を増やすことなどから、適切ではないと考えております。

答弁については以上です。

○議長（岩村龍男君） 淵上議員。

○淵上美緒君 答弁いただき、ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の重症者、軽症者は、市町村では把握できないとのことでした。把握できないことにつきましては、仕組みの問題であるとも思います。これからも、水俣市民の方々に安心して健やかな日々を送っていただくためにも、正確な情報を伝える必要があると思いますので、重症者や軽症者などの内訳を水俣市としてしっかりと把握し、伝える、そして適切な対策を、水俣市民、お一人お一人にさせていただく、という仕組みづくりをお願いしたいと思っております。

次に、新型コロナワクチンの有用性や安全性を、水俣市として調査や公開しないのか、という質問についてです。

国において、有効性と安全性に関しての評価が行われており、水俣市独自の見解を示すことは難しいとお答えいただきました。現時点で、市の見解を示すことが難しいということは理解いたしますし、新型コロナワクチン接種事業が国策である以上、自治体独自で動くことが大変難しいことであることも承知しております。

しかし、先ほど御説明しましたように、新型コロナワクチンは、緊急措置として特例承認されたものです。安全性に関して、迅速に判断する必要があるはずですが、国としての評価が追いついていないのが現状です。

日本における薬害、そして、アメリカ、ファイザー社の薬害事件や裁判などの歴史も踏まえ、悲しい出来事を繰り返さないためにも、水俣市として一度立ちどまり、考えていただきたく思っております。

新型コロナワクチンについての調査や公開、また、それに適した動きを、国からではなく地方からしていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、乳幼児及び小児への接種券についてです。

現時点の厚労省によるデータにおいて、乳幼児及び小児への接種に対し、合理性を見いだすことが難しいことから、希望者による申請方式のほうが良いのではないかと提案させていただきま

した。そのことにつきまして、希望する保護者の方の手續の負担を増やすことになるなどの理由から、適当でないと考えたというお答えをいただきました。確かに言われるとおり、小さいお子様の保護者の方はとても忙しくされており、接種を希望されたときに、手續をしなければいけないということで、負担をかけてしまうと思いますので、環境を整えてくださることには、大変ありがたく思っております。

しかし、忙しいからこそ、接種券が届いた際に、これまで積み上がっているデータを基に、深く考察することが難しいとも考えられます。先ほど、接種券を一斉送付していない自治体について述べさせていただきましたが、その中の大阪府泉大津市のことを少しお話しさせていただきます。

泉大津市では、接種券を一斉送付しないことに加え、ワクチン接種に対する考察をまとめた資料や動画を市のホームページへ記載するなど、できる限りの情報提供をされています。

子供たちのことを考えると、このような形が一番の理想ではないかと思いますが、この形が、現状、難しいということもあると思いますので、せめてできる方法として、今後送付する際に、接種券に同封する資料について、変更または追加などをしていただけたらと思っております。

以上のことをまとめまして、新型コロナワクチン接種券の一斉送付の際に、接種を促進するのと同じ情報量でリスクを伝える資料の追加も検討してはいかがか、についてお答えをよろしくお願いいたします。

最後になりますが、先日、陽性者数が増えたということで、医療センターから面会中止のお知らせが届きました。感染状況が落ちついていた中で、5月から追加接種が始まり、陽性者が増え始めるという現状で、本当にこのままでいいのか、医療従事者の方々を初め、国民、市民が一体となって、コロナ対策を一生懸命してきたこの約3年半を無駄にしないためにも、私自身も情報をアップデートしながら、適切な対応ができるように、これからも努めていきたいと思っておりますので、どうか一緒に考えていただけたらと思っております。

質問は1点です。よろしくお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 3回目の質問にお答えします。

接種を推進する情報量と同じく、リスクについての資料の追加も検討してはどうかとの質問をいただきました。

これまでも、保護者自らがワクチン接種の判断をいただけるよう、予防接種の効果と副反応のリスクの双方について記載した説明書を送付しており、併せて、ワクチン接種は任意であること等を記載しております。今後も保護者の方々に、より分かりやすい資料の提供に努めてまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、淵上美緒議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明22日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時51分 散会

令和5年6月22日

令和5年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

令和5年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和5年6月22日（木曜日）

午前9時31分 開議

午後2時37分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	淵上 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	高岡 朱美君
藤本 壽子君	小路 貴紀君	桑原 一知君
真野 頼隆君	岩村 龍男君	田口 憲雄君
松本 和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（橋本 晃君）
主 任（宮崎 聖子君）	主 任（森 ちひろ君）

（説明のため出席した者） 17人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（中谷 衛君）	福祉環境部長（堤 茂君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総務企画部次長（岡本 夫美代君）	産業建設部次長（田中 真也君）
上下水道局長（永田 久美子君）	総合医療センター事務部総務課長（上田 敬祐君）
総務企画部市長公室長（白本 亮君）	総務企画部総務課長（岩井 浩昭君）
総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）	福祉環境部市民課長（鎌田 みゆき君）
福祉環境部福祉課長（丸山 健一君）	産業建設部農林水産課長 兼農業委員会事務局長（山村 良一君）
教育委員会教育課長（設楽 聡君）	

○議事日程 第4号

令和5年6月22日 午前9時31分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|---------|---|-----------------------|
| 1 | 吉野 誠 君 | 1 | 水俣市の子ども・子育て政策の考え方について |
| 2 | 高岡 朱美 君 | 1 | 水俣市の埋蔵文化財の保存について |
| | | 2 | 登下校中の児童・生徒の安全確保について |
| 3 | 桑原 一知 君 | 1 | マイナンバーカードの利活用について |
| | | 2 | 若年層や子育て世代が住みやすいまちについて |
| | | 3 | イノシシ・シカの被害対策について |

(付託委員会)

第2 議第34号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第3号) (各委)

第3 議第35号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第4 議第36号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第5 議第37号 水俣市水道条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第6 議第38号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第4号) (各委)

第7 議第39号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (厚生文教)

第8 議第40号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (厚生文教)

第9 議第41号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号) (厚生文教)

第10 議第42号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号) (総務産業)

第11 議第43号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第1号) (総務産業)

第12 議第44号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について (総務産業)

第13 議第45号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第14 議第46号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第15 議第47号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第16 議第48号 水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について(厚生文教)

第17 議第49号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第5号) (総務産業)

- 第18 議第50号 農業委員会委員の任命について
 - 第19 議第51号 農業委員会委員の任命について
 - 第20 議第52号 農業委員会委員の任命について
 - 第21 議第53号 農業委員会委員の任命について
 - 第22 議第54号 農業委員会委員の任命について
 - 第23 議第55号 農業委員会委員の任命について
 - 第24 議第56号 農業委員会委員の任命について
 - 第25 議第57号 農業委員会委員の任命について
 - 第26 議第58号 農業委員会委員の任命について
 - 第27 議第59号 農業委員会委員の任命について
 - 第28 議第60号 農業委員会委員の任命について
 - 第29 議第61号 農業委員会委員の任命について
 - 第30 議第62号 農業委員会委員の任命について
 - 第31 議第63号 農業委員会委員の任命について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時31分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から条例案 4 件、補正予算 1 件、人事案14件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から地方自治法第243条の 3 第 2 項による株式会社みなまたの経営状況報告 1 件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、鎌田市民課長、丸山福祉課長、山村農林水産課長兼農業委員会事務局長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、吉野誠議員に許します。

（吉野誠君登壇）

○吉野 誠君 皆さん、おはようございます。こども未来会の吉野誠です。

今回初めて質問をさせていただきます。議員になってから、今まで知らなかった様々なことを知りました。特に印象的なものは、上の世代の方々が、市政に対する深い関心を持っているということを知ったことです。それに比べて、自分に近い世代、より若い世代の中には、市の運営がまるで別世界の出来事であるかのように感じている、という人が多いという現実も感じました。

これは、かつての私自身もそうでした。水俣のことが、どこでどんなふうに進んでいるのかわからぬ。これは国が決めたのか、県が決めたのか、それとも市が決めたのか。調べるのは、時間がかかるけど、でも私がしたところで何も変わらないし、というような状態です。

しかし、このように思っていたということは、かつての自分のような考えの方へアプローチしていくときには、忘れてはならない視点だとも考えております。

そして、若い世代が自分たちのまちづくりに関心を持てるような活動をしなければ、と私は思います。

水俣市の目指す将来像は、「みんなが幸せを感じ、笑顔あふれる元気なまち」と、総合計画にも書いてありました。とてもすてきな理念です。その将来像を現実のものにするためには、具体的な行動と成果が必要です。そのためには、現状を正しく把握し、市民の要望を集約し、目標を設定して、実現のために関わる人全ての力を合わせることを重要だと考えます。

国では、こども家庭庁が創設され、こども基本法というものも施行されました。子育て政策は、今とても注目されている部分だと思います。

長くなりましたが、質問を通じて、水俣市が子育て世帯をどのように把握し、どのような環境を目指し、どのような取組を行っているのか、見詰めていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、以下質問いたします。

大項目1、水俣市の子ども・子育て政策の考え方について。

中項目1、現在の状況について。

- ①、5年間の出生数と合計特殊出生率及び児童手当の受給者数の推移はどうか。
- ②、水俣市の子育て支援のビジョン・ミッションはどのようなものか。
- ③、子育て環境の評価は多面的に行う必要があるが、それらの項目はどんなことがあると考え

ているか。

④、子育て家庭の形には、どのような家庭のパターンがあると考えているか。

⑤、子育て支援政策の策定や改善の過程はどのような流れか。また、市民や専門家の意見はどれほどの人数や頻度で取り入れているか。

中項目2、子育て世帯に選ばれる水俣について。

①、子育て世帯が水俣を選ぶメリットは何があると考えられるか。

②、どのような子育て世帯をターゲットとしているのか。

中項目3、子ども・子育て支援事業計画について。

①、第1期計画と比べて、第2期計画では具体的な事業が見えづらいと思うが、いかがか。

本壇からの質問は以上です。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 丸山福祉課長。

（福祉環境部福祉課長 丸山健一君登壇）

○福祉環境部福祉課長（丸山健一君） 初めに、水俣市の子ども・子育て政策の考え方についての御質問のうち、現在の状況について順次お答えいたします。

まず、5年間の出生数と合計特殊出生率及び児童手当の受給者数の推移はどうか、との御質問にお答えします。

出生数は、平成30年度143人、令和元年度140人、令和2年度134人、令和3年度113人、令和4年度の速報値は122人となっております。

また、合計特殊出生率は5年に1度の報告となっており、最新の公表データであります平成25年から29年の数値は、1.73となっております。

児童手当の受給者数は延べ人数で、平成30年度2万9,292人、令和元年度2万8,586人、令和2年度2万8,072人、令和3年度2万7,102人、令和4年度2万5,757人となっております。

次に、水俣市の子育て支援のビジョン・ミッションはどのようなものか、との御質問にお答えします。

子ども・子育て支援事業計画において、誰もが安心して産み育てられるまち みなまたを基本理念としており、基本目標として、地域における子育ての支援、子どもと親の健康づくり、仕事と子育てを支える地域社会づくり、支援の必要な児童等への取組の推進の4つを掲げています。

次に、子育て環境の評価は、多面的に行う必要があるが、それらの項目にはどのようなことがあるか、どんなことがあると考えているか、との御質問にお答えいたします。

孤立を防ぎ、気軽に相談できるなど、子育て家庭の多様なニーズに応える環境や子供の心身の

成長のための教育環境、安心して子育てできるように、仕事と生活のバランスがとれた子育て環境のほか、支援を要する子供、家庭をみんなで支える環境づくりに資する項目を掲げております。

次に、子育て家庭の形には、どのような家庭のパターンがあると考えているか、との御質問にお答えします。

核家族世帯、ひとり親世帯、3世代同居されている世帯など、育てている子供の人数や学齢、子育てを行っている家族の就労や同居の有無などの状況により、様々な家庭があると認識しております。

次に、子育て支援施策の策定や改善の過程はどのような流れか。また、市民や専門家の意見はどれほどの人数や頻度で取り入れているか、との御質問にお答えします。

子ども・子育て支援法に基づく、水俣市第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、アンケートを実施するなどのニーズ調査を行い、それらを踏まえて、必要な施策等を掲げています。また、策定に当たっては、子育てに関する様々な関係機関、団体等の代表者10人程度で構成され、法定の意見聴取機関となっている、水俣市子ども・子育て会議を4回開催し、さらに、パブリックコメントも実施し、広く市民の御意見をいただきながら策定しております。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 堤福祉環境部長。

(福祉環境部長 堤茂君登壇)

○福祉環境部長(堤 茂君) 続きます。子育て世代に選ばれる水俣について、順次お答えします。

まず、子育て世代が水俣を選ぶメリットは何があると考えられるか、との御質問にお答えします。

本市は、保育所、認定こども園の待機児童がゼロの状態を達成しており、保護者が安心できる体制を確保しております。また、総合医療センターを中心とした地域医療体制も充実しており、安心して子育てができる環境です。さらに、エコパーク水俣周辺には、スポーツ施設や木のおもちゃ館のほか、様々な遊具が備わっており、年齢に合わせて自由に遊べる場所や、地球環境について学べる熊本県環境センターなど、様々な施設が立地する充実した社会資源があります。加えて、豊かな自然に囲まれており、子育て世代の生活の場として選んでいただけるメリットを備えているものと考えております。

次に、どのような世帯をターゲットとしているか、との質問にお答えします。

子ども・子育て支援計画の基本理念、誰もが安心して産み育てられるまち みなまたのとおり、全ての子育て世代をターゲットとしております。

次に、子ども・子育て支援事業計画についてお答えします。

第1期計画と比べて、第2期計画では具体的な事業が見えづらいと思うがいかがか、との御質問にお答えします。

第1期、第2期ともに、基本理念及び基本目標は同じです。第1期計画では、基本目標の取組として主な事業を掲げていますが、第2期計画では、子ども・子育て会議委員からの意見を反映して、それぞれ基本目標に小目標を掲げて、今後の取組として、短期的な目標、中期的な目標、長期的な目標を掲げて、取り組む目標を明記しており、事業計画としてはわかりやすく構成しているものと考えます。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

いろんな出生数や、合計特殊出生率など、なかなか知ることができない情報だったと思います。ありがとうございます。そして児童手当受給者数は、私としては18歳以下の子供の数や、家庭の数の推移を知ろうと思いお聞きしました。こういう数もなかなか、自分で調べることができないので、調べていただいて、ありがとうございました。そして、合計特殊出生率というものがありますが、この数値の推移をどう考えていいかわからない部分があると思います。この数字はしっかりいろんな意見を取り入れながら向き合って、様々な方から意見をいただいた上で、共通意識を持っていくことが、大切だと思っています。

水俣の子育て支援のビジョンとして、誰もが安心して産み育てられるまちというものがありませんでした。このことに関して、2つ質問いたします。

1つ目が、ビジョンを実現するための具体的な戦略や事業、そして取組は何ですか。そして、それらはどのように、効果を評価していますか。

2つ目、先ほど回答いただいた子育て環境の評価項目について、具体的にはどのような基準や指標を用いて評価を行っていますか。また、その結果をどのように、政策策定に反映させていますか。

そして、選ばれる水俣についても、保育所の待機児童がない、医療体制の充実、エコパーク水俣や環境センターなどで、社会的な資源がある、自然も豊かだというような、メリットがあると回答いただきました。そして、ターゲットも、全ての子育て世帯というふうに設定しているというのがわかりました。

では、続けて2つ質問いたします。

1つ目、具体的にどのような施策やサービスが、子育て世帯が水俣を選ぶ理由となっていますか。

2つ目、若い世帯やひとり親家庭など、サポートが必要な世帯に対して、どのような特別な支

援策がありますか。これらの支援策はどの程度効果を上げていると考えていますか。

次に、子ども・子育て支援計画の第1期計画と第2期計画について、回答をいただきました。私は、第1期計画の書き方のほうが、各事業がわかりやすく見やすいように感じていました。現在、子ども・子育て支援計画について、第3期の制作中ということでしたので、ぜひ、1期計画や、ほかの自治体などの計画などと比較して、より伝わりやすい計画を作っていただければと、私は考えています。

こちら、最後の質問です。

子ども・子育て支援計画第2期計画で具体化した取組の具体例を教えてください。また、それは、第1期計画に比べてどのような成果を上げていますか。

以上、5点質問いたしました。

○議長（岩村龍男君） 丸山福祉課長。

○福祉環境部福祉課長（丸山健一君） 吉野議員、2回目の御質問にお答えいたします。

御質問が5つあったかと思えます。最初の1つ目と2つ目の質問につきましては、私がお答えいたします。

まず、1つ目、水俣市の子育て支援のビジョンについて、ビジョンを実現するための具体的な取組は何か。またそれらはどのように効果を評価しているか、との御質問にお答えします。

子ども・子育て支援事業計画においては、4つの基本目標に対して、具体的な施策の目標をそれぞれ掲げております。例えば、基本目標1地域における子育ての支援に対しては、①孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちをつくる、②子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくる。2つの取組を掲げています。

また、評価については、上位計画であります水俣市総合計画において、政策評価を実施しており、さらに、水俣市子ども・子育て会議や市民の皆様の御意見も伺いながら、全体的な課題整理等を行い、次期計画で反映させる予定です。

次に2つ目でございますが、子育て環境の各評価項目について、具体的にはどのような基準や指標を用いて評価を行っているか。また、その結果をどのように政策策定に反映させているか、との御質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画の上位計画であります、総合計画において、成果指標として、子育て支援サービス等が充実し、子育てしやすい環境だと感じる市民の割合、子育て支援サービスに対して不満を感じる市民の割合等を設定し、それぞれ目標値を定めて、その結果を評価の上、施策に反映しています。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 残りの3つの質問についてお答えいたします。

まず、子育て世代が水俣を選ぶメリットについて、具体的にどのような施策やサービスが選ぶ理由となっているのか。また、これらの施策やサービスはどのように評価されているか、との質問をいただきました。

令和2年度に、内閣府で実施されました意識調査の報告によりますと、育児を支援する施策として何が重要かの設問において、経済や雇用に関する項目をはじめ、保育サービスの充実、小児医療の充実、公園など、子供を安心して育て、育てられる環境の整備を重要視する結果となっております。

これらを本市に照らし合わせてみますと、多子世帯につきましては、第3子の副食費について、国の基準よりも対象者を拡充しております。なお、本市では保育料につきましても、国基準よりも低く設定しております。

また、保育施設につきましては、待機児童ゼロの状態であり、令和2年度から医療的ケアを必要とする児童を受け入れている認定こども園を確保するなど、それぞれの保育園や認定こども園で、きめ細やかなサービスを行っております。

このほか、本市は、先に述べましたとおり、地域医療も充実していると考えておりますので、これらの項目が、子育て世代に水俣を選んでいただける理由となっていると考えております。

これらの施策等のうち、保育所等に関する施策につきましては、先ほど述べましたとおり、上位計画であります水俣市総合計画において、政策評価を行っておりますし、子ども・子育て支援事業計画において、提供体制の確保を掲げて、管理・評価しております。

続きまして、若い世帯やひとり親家庭など、サポートが必要な世帯に対して、どのような特別な支援策があるか。これらの支援策はどの程度効果を上げているか、との質問をいただきました。

若い世帯については、例えば、妊娠届出時より、妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て世代に寄り添い、出産育児等の見通しを立てるため、身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を整えており、初めての妊娠や、若い世帯の妊娠、子育てにおいて安心して相談できる体制を確保しております。

また、ひとり親家庭には、児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間、前年所得に応じて児童扶養手当が支給されます。併せて、母子家庭の母または父子家庭の父及び児童が医療機関で治療を受けたときの医療費の一部を助成しております。なお、児童を扶養している母、または父に対しては、扶養している児童が20歳になるまで助成しており、児童に対しては、児童扶養手当の適用年齢の間、助成をしております。

それ以外にも、水俣市としては、ひとり親家庭で児童扶養手当を受給している方に対して、母子・父子自立支援員を中心に関係機関との連携のもと、個々のひとり親家庭の実情に応じた就労

支援等を行っており、直近2年間では、支援者15人中14人が就労に至っております。

次に、第1期計画と比べて、第2期計画で具体化した取組の取組例を教えてください。また、それらは第1期計画に比べてどのような成果を上げているか、との質問をいただきました。

令和3年3月に、妊娠期から子育て期まで、切れ目のないサポートを実施するために、保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、福祉課には、配偶者暴力相談支援センター、性暴力相談支援センター、及び子ども家庭相談室を総称した、よりそいサポートセンターを設置しました。

さらに、これらの体制は、教育委員会、保育園・認定こども園、学校のほか、医療機関や児童家庭支援センター、民生委員、児童委員など、様々な機関と連携して、妊産婦・乳幼児、児童等の支援を行っており、本市における児童相談の実件数は、計画策定時の令和元年度の71件に対しまして、令和4年度は128件、延べ件数では令和元年度897件に対しまして、令和4年度では1,096件となっております。

答弁は以上です。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

今回、水俣市が行っている子育て政策について伺ってまいりました。繰り返すにはなりますが、国では、こども家庭庁が創設され、こども基本法も施行されました。子育て政策は、今とても注目されている部分だと思います。そして今後、国から県からも予算が出る事業が増えると考えられます。それはとても良いことです。

しかし、住む場所を決める視点で見たとき、それはどこの自治体も同じです。国から県からおりてきた施策だけをやるというのは、日本、熊本の最低ラインとも言えると思います。今現在、その部分に現在子育ての独自予算を割いている自治体は、最低ラインにおいてきた部分を、さらなる子育て支援に回して、手厚く強化していくことが考えられます。

この時代、市の政策や子育て施策をまとめて、比較できるようなサイトもあります。若い世代に、子供ができて、そろそろ家を建てようというとき、よく調べて住む場所を決める人がほとんどです。たくさんの子育て施策の方を紹介していただきましたが、中には、なかなか調べてもどうやって調べたらいいのかとわからない内容もあると思います。せっかくいいことをやっても、やはり今から住もうという人に届かないと、とてももったいなく思います。これから水俣市はほかの自治体と比べて、子育てしていく上で優位を取れる部分はどこかをしっかり考え、強化していく必要があるとは思わないでしょうか。

そのためにも、子ども・子育て支援事業計画第3期策定に向けて、子供、子育て家庭などの当事者、それこそ、子供の意見、各施設や職員など、幅広く意見を集めていただくよう要望したい

と思います。

子育て世帯の数は、労働人口にも直接つながる部分でもあります。子育て世帯が住みやすいエリア、選びたくなるような水俣市にしていくことは、今の子供たちが将来家庭を持ったときに、選びたくなるような水俣市ということではないでしょうか。そしてそれは水俣市に住む皆さんのためになることだと私は考えています。

私もまだまだ勉強不足な面が多く、皆様には御苦勞をおかけしますが、同じ方向に向かって、一緒に頑張っていきたいと思いますので、これからもどうぞよろしく願いいたします。

つたない質問になりましたが、以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（岩村龍男君） 以上で、吉野誠議員の質問は終わりました。

この際15分休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午後10時16分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 皆さんこんにちは。日本共産党の高岡朱美でございます。

4月の選挙で、改めて、市民からの負託を受け、議場での発言を許されることになりました。気を引締めて頑張る決意でございます。

今年1月、帝国データバンクは、2022年の企業倒産が前年の2.3倍に増えたと発表しました。コロナ禍で受けた融資の返済が始まる中、物価高に見舞われ、立ち直れないまま事業継続を諦めるケースが目立っていると言います。

このような中、国は、防衛費を5年間で43兆円に、異次元の子育て支援に3兆5,000億円の予算を示したものの、その財源確保をめぐるっては、まだ不透明なままです。いずれにしても、地方財源が増えることはあまり期待できません。

さらに10月からは、消費税インボイス制度が開始されます。小規模事業者に新たな税負担が生じる本制度の影響はかなり大きいと思われまます。

厳しさが増す中、より真剣で責任ある議論が求められていることを肝に銘じつつ、以下質問に入ります。

大項目1、水俣市の埋蔵文化財の保存について。

- ①、久木野の山上地区において、埋蔵文化財の発掘作業が行われたが、その目的は何か。
- ②、発掘の結果、どのようなことがわかったか、また、それらをどう保存活用する考えか。
- ③、現在、水俣市に周知の埋蔵文化財包蔵地は何か所あるか。また、登録されている箇所以外に、新たに遺構や遺物が発見されるケースはあるか。その場合どこがその保存活用の在り方を決めるのか。
- ④、現在環境アセスメントが行われている風力発電施設設置計画地には、市指定史跡及び、これまで把握されていない埋蔵文化財包蔵地がある可能性のある箇所があると聞いているが、その位置と内容物は何か。
- ⑤、当地に発電施設が設置されれば、それらが破壊される恐れがあると思うが、市としてどう考えているか。

大項目 2、登下校中の児童生徒の安全確保について。

- ①、児童生徒の登下校中の安全確保には、どのような危険を想定し、どのような対策を立てているか。
- ②、市教育委員会は、安全上の不安から、スクールバスの利用を求めている、一部地域の家庭を対象外としたが、その理由は何か。
- ③、一般的に小学校低学年の児童が徒歩で50分の距離を1人で下校する通学環境は適正と思うか。
- ④、遠距離通学の定義及びその対象者に対する援助はどうなっているか。また、対象児童生徒は何名か。

以上本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 設楽教育課長。

（教育委員会教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会教育課長（設楽 聡君） 初めに、水俣市の埋蔵文化財の保存について、順次お答えします。

まず、久木野山上地区において、埋蔵文化財の発掘作業が行われたが、その目的は何か、との御質問にお答えします。

久木野山上地区においては、熊本県による、中山間地域総合整備事業の計画に伴う圃場整備のための工事が予定されております。工事の実施に当たり、現地に所在する山上遺跡が影響を受けるということで、遺跡を記録するために、発掘作業を行ったものです。

次に、発掘の結果、どのようなことが分かったか。また、それらをどう保存、活用する考え

か、との御質問にお答えします。

発掘を行った結果、縄文時代の石器が多く出土しました。石器の種類としては、矢じりなどの獲物を捕るためのものが多く、遺跡の周辺で盛んに狩りが行われていた可能性があります。

また、今年度から、出土遺物の整理作業、精査を行い、適切に資料として保存し、活用については、成果の報告会や遺物の展示等を行っていきたいと考えております。

次に、現在水俣市に周知の埋蔵文化財包蔵地は何か所あるか。また、登録されている箇所以外に、新たに遺構や遺物が発見されるケースはあるか。その場合、どこがその保存・活用の在り方を決めるのか、との御質問にお答えします。

まず、現在の水俣市の周知の埋蔵文化財包蔵地は、90か所あります。

これ以外に、学術的な調査や開発事業に伴う事前調査などで、新たに遺構や遺物が発見されるケースがあります。このような場合、周知の埋蔵文化財包蔵地は、文化財保護法第93条により、その区域における開発事業が規制されますが、埋蔵文化財の保存上必要な場合、熊本県が発掘調査を始めとする必要な事項の指示を行うこととなります。

また、遺構や遺物が発見された場合は、新たに周知の埋蔵文化財包蔵地に登録されるため、同様に、熊本県が必要な指示を行います。

次に、現在、環境アセスメントが行われている風力発電施設設置計画地には、市指定史跡及びこれまで把握されていない埋蔵文化財包蔵地がある可能性がある箇所があると聞いているが、その位置と内容物は何か、との御質問にお答えします。

まず、市の指定史跡は、計画地には所在しておりません。また、これまで把握されていない埋蔵文化財包蔵地については、その有無を含めて、位置や内容物などはわかりません。

次に、当地に発電施設が設置されれば、それらが破壊される恐れがあると思うが、市としてどう考えているか、との御質問にお答えします。

風力発電施設による埋蔵文化財の取扱いについては、熊本県知事が令和2年8月28日に事業者宛てに発出した環境配慮書に対する通知の中で、これまで把握されていない埋蔵文化財も含め、「水俣市及び熊本県の文化財担当部署との事前協議を行い、指導を受けること」と記載されて、これに基づき、現在、市と事業者で協議を進めているところです。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 山上の遺跡は、私も発掘現場の説明会に参加をさせていただきました。調査員からは、遺物が出土した場所に人が定住していた形跡はなく、ここより高い場所から、土石流で流されてきた可能性があるという説明がありました。縄や貝殻でつけた模様の入った土器の破片、矢じり、何かを割るための道具など、様々な種類のものが出土していました。

また、発掘場所から銃弾も見つかったと聞きました。久木野は、西南戦争の戦場になったとこ

ろです。中心部である鶴地区には、陸軍官軍両陣営の幹部が宿泊をし、激しい戦闘があったことが記録されています。弾はそのときのものに違いなく、記録を証拠づけるものが出てきたことに何とも言えず興奮を覚えました。

出土品は、今後整備をされ、記録をとられ、報告会、展示会をしていくとのこと。既に本庁舎の1階ロビーでも一部展示をされていましたけれども、どんどん伝えていただきたいと思えます。最近では、発掘の様子を動画撮影し、解説つきでユーチューブで発信している自治体もあります。この伝え方なら、発掘場所の地形や専門家による正しい解説が、多くの人に伝えられます。いつか動画配信にも、ぜひ挑戦していただけたらと思います。

水俣にはこのような埋蔵文化財の包蔵地が90か所もあるそうです。しかし、西南戦争関連の遺跡は、この90か所には入っていません。もし見つければ、新しい遺跡として地図に載る可能性があります。

このたびの電源開発の風力発電施設は、出水市、伊佐市の県境にある山の尾根沿いに並べられる予定になっています。御答弁にあった、熊本県知事が、令和2年8月28日付けで、事業者に発出した通知書には、「予定地付近に石飛遺跡や石飛分校遺跡をはじめとする、旧石器時代からの縄文時代の学史的に著名な遺跡が複数存在しているので、周到的な配置を行うこと」とあります。

これに対して電源開発は、「開発計画に当たっては、水俣市及び熊本県の文化財担当部署と事前協議を行い、指導を受けます」と見解を出しています。

石飛遺跡について、素人なりにいろいろ文献を見てみました。南九州では珍しい旧石器時代のものが出土していて、熊本県旧石器時代報告書では、石飛の発掘調査は、今日でも日本の旧石器時代研究の礎とされている。そして、数回にわたって発掘調査が行われ、いずれも成果が上がるなど、かなり重要な位置づけになっていることを知りました。

その中で、既に市の史跡に指定をされている旧石飛分校付近は、工事の対象にはなっていませんが、遺跡群がどこまで広がっているかは分かっておらず、そのような場所だから、よく配慮するようにと警告が出されたということです。

それで最初の質問ですが、市は、この件について、事業者と具体的にどのような協議をされているのでしょうか。

2点目です。

本発電事業は、公共インフラでもなければ、山上遺跡のように、私有地に対して行う工事でもありません。あくまで、一企業が利益を得るために土地を利用しようとするものであって、代替地を探すことは、幾らでも可能です。もし工事の予定場所で、重要な遺跡が発見された場合には、遺跡群を保存することを優先し、工事の中止を求めるべきではないかと思いますが、市の見解を伺います。

次に、新たな遺構や遺物が発見される可能性についてですが、予定地の出水市との県境は、西南戦争のときに激しい戦闘があった場所であることが様々な文献に出てきます。水俣市史は、官軍薩軍、それぞれの幹部が宿泊した寺、民家、戦闘のあった日付、場所など、日記や軍の記録を基に紹介をし、加えて地元の人からの聞き取りによるエピソードまでとかなりページを割いています。

しかし、水俣市教育委員会が西南戦争について公式な調査をされたのは、戦後100周年に、深川地区の薩摩兵の無縁仏103基を掘り起こし、城山公園に薩軍慰霊碑を建立して合祀した以外にないと思います。

水俣での戦闘は1か月に及び、なかでも熊本隊の佐々友房は、のちに済々黌高校をつくった人ですけれども、その佐々友房は明治10年5月26日の日記に、朝1時に出発をし、矢筈岳奪還作戦を敢行、このときの戦いは田原坂の戦いより激しかったと記しています。

その田原坂は、熊本市教育委員会、植木町教育委員会、玉東町教育委員会が、平成21年から平成24年にかけて発掘調査を行い、近代の歴史を理解する上で欠くことのできない重要な遺跡として、国指定の文化財に指定をされ、保存、活用の対象とされました。

また昨年、伊佐市の高熊山の戦跡が、鹿児島県の文化財に指定をされています。高熊山では、6月18日から20日まで激しい戦闘があっています。説明によると、9つの塹壕ほか、銃弾や薬きょうが発見され、文献記録に残る戦闘状況と、発掘調査の成果が、おおよそ一致することも確認をされ、西南戦争の状況が明らかになった遺跡として貴重とのことでした。

実は私が所属する研究会が2018年に、元大分県教育庁埋蔵文化財センター勤務の高橋信武さんのアドバイスを受けながら、中尾山周辺の調査をしたことがあります。ほどなく土を盛り上げたタイプ、石を積み上げたタイプ、2種類の塹壕が見つかりました。後日、この周辺を金属探知機で調べたところ、薬きょうが見つかり、ここから銃を撃ったことが証明されました。

水俣で戦場になった場所は、この中尾山、深川、葛渡、久木野、薄原、石坂川、工通し、鬼嶽、矢筈岳とほとんど山岳地帯です。山岳地帯では、敵を迎える部隊は、相手の動きがよく見えて、逆に相手からは狙われにくい場所、つまり、高いところに塹壕を掘って様子を伺うのだそうです。工通し、鬼嶽、矢筈では、陣を取ったり取られたりと、激しい攻防が繰り返された様子が書かれています。これを見れば、これから発電施設をつくる尾根付近には、塹壕や堡壘がかなり残っている可能性があります。

そこで3点目の質問ですが、市は、今回こうした西南戦争関連の遺跡を調査する予定があるのでしょうか。

また4点目に、調査をした結果、文献の内容が裏づけられるような遺構や遺物が見つかった場合、それは学術的にどういう意味を持っていて、また、そうした発掘物はどのように保存される

ことが理想なのでしょう。

以上質問は4点です。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。4点ございました。

1点目なんですけども、事業者と市の間でどのような協議をされているのか、との御質問でした。

事業者とは、現地に未発見の埋蔵文化財包蔵地があるかどうか確認する作業を行うための協議をしております。

2点目ですけども、仮にこの工事の予定場所で、重要な遺跡が出てきた場合、市からは重要な遺跡群への影響を避けるために、その場所での工事の中止を求めるべきではないか。市の見解を伺いたい、との御質問でした。

先ほども答弁しましたとおり、文化財保護法に基づく指示の権限は熊本県にありますので、市に事業者に対して、工事の中止を求める権限はありません。

3点目ですけども、市は今回、西南戦争の遺跡の存在の可能性を調査する予定はあるか、との御質問ですけども、それについては、調査する予定はあります。

4点目です。現場を調査した結果、文献の内容が裏づけられるようなものが見つかった場合、それは学術的にどういう意味を持っていて、またそうした発掘物はどのように保存されることが理想なのか、との御質問でした。

文献の内容を裏づけるような遺跡が確認された場合は、県や考古学分野などの有識者に学術的な見解を求めたり、保存方法を相談することになるかと考えます。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 工事の前に、西南戦争関連のものも含めて、未発見の遺跡がないかどうか調査を行うことは確認できました。ただ、遺跡が出てきた場合に、文化財としての価値判断、そしてどう保存するかは、全て、専門家、県に判断が委ねられると、そして工事の中止を求めることもできないというお答えでした。法律の立て付けはそうなんだと思います。ただ文化財を保存するかは、市がそれをどう活用しているかによっても変わるということ、県の文化課の人から聞いたことがあります。

繰り返しになりますが、風力発電事業というのは、ここでしかやれない事業ではありません。市からも、県や事業者に対して、文化財を守るという立場で、主体的に働きかけをしていただくことを要望いたします。

中尾山の塹壕跡で薬きょうを見つけたときは、146年前にこの場所で、実際に銃を構えていた

人がいたんだと、鳥肌が立つような感覚でした。山上遺跡を見に行ったときもそうでしたが、現地で見ると、文献で見るとでは印象が全く違います。今の自分の暮らしと対比をしながら、人間社会の進歩を肌で感じる気がしました。

昨年、宮内庁が明治10年九州戦地写真帳という写真集を出版いたしました。西南戦争で戦場になった深川、中尾山、工通し、鬼嶽、矢筈が、明治10年当時の姿で写真に収められております。当時は、山頂にはほとんど木がなく、尾根を人が歩いていればすぐに分かるような景色です。今は、どの山も植林された木が伸びて、周囲が見えなくなっています。そのような中で遺構を見つけるのは、大変な作業ではありますが、研究会の方もぜひ協力をいたしますので、この機会に広く調査をしていただいて、当時の様子を明らかにしていただきたいと思います。

そして最後に、1点質問いたします。

今回は、発電施設の予定場所からは外れておりますが、この機会に、昔から登山で親しまれてきた矢筈岳を調査の対象にすることができないでしょうか。

水俣に着任をした官軍の指揮官、川路利良は、真っ先に矢筈岳に登って水俣の地形を眺め、作戦を考えています。それだけ眺望の良い所であるとともに、激しい戦闘があった場所なので、遺構も残っているものと想像されます。遺構が確認できれば、詳しい説明板の設置が可能になります。登山者の楽しみがもうひとつ増え、登山愛好家だけではなく歴史愛好家にもアピールができます。立志式で矢筈岳登山をする学校もあります。児童・生徒が歴史に触れる機会にもなります。観光・学習という面からも、市長にはぜひこの調査費を含めて、後押しをしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

ぜひ、これは教育長と市長にも御答弁いただきたいと思っております。

質問は1点で終わります。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員の3回目の御質問にお答えします。

今回の発電施設の予定場所から外れているけれども、矢筈岳を調査対象にすることはできないか、との御質問でした。

矢筈岳は西南戦争の戦地の1つと認識をしておりますけれども、現在のところ、学術的な調査を行う予定はございません。

教育委員会では、当面、開発事業に伴う文化財調査等を抱えており、矢筈岳に限らず、遺跡の学術的調査に取り組むのは難しい状況です。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） ただいま教育長がお答えしたとおりです。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、登下校中の児童生徒の安全確保について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 設楽教育課長。

（教育委員会教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会教育課長（設楽 聡君） 次に、登下校中の児童生徒の安全確保について、順次お答えします。

まず、児童生徒の登下校中の安全確保には、どのような危険を想定し、どのような対策を立てているか、との御質問にお答えします。

児童・生徒の登下校中における危険については、交通事故、指定された通学路の道路陥没、落石、道路冠水、不審者による声かけ等の危険を想定しております。

これらの危険への対策として、市では、平成27年9月に水俣市通学路交通安全推進会議設置要綱を制定し、学校関係者、PTA関係者、道路管理者、警察署、庁内関係課で構成する水俣市通学路交通安全推進会議を開催し、同年11月に水俣市交通安全プログラムを策定しました。

その後、このプログラムに基づき、毎年、関係者による通学路の合同点検を行い、必要な場合、道路管理者に対応を依頼し、歩道の整備、防護柵の設置等の対策を講じています。また、令和2年3月には要綱を改正し、防犯面を含めた合同点検を行うよう対策を講じています。

次に、市教育委員会は、安全上の不安から、スクールバス利用を求めている一部地域の家庭を対象外としたが、その理由は何か、との御質問にお答えします。

スクールバスの利用については、水俣市スクールバス運行基準に基づき、小中学校の再編成に伴って、学校が閉校となった校区から通学する児童・生徒を対象としております。併せて、片道の通学距離が4キロメートル以上の児童及び6キロメートル以上の生徒のうち、スクールバスの利用を適当と認める特別な事情がある場合につきましても、利用対象としております。

今回、御質問の件につきましては、スクールバス運行基準に規定する条件を満たしていないため、対象外としております。

次に、一般的に、小学校低学年の児童が徒歩で50分の距離を1人で下校する通学環境は適正と思うか、との御質問にお答えします。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において、適正な学校規模の条件として、通学距離が、小学校においてはおおむね4キロメートル以内、中学校においてはおおむね6キロメートル以内であると規定されています。

小学校低学年の児童にとって、徒歩で50分の距離は長いという御意見はあると思いますが、国の基準に照らせば、この時間がかかることもあると考えます。

次に、遠距離通学の定義及びその対象者に対する援助はどうなっているか。また、対象児童・生徒は何名か、との御質問にお答えします。

先ほど述べましたとおり、遠距離通学の定義としては、通学距離が小学生4キロメートル以上、中学生6キロメートル以上となり、また、遠距離通学者のうち、スクールバスの利用対象とならない児童・生徒につきましては、水俣市立小・中学校通学費助成金の助成対象となります。

助成金の額につきましては、公共交通機関を利用する場合は、年間、当該乗車区間の1か月定期乗車券の5か月分の額となり、自家用車での送迎、自転車又は徒歩で通学する場合は、年額5,000円となります。なお、今年度の当該通学費助成金の対象は、児童16名、生徒4名です。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今回の質問のきっかけになったある地区の子供さんは、山間部に近い自宅から街部の学校に通っておられます。朝の集団登校の集合場所まで歩いて15分。そこから学校まで40分あります。一番心配されていたのが、集合場所までの道のりです。川と山に挟まれて人家がない。道路が広い割に交通量が少ないため、スピードを出す車が多い。途中トイレに行きたくなくても、家もお店もありません。私も実際に学校から歩いてみましたが、保護者の心配はよく理解できました。私の足でも42分、低学年の子供には、体力的にかなりきつく、校長先生は熱中症の心配をされていました。

このお子さんは今5年生ですが、3年生の時に家庭訪問に来られた担任の先生に、スクールバスの利用について相談をされています。共感をされた担任から話を聞いた校長先生は、すぐに教育委員会に相談に行かれましたが、教育委員会の判断は、先ほど御答弁にあったように、小学生のスクールバスの利用条件は4キロ以上だからという理由で許可をされませんでした。

それで結局この御家庭では、朝は親御さんが集合場所まで子供を送り、そのまま出勤。帰りは、同居されているおじいちゃん、おばあちゃんが、毎日車で迎えに行く生活が今も続いております。

そして今年4月、同地区に新1年生が加わりました。最初は、先生たちによる下校指導があります。そのときに、新1年生に付き添った先生は、「遠いですね。体力的にきついですので、おうちの方がお迎えに来られたほうが良くないですか」と助言をされ、以来仕事をしている親御さんに代わって、おばあちゃんが毎日学校まで迎えに来られています。

このような御家庭に対しても、教育委員会は、スクールバスの利用をお認めにならなかったわけですが、その理由になっている小学生4キロ以上、中学生6キロ以上という基準、これが何のためにつくられた基準なのか調べてみました。

これは先ほど御答弁にもあったように、学校の統合に伴って新しく学校を建てたり、改修をしたり、あるいはスクールバスを新たに購入するなどの際に、その費用が国庫補助の対象になるか

どうかを判断する基準の一つです。この基準が決められた昭和31年に文部次官から各教育委員会に発出された、学校の適正配置についてという文書を見つけました。このように書かれています。「公立小・中学校のうちには小規模の学校が多く、これらの学校においては、一般に教員の適正な配置や施設設備の整備充実を図ることが難しいため、教育効果の向上を図ることが困難であるばかりでなく、学校経費も割高となっている現状である。文部省においては、この問題の重要性に鑑み、先に中央教育審議会に諮問し、別紙のような答申を得た次第である。」そして、答申にはこの基準が示されています。

二、学校統合の基準について

1、小規模学校を統合する場合の規模は、おおむね12学級ないし18学級を標準とすること。

2、児童生徒の通学距離は、通常の場合、小学校児童にあつては4キロメートル、中学校生徒にあつては6キロメートルを最高限度とすることが適当と考えられるが、教育委員会は、地勢、気象、交通等の諸条件、並びに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、さらに実情に即した通学距離の基準を定めること。

この文書で私が注目したのは、実は通学距離よりも先に学級数の基準が示されていたことです。学校統合する際は、12学級から18学級、つまり1学年に3クラスから4クラスが適正規模だとしています。

その次に出てくるのが通学距離なんです。それで、この文章は、実はこういうことを言わんとしてるのではないかと思いました。学校の規模は3クラスから4クラス程度が適当だが、だからといってそれを満たそうとするあまり、あまり遠くから子供を通わせるのは良くない、せいぜい小学校は4キロ、中学校は6キロが最高限度ですと。そして、この基準は絶対的なものではなくて、児童生徒に与える影響をよく考えて、実情に合った基準を各教育委員会で決めていいんですよと、念を押しているんだと思うんです。最高限度というのは、許容できるぎりぎりラインという意味ですから、当然ながら限度に近づくほど子供に与える影響が大きくなります。

実際、先ほど、4月から新1年生が加わったと言いましたが、このお子さんは、学校が遠いことを苦にして、入学前から行きたくないと言っていたそうです。

全国的には実情に合わせて、独自の基準をつくっている自治体が見られます。新潟県三条市は、スクールバスが利用できる範囲を、小学生は3キロ以上、中学生が6キロ以上としています。その理由をお尋ねしましたら、「4キロだと、50分から1時間近くになり、これは小学生の通学距離として適当と考えなかった。特にうちの場合は、雪が降る期間がありますので」という答えでした。

県内では和水町が、小学生は2キロ以上としています。これは学校統廃合に伴う話合いで、保護者の要望などを踏まえて決めたとのことでした。

子供の体力は学年によっても、個人によっても違いますので、線引きが難しいにしても、自宅から徒歩50分というのは誰が聞いても遠いと感じるんじゃないでしょうか。

加えて、そもそも学校施設費用が、国庫補助の対象になろうがなるまいが、現場がより大事にしなければならないのは、子供が安心して、楽しく学校生活を送れるかどうかです。

今どんどん子供の数が減っています。2～30年前だったら近くに一緒に帰るお友達が何人かいたでしょう。50分の道のりも、友達と一緒になら不安もなく、長くも感じないかもしれませんし、真夏でも30℃を超えることはそう多くありませんでした。しかし近年は35℃を超える日がざらにあります。事件や事故もあちこちで起きています。下校時に児童がナイフで切りつけられた事件、わいせつ目的で殺害された女の子もいます。登校中の児童の列に自動車が突っ込んだ事故もありました。事故は人間によるものだけとは限りません。山間部では夕方近くになると、イノシシの出没も恐怖です。

気象環境の変化、社会情勢の変化を考慮せず、65年前のルールを金科玉条のように示すのは、中教審の答申にも沿っていないのではないのでしょうか。

通学路について、毎年関係者による合同点検を行っているとのことでした。令和2年3月には要綱を改正して、防犯面を含めた対策を講じているとのことでした。

その点検結果がホームページで公開されていたので拝見しました。この点検自体は非常に良いことで、出された指摘事項に土木課や警察、また地域で可能な限り対応されているのがわかりました。ただ、当該地域の学校では、保護者が送り迎えをしているから問題ないとされているのか、防犯という視点でのチェックはなく、したがって対策も話し合われていませんでした。

一方、水東小学校のシートには、大迫方面の防犯に関する心配が出されていました。小学校にお尋ねしましたら、大迫地区の児童は、保護者が送り迎えをしているとのことでした。

袋小学校にも、神川地区から長距離通学をしている児童がいて、やはり家の方が迎えに来ているということです。

地域や警察を含めた中でも、中心部から外れてしまうと、なかなか防犯対策は難しく、保護者に任せてしまっているというのが現状です。しかし保護者といっても、今は若いお父さん、お母さんはほとんど昼間働いています。迎えに行くのはほぼおじいちゃん、おばあちゃんです。相談に来られた保護者さんも、「これまでずっと両親に頼ってきたが、年もとってきて、送迎がきつくなっている。頼むのは申し訳ない」と言われていました。学校がもうちょっと東側にあつたら、あるいは西側にあつたらと選ぶ自由がない家庭にとっては、恨めしさが募るのではないのでしょうか。

ちなみに、相談のあった保護者はお2人とも介護施設の職員です。今、介護現場がいかに人手不足かは御承知のとおりです。

子供の数、親の働き方、気象状況、社会状況、いずれも昔とは違います。こうした情勢の変化に、教育行政は対応していかなければならないのではないのでしょうか。

現在の水俣市のスクールバス利用規定は見直し、利用対象を広げるべきだと思います。これについてお考えを伺います。

これが1点目の質問です。

次に、遠距離通学者についてお聞きします。

遠距離通学者の定義は、小学生4キロ以上、中学生6キロ以上の通学距離がある方とのことです。そして通学路にスクールバスが走っていない場合には、水俣市立小・中学校通学費助成金を支給し、路線バスを利用するか、あるいは保護者による送迎などで対応してもらうということになっています。

スクールバスが走っているところと走っていないところの違いですが、具体例で言いますと、湯出方面はスクールバスが走っている地区です。湯出中学校の廃校に伴って一中に通学する生徒がいるからですが、この路線を使って、頭石から湯出小学校に通っている児童がいると聞きました。一方、学校統廃合がなかった校区では、スクールバスそのものが走っていません。

文科省は学校統廃合に伴わない、スクールバスの導入には補助金を出しません。これ自体私は変えるべきだと思いますが、こういう財政上の理由があって、スクールバスではなく、通学費の助成という形になったのだと想像します。現在、20名の方が対象になっているとのことですが、驚いたことに市は、通学のためにかかる経費を一部しか助成していません。路線バスを利用されている方は、実質登校月である10か月分のうちの5か月分、車の送迎に対しては、年間僅か5,000円です。学校の設置場所というのは、市の都合によって決められたので、不幸にもそこからはみ出してしまった家庭は、時間的拘束に加え、通学費用の負担までさせられています。これは、スクールバスを利用できている家庭との公平性の観点からも大いに問題ではないでしょうか。

そこで2点目の質問をいたします。

今現在の小・中学校通学費助成金20名分の支給額はどれぐらいなのでしょう。

そして3点目に、本助成金は公平性の観点からも、定期券なら10か月分、ガソリン代については実費を支給すべきと考えますが、いかがかお聞かせください。

2回目の質問は以上3点です。

○議長（岩村龍男君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

3点ございました。

1点目なんですけども、市のスクールバスの利用体制について見直すべきではないか、との御

質問でした。

一部の小学校低学年の児童が徒歩で通学する上で、負担が生じていることは考えられます。これに関しましては、まずは保護者等による対応、様々な条件下にある児童生徒、保護者間の公平性を考慮しながら、スクールバス利用に関する基準についても、今後検討してまいります。

2点目なんですけども、路線バスを利用されている人、車の送迎をされている人合計20人に対して、市が支給している金額についての御質問でした。

本年度の通学費助成金につきましては、7月に各小中学校から助成金申請書が提出される予定であるため、支給額は確定をしておりません。なお、当初予算額は11万2,000円を計上しております。

3点目なんですけども、通学費助成金は10か月分、それから車についても実費を支給すべきではないか、との御質問でした。

通学費助成金の対象につきましては、従来の指定された就学すべき学校に通学する上で、遠距離通学となる場合、または家庭の事情等により、就学すべき学校の変更を許可されたことにより、遠距離通学となる場合があり、スクールバスの運行基準及び通学費助成金を含めた、遠距離通学者に対する市の施策を検証した上で、今後の在り方を検討してまいります。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 ただいま、スクールバスの利用基準についてと、助成金のことについて、合わせて全体として見直し、検討するというお答えがございました。

通学助成金は、当初予算で11万2,000円ということです。2倍になっても、20万ちょっとぐらいです。これについてもぜひ全額支給をお願いしたいと思います。

そして、今のお答えで少し気になったのは、まずは保護者等による対応と言われたところです。

学校外における安全確保の責任が一元的に学校にあるということではありません。ですから、おうちの方の協力を求めることは絶対に間違いということではないのですが、送迎に困難が出てきて、相談をしたところ、「4キロ以上じゃないからだめです」という事務的な返事もらったら、保護者の方はどう感じるでしょうか。

水俣市は、「うちの子供を大事にはしてくれていないんだ」、「働きながら子供を育てている親を応援はしてくれないんだ」と、恨めしく思うんじゃないでしょうか。6年間1人寂しく学校に通った子供が水俣市のためにいつか恩返ししようという気持ちになるのでしょうか。実際、この保護者の方は、「引っ越せるものなら引っ越したいと思いました」と言われていました。

それで、最後に市長にお答えいただきたいと思います。

水俣市の人口減少対策は待ったなしです。どの自治体も生き残りをかけて、子育て支援に取り組んでおります。子どもは日々成長し、親はその日その日の時間のやりくりと格闘しております。

この件は、可及的速やかに検討していただいて、必要な予算を確保してほしいと思いますが、市長の決意のほどをお聞かせいただきたいと思っております。

質問は1点です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 市としましては児童生徒が安心、安全に登校できるように、安全対策につ
きましても、現在行っております。また今後もしっかりと行っていきたくと思っております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆さんこんにちは。真志会の桑原一知です。

3期目となりますが、市民の皆様の負託に応えられるように、しっかりと務めてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

また、初めて一般質問で、タブレットで質問いたします。頭もタブレットもフリーズしないように、しっかりと質問したいと思っておりますので、最後までよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問に入ります。

1、マイナンバーカードの利活用について。

マイナンバーカードを活用した行政サービスで、システム上のトラブルが相次いでいます。いずれも個人情報が見えてしまう深刻な問題ではありますが、新たなシステムを導入する際は、不具合はつきものであり、今後、同じ不具合が起きないようにすることが重要です。このマイナンバーカードは、デジタル社会を目指す中で、非常に重要なツールであり、今後は、日常生活の様々な場面で利用でき、その用途は多様化していくと考え、以下3点質問します。

①、本市におけるマイナンバーカードの最新の交付率はどのようになっているのか、お尋ねします。

②、本市において、マイナンバーカードを利用して受けられる行政サービスの内容はどのようになっているのか、お尋ねします。

③、マイナンバーカードの手續未実施者の方々に対する、今後の対応をどのように進めていくのか、お尋ねします。

2、若年層や子育て世代が住みやすいまちについて。

日本全体の人口が減少している中、多くの地方自治体が、若い世代や子育て世代を呼び込もうと、限られたパイの奪い合いになっている状況だと感じています。

政府も、「次元の異なる少子化対策の実現」を掲げ、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全ての子育て世帯を切れ目なく支援する」ことを基本理念に、若年層・子育て世代の支援強化を図ろうとされており、本市の今後の施策展開も含め、以下2点質問します。

①、若年層や子育て世代が本市へ、移住・定住していただくために、どのような取組を行っているのか。また、今後はどのような施策展開を考えているのか、お尋ねします。

②、中学校の部活動が地域移行した場合、子育て世代に係る課題は何か、お尋ねします。

3、イノシシ・シカの被害対策について。

中山間地域では農地が狭く、段々であり、イノシシやシカの被害が多く、農業を営むには条件が不利な地域であります。

また、人口が減少し高齢化が進み、離農され耕作放棄地が増え、一段とイノシシやシカのすみかになっており、さらなる取組に期待し、以下2点質問いたします。

①、イノシシ・シカの被害の現状と傾向はどのようになっているのか、お尋ねします。

②、イノシシ・シカ対策の取組はどのようになっているのか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 鎌田市民課長。

（福祉環境部市民課長 鎌田みゆき君登壇）

○福祉環境部市民課長（鎌田みゆき君） 初めに、マイナンバーカードの利活用について、本市におけるマイナンバーカードの最新の交付率はどのようになっているのか、との御質問にお答えいたします。

現時点で国から公表されている本市の人口に占める最新の交付率は69.3%となっており、本年1月に設置しました、市庁舎1階のマイナンバーカード総合窓口において、毎月約1,000名の方々が、カードを受け取っておられます。

次に、本市において、マイナンバーカードを利用して受けられる行政サービスの内容はどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

現在、マイナンバーカードを利用して受けられる行政サービスといたしましては、戸籍や住民票、所得及び課税証明等、各種証明書の発行申請などをオンラインで行いますオンライン申請、引っ越し時の手続を簡素化する引っ越しワンストップサービス、パスポートの申請を簡素化できる旅券電子申請といったものがございます。

また今年度は、新たに市民課窓口において、住民票取得時に申請書の記入を省くことのできる書かない窓口システムの機器を導入し、さらに、市民の方々の利便性が高まるよう、関係各課と連携して取り組んでまいります。

次に、マイナンバーカードの手続未実施の方々に対する、今後の対応をどのように進めていくのか、との御質問にお答えいたします。

現在実施している市庁舎での総合窓口でマイナンバーカードの申請や交付、毎月第2、第4日曜日に行っております休日の申請交付窓口を継続してまいります。

また、申請を希望されながらも、来庁の難しい方々、特に施設入所者への申請サポートなどを行うため、職員が施設等へ出向いて出張申請を行ってまいりたいと考えております。

そのほか、申請はなされたものの、まだカードを受け取っておられない方々もおられますので、早めにお受け取りいただくよう勧奨の通知を発送するなど、様々な機会を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

マイナンバーの普及率は全国では4月現在で、おおよそ8,440万枚が交付されております。人口に対する交付率は67%であり、なかなか普及が進まなかったものの、本市も先ほど答弁いただいたように69.3%ということで、かなり交付率が増加しているように思います。

現在も、マイナンバー総合窓口を設置され、普及促進に努力されております。また、事業所や出先機関などへの出張申請や、休日の申請受付など、市民の方々に寄り添ったサポートに努めてこられたことに感謝いたします。

手続未実施者への対応ですが、施設に入所されている方など、窓口に来ることが困難な方ということで、家族や施設と連携し、今後もよりきめ細やかなサポートをお願いいたします。

申請が伸び悩んだ時期は、「ポイントがもらえるキャンペーンは知っているが、作るメリットを感じない」、「必要なかわからないから様子見」など、マイナンバーカードの有用性に対する不確かな認識や誤った情報を持っている方が多かったのではないのでしょうか。

私は、この有用性を市民の皆様感じていただくことが重要だと思います。現在でも、戸籍や

住民票等のオンライン申請など、多くの行政サービスがあります。また、書かない窓口システムも、導入予定ということでありました。実際に申請したときに、有用性を実感していただければと思います。

私はこのほかにも、図書館の利用者カードをマイナンバーカードで活用することや、医療センターの診察カードや、印鑑登録証カードをマイナンバーカードで併用できないか、などを検討することも重要と思いますので、御提案しておきます。

このように、マイナンバーカードを利活用し、各種サービスを導入したことで、便利に、お得になる。つまり市民サービスの向上につながることで、有用性を感じていただくことが重要であり、費用対効果を踏まえた上で、多くのシステムを導入すべきであると考えますが、見解をお尋ねします。

このマイナンバーカードを利活用し、高齢者の移動支援を行う自治体もあります。

群馬県の前橋市は、高齢者の移動支援でタクシー運賃助成制度の取組を実施されています。今までは紙の利用券を、タクシー乗車時に提示することで、運賃補助を受けることができましたが、利用者の利便性・市役所やタクシー会社の事務負担・コストの縮減を実現するため、利用券の代わりにマイナンバーカードを活用し、乗車券の電子化や運行データを自動化されています。また、将来的には、健康保険証や共通の診察券として活用され、マイナンバーカード1枚で、病院までの移動と受診が可能になるということです。

また、三重県津市では、マイナンバーカードをお持ちの高齢者に対して、地元バス事業者の交通系ICカードを活用し、高齢者専用のオリジナルカードを作り無料配布されています。マイナンバーカードは、このオリジナルカードを申請する際に、スピーディーに手続きが進むよう活用され、高齢者の外出支援、そして、コミュニティバス無料化に向け展開されています。

本市でも、みなくるバス運賃無償化を実施されており、現在は無料回数券と本人確認ができる証明書などの提示が必要であります。今、御紹介しました自治体の事例も参考に、マイナンバーカードと、交通系ICカードを活用したオリジナルICカードを発行し、配布するなど利用者の利便性や、マイナンバーカードの普及促進にもつながると考えます。御見解をお尋ねいたします。

質問は以上2点です。

○議長（岩村龍男君） 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長（堤 茂君） 2回目の質問をいただきました。

ただいま2つの質問をいただきましたので最初の質問についてお答えをさせていただきます。

議員から、市民サービスの向上につながるよう、多くのシステムを導入すべきであると考えが見解をお尋ねする、というふうな御質問をいただきました。

国は、マイナンバー制度の3つの目的として、公平・公正な社会の実現、国民の利便性向上、行政の効率化を掲げており、議員の御指摘のとおり、市民サービスの向上を第1に考えつつも、システム導入による費用対効果の検討は欠かせないものと考えております。

先ほど申しあげました書かない窓口システムにつきましても、現在、複数の業者から提案がございまして、窓口での待ち時間の短縮や手書きの申請書記入を減らすといった、市民サービスの向上と、費用対効果を検討してまいります。

また、御提案いただきました、図書館利用者カードや印鑑登録証等を含め、さらなる市民サービス向上を目指し、税務や医療・保健分野等、導入に向けた検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 2つ目の質問にお答えいたします。

議員からみなくるバスに関して、マイナンバーカードと交通系ICカードを活用したオリジナルICカードを発行、配布することで、利用者の利便性が向上するのではないかと御提案でした。

議員御提案のオリジナルICカードの導入に当たっては、みなくるバスを運行する産交バスにおいて、新たな設備投資が必要となり、みなくるバスの運賃値上げにつながる可能性もありますから、まずは、産交バスの意向を確認するために協議を行います。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

このマイナンバーカードを使って利活用し、市民の方々の利便性向上、そして、有用性を実感していただく、これが一番マイナンバーカードを持って良かったということだと思います。ぜひ、今、いろいろ問題はありますけども、ぜひ、検討していただきたいと思います。

マイナンバーカードをめぐっては、様々なトラブルが発生し、システム上の問題もありますが、多くはヒューマンエラーであります。本市では、トラブルはないというふうに伺っております。これはすべきことを、間違いなく行ったということで、評価すべき点であることをお伝えし、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、若年層や子育て世代が住みやすいまちについて、順次、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、若年層や子育て世代が住みやすいまちについて、順次お答えします。

まず、若年層や子育て世代が本市へ移住・定住していただくために、どのような取組を行っているか、また、今後はどのような施策展開を考えているのか、との御質問にお答えします。

本市においては、若年層・子育て世代が住みやすいまちとなるために、高校3年生までの子ども医療費や学校給食費の助成、インフルエンザ予防接種の無償化、空き家のリフォームに対する補助金など、特にニーズが強い分野に対して重点的に支援を行っています。

こうした支援に加え、市内に専門学校や大学がなく、高校卒業後に市外に転出する若者が多いという本市の現状を踏まえると、結婚や出産などをきっかけに、Uターンを検討する世代をターゲットにした支援策も有効と考えます。

このため、令和4年度に、若年層・子育て世代の転入者を対象にした住居取得支援補助金、通勤定期代支援補助金、奨学金返還支援補助金を創設いたしました。

さらに、新卒後に東京や大阪など大都市で就職し、そこで身につけたスキルや経験を生かして、水俣市で独立開業したい、または、水俣市の企業で働きたいというニーズがあることから、令和5年度には、就業・創業者等転入支援奨励金を創設いたしました。

このように、支援メニューを拡充してきましたので、今後は、ウェブやSNSを活用した情報発信、若年層や子育て世代にアピールする広報動画の作成、東京、大阪及び福岡で開催される移住イベントへの参加を通じて、本市の魅力や充実した支援制度を広報していきます。

次に、中学校の部活動が地域移行した場合、子育て世代に係る課題は何か、との御質問にお答えします。

少子化の進展に伴う生徒数の減少により、今後、既存の部活動を維持することが困難な状況になることを踏まえ、国は、これまで学校の教員が指導してきた部活動について、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間とし、まず、休日の部活動を地域移行するよう示しております。

本市におきましては、休日のみでなく、平日も含めた移行を検討しておりますが、円滑に移行を進めるため、今年8月ごろをめどに、学校関係者、スポーツ関係団体、文化芸術団体、PTA関係者、行政等、移行に伴う関係者により構成される協議会の設置を計画しております。

この協議会において、本市の部活動の地域移行の方針を検討するとともに、移行に伴う様々な課題への対応策についても協議してまいります。

具体的には、移行後の運営形態の決定や、指導者の確保、受皿となる団体への支援、活動場所の確保と併せて、活動場所までの送迎、会費及び保険の在り方等が課題であり、このうち、子育て世代に係るものとしては、送迎、会費、保険等が直接的な課題であると考えております。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

日本は少子高齢化の中、人口減少が急速に進んでおります。地方の若者は進学・就職を転機に、都心部や地方都市に転出しており、本市においても同じ状況だということでした。

この現状を打開するために、本市では、移住者のニーズが高い分野に集中した支援を行っていると感じております。

特に、空き家のリフォームに対しての補助金や通勤定期代支援補助金、そして就業・創業者等転入支援奨励金など、移住者の方々には魅力的な取組だと考えております。今後は、SNSなどを活用し、情報発信や移住イベントの参加を通じて広報活動を行うということでした。

現に取り組んでおられるかもしれませんが、20歳の集いや、高校の文化祭、若者が集まるイベントでの、このような支援内容の広報活動を行うことも、取組の1つだと考えております。

私は、限られたパイを獲得するということが非常に重要だと思いますけども、視点を変え、地元にいる若者を、外に出さないという考えもあるのではないかと考えております。

そこで、通勤定期代支援補助金など、移住者への支援はありますが、若い方々が水俣市に住み続けていただくための支援も重要だと考えますが、見解をお尋ねいたします。

子育て世代では、医療費の助成が高校3年生までになったこと、病院の窓口で支払いをしなくてもよくなったこと、県内の医療機関であれば、条件はありますが、窓口で支払いをしなくてもよくなったこと、インフルエンザ接種の無償化、給食費の助成などの取組で、多くの子育て世代から感謝の気持ちを私もよく聞きます。

最近政府は、少子化対策のたたき台として、公立小中学校の給食費の将来的な無償化を検討する方針を打ち出しております。ですが、無償化に必要な財源の確保や、もともと給食を実施していない自治体もあり、不公平感が生じるなどの問題もあり、実施時期や財源には触れられておりません。まず本市は、高岡市長の1期目のマニフェストで、子育て世代の施策として、小中学校給食費の段階的な負担軽減で、将来は無償化へという計画の中、現在は1,000円の補助を実施されております。今定例会でも、給食費に関する請願が提出されており、積極的に実施してほしいということではありますが、既に高岡市政では、2019年から、子育て世代が住みやすいまちづくりに向けて、積極的に、また計画的に取り組まれておられます。

これを踏まえ、今後の給食費について、御見解をお尋ねいたします。

中学校部活動の地域移行では、送迎や会費・保険など、直接的な課題ということでした。

特に山間部では、送迎が課題であります。生徒数の減少で、限られた部活動を行うか、もしくは、自分がやりたい部活を、ほかの中学校と合同でチームを組むのか、どちらかの選択になります。その場合、合同練習を行う場所まで、生徒が出向くことになります。授業が終わっても、子育て世代は、まだ工作中であります。練習場所までの移動手段がありません。

この共働きの子育て世代の負担軽減と、子供たちのやる気を維持するためにも、移動手段を構築することは重要と考えますが、御見解をお尋ねします。

質問は3点です。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、若い方々に水俣に住み続けてもらうための支援も重要だと考えるがどうか、という御質問でございました。

桑原議員御指摘のとおり、水俣市に住み続けてもらうための支援は大変重要だと考えております。若年層や子育て世代の市外への転出を防ぐために、特に親元から独立して、賃貸アパートに入居するときや、子供ができて新たに住宅を購入するときなど、ライフサイクルの節目において、水俣の住居を選んでもらえるような支援が有効だと考えております。

こうした観点から、令和5年度に創設した若者・子育て世帯空き家リフォーム補助金につきましては、転入者だけではなく、本市の居住者も対象といたしております。

今後も定住の促進に資する効果的な施策を検討して、実施をしてまいりたいと考えております。

2点目の、今後の学校給食費についての考えはどうか、という御質問でございました。

本市においては、平成31年度から、将来を担う子供たちの心身の健やかな成長を促進するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減や、安心して子育てできる環境づくりを目指して、給食費の一部補助を行ってまいりました。

今後、給食費の無償化につきましては、様々な課題もございますけれども、子育て世帯と子供たち、ひいては市民全体の幸せにつながっていくよう、段階的負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

最後3点目の御質問でございます。

共働きの子育て世代の負担軽減、そして、移動手段、これは学校部活動の移行に伴う、という御質問でございます。

本市におきましても、生徒数の減少に伴いまして、特にチームスポーツにおいて編成ができなくなっており、複数の中学校による合同チームでの活動を余儀なくされております。

桑原議員御指摘のとおり、移動手段の確保は、持続可能な部活動の推進に重要な要素であるとしておりますので、国の委託を受け、今年度中に、特定の合同チームによる活動について、拠点校を指定いたしまして、各中学校から拠点校間のスクールバスで送迎する実証事業を行う予定であります。

今後は、実証事業の結果をもとに検証を行い、地域移行後の移動手段の構築について、検討し

てまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

高校を卒業し、地元就職していただいた人数は、直近では19名とお聞きしております。この19名が、少しずつでも、20、30、40と増えていくよう、私も、微力ながら、いろんな提案をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

給食費については、おおよそ8,000万円ほど、財源が必要であると認識しております。安定的にこの財源を確保することが、私は一番重要だと思いますので、国の動向も注視していただき、引き続き推進をしていただきたいと思います。

部活動の移動手段の構築では、スクールバスを活用し、実証実験を行うということで、検証結果を楽しみにしてお待ちしております。

以上で質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、イノシシ・シカの被害対策について、答弁を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 山村農林水産課長。

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 次に、イノシシ・シカの被害対策について、順次、お答えします。

まず、イノシシ・シカの被害の現状と傾向はどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

本市におけるイノシシ・シカの捕獲数は、平成30年度は、イノシシ292頭、シカ187頭、令和元年度は、イノシシ276頭、シカ255頭、令和2年度はイノシシ475頭、シカ337頭、令和3年度はイノシシ326頭、シカ729頭、令和4年度はイノシシ519頭、シカ913頭となっており、令和4年度は、イノシシ、シカともに過去最高の捕獲数で、特にシカの捕獲数が急増しております。

次に、イノシシ・シカ対策の取組はどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

まず、個人で農作物を守るための支援については、獣害防止のための電柵や金網設置に要する資材費の一部を補助しているほか、集落や農業者等のグループでえづけSTOP！対策に取り組む場合、熊本県のえづけSTOP！鳥獣被害対策事業を活用し、活動に要する経費の支援を行っております。

また、捕獲に従事する猟友会の方に対しては、緊急捕獲対策事業補助金として、イノシシ・シカの成獣を捕獲した場合、1頭当たり1万円、幼獣は5,000円を補助しております。このほかにも、担い手確保のために、わなや銃の免許を取得し、猟友会に加入した場合、狩猟免許取得費の

一部を補助しているほか、駆除活動費として、団体で捕獲する一斉捕獲活動費やハンター保険料、狩猟登録免許税等の一部補助を行っております。

さらに、熊本県のシカによる森林被害地域対策支援事業を活用し、捕獲通知機を設置し、シカ捕獲におけるわなの見回りの負担軽減や、それによる捕獲の効率化の検証等の実証試験を行っているところです。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 はい、ありがとうございました。

米づくりは、昔から88の手間がかかると言われておりますが、現在は機械化が進み、そんなに工程はないのかなと思っておりますが、イノシシやシカの電柵、またネット張りなどを考えますと、育苗から行う農家であれば、今も昔も、あまり手間は変わらないような気がしております。

令和4年度が、イノシシやシカともに過去最高の捕獲数ということで、特にシカの捕獲数が急増しているということでした。捕獲頭数が増えてきているということは、先ほど答弁にあった、いろんな施策が有効に活用されているという一面と、イノシシ・シカが、それ以上に増えてきているというふうにも考えられます。

私は、東部の方に住んでおりますが、イノシシ・シカに遭遇することも多く、ほかの方々からも、被害にあったという話は、よくお聞きしております。

答弁いただいたとおり、本市でも、地域・猟友会、そして行政と一体となり、取り組んでおられますが、イノシシ・シカの被害は続いております。さらなる対策が必要であると考えますが、今後の取組も含めて、見解をお尋ねいたします。

1点です。

○議長（岩村龍男君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 桑原議員の2回目のイノシシ・シカのさらなる対策、今後の取組も含めた見解について、お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、様々な対策でイノシシ・シカ等の駆除や被害防止に取り組んでおりますが、なかなか減らないのが現状です。

さらなる取組としては、令和5年度から、南志水地区と中小場地区の2か所の農地を守るため、国の鳥獣被害防止総合対策整備事業交付金を活用して、約6,000メートルのワイヤーメッシュ柵を、農地の周囲を囲むように設置する予定です。

また、今月、芦北地域振興局が中心となり、1市2町、JA芦北、熊本県農業共済組合、水俣芦北森林組合で組織する芦北地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会を設立しましたので、野生鳥獣による被害防止対策の充実・強化を図り、関係機関連携のもと、農林被害の軽減等に努めていきたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

私は平成28年3月の定例会で、近隣自治体と連携し、鳥獣被害対策の情報共有を行ってほしい、と質問しておりましたが、今回、1市2町と関係機関で組織される協議会が設立されたということで、喜ばしいことでもあります。ぜひ捕獲の連携も含めて、取り組んでいただくことを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、15分間休憩します。

午後2時6分 休憩

午後2時21分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提案理由の質疑に入ります。

日程第2 議第34号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（岩村龍男君） 日程第2、議第34号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第35号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第3、議第35号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第36号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第4、議第36号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につい

てを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第37号 水俣市水道条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第5、議第37号水俣市水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第38号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

○議長(岩村龍男君) 日程第6、議第38号令和5年度水俣市一般会計補正予算第4号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第39号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(岩村龍男君) 日程第7、議第39号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第40号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(岩村龍男君) 日程第8、議第40号令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第41号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩村龍男君） 日程第9、議第41号令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第42号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（岩村龍男君） 日程第10、議第42号令和5年度水俣市水道事業会計補正予算第1号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第43号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（岩村龍男君） 日程第11、議第43号令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第44号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（岩村龍男君） 日程第12、議第44号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第45号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議第46号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定について

- 日程第15 議第47号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第48号 水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第49号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議第50号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議第51号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議第52号 農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議第53号 農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議第54号 農業委員会委員の任命について
- 日程第23 議第55号 農業委員会委員の任命について
- 日程第24 議第56号 農業委員会委員の任命について
- 日程第25 議第57号 農業委員会委員の任命について
- 日程第26 議第58号 農業委員会委員の任命について
- 日程第27 議第59号 農業委員会委員の任命について
- 日程第28 議第60号 農業委員会委員の任命について
- 日程第29 議第61号 農業委員会委員の任命について
- 日程第30 議第62号 農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議第63号 農業委員会委員の任命について

○議長（岩村龍男君） 日程第13、議第45号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第31号、議第63号農業委員会委員の任命についてまで、19件を一括して議題とします。

議第45号

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条・第52条」を「第51条—第53条」に改め、「第53条・」を削る。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項後段中「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1号第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「利用定員の定員」を「利用定員」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の規定は令和5年4月1日から適用する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第46号

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の

制定について

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部の
に改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的
に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、
安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的
に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児
の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在
を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席
及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他
利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日
常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、こ
れを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため
の研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的
に実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的
とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼
児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事
情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合にお
いて、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代
わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第47号

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附則第2条中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は令和5年4月1日から適用する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第48号

水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

水俣市子ども・子育て会議条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項中「第77条」を「第72条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の水俣市子ども・子育て会議条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第49号

令和5年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,062,834千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,501,201	35,009	2,536,210
	2 国庫補助金	597,463	35,009	632,472

15 県支出金		1,601,155	35,008	1,636,163
	2 県補助金	717,860	35,008	752,868
補正されなかった款に係る額		11,890,461		11,890,461
歳 入 合 計		15,992,817	70,017	16,062,834

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6 商工費		436,467	70,017	506,484
	1 商工費	436,467	70,017	506,484
補正されなかった款に係る額		15,556,350		15,556,350
歳 出 合 計		15,992,817	70,017	16,062,834

議第50号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市大迫467番地2

氏 名 竹下 正治

生年月日 昭和24年5月1日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第51号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市古賀町1丁目3番21号

氏 名 廣島 康雄

生年月日 昭和29年1月12日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第52号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8

条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市丸島町2丁目13番11号

氏 名 坂本 隆司

生年月日 昭和27年10月16日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第53号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市南福寺8番61号

氏 名 稲田 祐市

生年月日 昭和33年9月22日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第54号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市袋1207番地3

氏 名 山内 英明

生年月日 昭和30年4月24日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第55号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市袋2208番地280
氏 名 鬼塚 浩三
生年月日 昭和38年11月30日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第56号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市月浦269番地5
氏 名 金田一 充章
生年月日 昭和32年4月5日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第57号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市深川1042番地
氏 名 山下 隆敏
生年月日 昭和31年12月26日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第58号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市市渡瀬1199番地2
氏 名 前田 仁
生年月日 昭和29年4月27日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第59号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市石坂川370番地105
氏 名 西本 和代
生年月日 昭和37年5月24日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第60号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市湯出1325番地
氏 名 戸次 治夫
生年月日 昭和31年5月9日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第61号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市長崎942番地
氏 名 淵上 正嗣
生年月日 昭和26年7月19日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第62号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市久木野604番地1

氏 名 寒川 勝

生年月日 昭和28年12月3日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第63号

農業委員会委員の任命について

本市の農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市大川742番地3

氏 名 中村 清治

生年月日 昭和30年2月22日

(提案理由)

本市の農業委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第45号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第46号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第47号水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第48号水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第49号令和5年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,001万7,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ160億6,283万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第6款商工費に、L P ガス使用世帯物価高騰対応補助金を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金をもって調整いたしております。

次に、議第50号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市大迫に在住する竹下正治氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

竹下正治氏は、昭和24年5月1日生まれの74歳で、長年にわたり農業に従事されています。平成20年7月20日から農業委員として、平成29年7月20日から農地利用最適化推進委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第51号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市古賀町に在住する廣島康雄氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

廣島康雄氏は、昭和29年1月12日生まれの69歳で、市内の建設会社の代表取締役を務めておら

れます。平成29年7月20日から農業委員として活動されています。これまで農業はされておらず、農業に関して利害関係を有していないことから、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する唯一の中立委員として、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第52号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市丸島町に在住する坂本隆司氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

坂本隆司氏は、昭和27年10月16日生まれの70歳で、長年にわたり農業に従事されています。平成21年12月15日から平成28年3月30日までの期間と、平成29年7月20日から農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第53号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市南福寺に在住する稲田祐市氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

稲田祐市氏は、昭和33年9月22日生まれの64歳で、長年にわたり農業に従事されています。令和2年7月20日から、農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第54号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市袋に在住する山内英明氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

山内英明氏は、昭和30年4月24日生まれの68歳で、長年にわたり農業に従事されています。農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第55号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市袋に在住する鬼塚浩三氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

鬼塚浩三氏は、昭和38年11月30日生まれの59歳で、長年にわたり農業に従事されています。農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第56号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市月浦に在住する金田一充章氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

金田一充章氏は、昭和32年4月5日生まれの63歳で、長年にわたり農業に従事されています。令和2年7月20日から、農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第57号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市深川に在住する山下隆敏氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

山下隆敏氏は、昭和31年12月26日生まれの66歳で、長年にわたり農業に従事されています。農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第58号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市市渡瀬に在住する前田仁氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

前田仁氏は、昭和29年4月27日生まれの69歳で、長年にわたり農業に従事されています。平成29年7月20日から農地利用最適化推進委員として、令和2年7月20日から農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第59号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市石坂川に在住する西本和代氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

西本和代氏は、昭和37年5月24日生まれの61歳で、長年にわたり農業に従事されています。農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第60号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市湯出に在住する戸次治夫氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

戸次治夫氏は、昭和31年5月9日生まれの67歳で、長年にわたり兼業で農業に従事されています。平成26年7月20日から農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第61号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市長崎に在住する淵上正嗣氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

淵上正嗣氏は、昭和26年7月19日生まれの71歳で、長年にわたり農業に従事されています。令

和2年7月20日から農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第62号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市久木野に在住する寒川勝氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

寒川勝氏は、昭和28年12月3日生まれの69歳で、長年にわたり農業に従事されています。農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

次に、議第63号農業委員会委員の任命について申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、水俣市大川に在住する中村清治氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

中村清治氏は、昭和30年2月22日生まれの68歳で、長年にわたり農業に従事されています。平成26年7月20日から農業委員として活動され、農業に関する高い識見、豊富な知識及び経験を有していることから、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる適任者と考えます。

なお、以上14名の任期については、令和5年7月20日から3年間であります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第45号から議第63号までについて、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時36分 休憩

午後2時36分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の審議に入ります。

議第45号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第63号農業委員会委員の任命についてまで、本19件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第34号から議第49号は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

なお、議第50号から議第63号までの人事案14件は、委員会の付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、議第50号から議第63号までの14件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

○議長（岩村龍男君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、29日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、28日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時37分 散会

令和5年6月29日

令和5年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

令和5年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和5年6月29日（木曜日）

午前10時0分 開議

午後0時18分 閉会

（出席議員） 15人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	淵上 美緒君
杉本 康宏君	森川 武治君	木戸 理江君
岩村 龍男君	高岡 朱美君	藤本 壽子君
小路 貴紀君	桑原 一知君	真野 頼隆君
牧下 恭之君	田口 憲雄君	松本 和幸君

（欠席議員） 1人

吉野 誠君

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（橋本 晃君）
主 任（宮崎 聖子君）	主 任（森 ちひろ君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（中谷 衛君）	福祉環境部長（堤 茂君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総務企画部次長（岡本 夫美代君）	産業建設部次長（田中 真也君）
上下水道局長（永田 久美子君）	総合医療センター事務部総務課長（上田 敬祐君）
総務企画部市長公室長（白本 亮君）	総務企画部総務課長（岩井 浩昭君）
総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）	

○議事日程 第5号

令和5年6月29日 午前10時開議

- 第1 議第34号 専決処分の報告及び承認について
専第7号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第2 議第35号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第36号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第37号 水俣市水道条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第38号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第6 議第39号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第7 議第40号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議第41号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議第42号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議第43号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議第44号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第12 議第45号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第46号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第47号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第48号 水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第49号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第17 請第1号 学校給食費に関する請願について
- 第18 議第50号 農業委員会委員の任命について
- 第19 議第51号 農業委員会委員の任命について
- 第20 議第52号 農業委員会委員の任命について
- 第21 議第53号 農業委員会委員の任命について
- 第22 議第54号 農業委員会委員の任命について
- 第23 議第55号 農業委員会委員の任命について
- 第24 議第56号 農業委員会委員の任命について
- 第25 議第57号 農業委員会委員の任命について

- 第26 議第58号 農業委員会委員の任命について
- 第27 議第59号 農業委員会委員の任命について
- 第28 議第60号 農業委員会委員の任命について
- 第29 議第61号 農業委員会委員の任命について
- 第30 議第62号 農業委員会委員の任命について
- 第31 議第63号 農業委員会委員の任命について
- 第32 委員会閉会中の継続審査・調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

- 第33 議第64号 工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

吉野誠議員から体調不良のため、本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせします。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、タブレットに掲載し配付しておきました。

次に、本日、市長から議決案1件の提出がありましたので、タブレットに掲載し配付しておきました。

次に、本日の議事は、タブレットに掲載の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

-
- 日程第1 議第34号 専決処分の報告及び承認について
専第7号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議第35号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第3 議第36号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第37号 水俣市水道条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第38号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議第39号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第40号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第41号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第42号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第43号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第44号 水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第12 議第45号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て
支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第13 議第46号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第14 議第47号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第48号 水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第49号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 請第1号 学校給食費に関する請願について

○議長（岩村龍男君） 日程第1、議第34号専決処分の報告及び承認についてから、日程第17、請
第1号学校給食費に関する請願についてまで、17件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長真野頼隆議員。

（総務産業委員長 真野頼隆君登壇）

○総務産業委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託
されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第34号専決処分の報告及び承認について、専第7号令和5年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

本案は、電力・ガス・食料品等価格高騰の緊急支援、5月の大雨による災害復旧等のため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費を計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の物価高騰に係る交付金の総額をただしたのに対し、緊急支援の重点交付金分が1億264万8,000円、推奨事業メニュー分が1億335万5,000円である。不足分は秋に再度内示があり、交付予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第36号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地の一部住宅の除却に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第37号水俣市水道条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和5年10月1日から施行される消費税の適格請求書等保存方式に対応するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第38号令和5年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第6款商工費に、湯の岬地区観光開発事業などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、地方道路等整備事業ほか3件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、防災フェスタの内容についてただしたのに対し、防災フェスタは水俣市総合防災訓練を兼ねており、消防、自衛隊、警察等の関係団体に防災関連の出展をしてもらい、昨年度は約3,000人の来場があった。その際に、気象予報士に、子供たちを対象とした雲を作る実験等の

展示をしてもらい好評であったため、今年度も実施を計画しているとの答弁がありました。

また、湯の児観光浮棧橋の利用方法と設置場所をただしたのに対し、釣り船や桜の季節の花見船運航の拠点として利用している。現在は破損しているため一時的に丸島港に係留しているが、通常は「湯の児 海と夕やけ」の前に係留しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第42号令和5年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める、収益的収入の額を66万円増額して、補正後の収益的収入の額を4億4,864万3,000円に、収益的支出の額を43万2,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億8,705万4,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入には児童手当繰入金を増額、収益的支出には職員の人事異動に伴う人件費の調整を行っているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第43号令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を932万円増額して、8億7,690万7,000円に、収益的支出の額を932万円増額して、8億7,690万7,000千円とし、令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を32万8,000円減額して、2億6,120万円に、資本的支出の額を32万8,000円減額して、5億5,379万1,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入において、職員の人事異動に伴う他会計補助金の増額を行っている。また、収益的支出において、職員の人事異動に伴う人件費の増額を行っている。

このほか、資本的収入において、職員の人事異動に伴う他会計補助金の減額を行っている。また、資本的支出において、職員の人事異動に伴う人件費の減額を行っているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第44号水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について申し上げます。

水俣市過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるもので、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、過疎債の対象となる事業の種類はどのようなものがあるか、ソフト事業もハード事業も認められるのかとただしたのに対し、対象となる事業の種類は、地域における情報化に関

するもの、交通施設、医療の確保に関するもの、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興等、多岐にわたり、ソフト事業もハード事業も認められるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第49号令和5年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,001万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ160億6,283万4,000千円とするものである。

補正の内容としては、第6款商工費に、L P ガス使用世帯物価高騰対応補助金を計上している。

なお、財源としては、第15款県支出金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、市内9,703世帯が対象となることだが、補助金の申請方法はどのようになっているのかとただしたのに対し、あくまで予定だが、9月から12月までの期間に、市民が直接申請する必要があるとの答弁があり、委員から、申請漏れがないよう、市民及びガス事業者に対して、周知広報を徹底するようとの意見がありました。

併せて、L P ガスを利用していない世帯への補助は考えていないのかとただしたのに対し、電気、都市ガス、ガソリンは国が直接卸元に補助を行い、価格低減がなされているという前提である。一方、L P ガスは販売店によってかなり価格に差があり平準化が難しいため、卸元での価格低減ではなく各自治体で補助を行うものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

まず、専決処分されました議第34号令和5年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

本案は、電力・ガス・食料品等価格高騰の緊急支援のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第3款民生費に低所得者への価格高騰重点支援給付事業、放課後児童健全育成事業を計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第21款市債をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、放課後児童健全育成事業の事業内容についてただしたのに対し、第二小学校の出入口のある空き教室を改修し、既設の施設と併用して利用する。学校側との責任の所在については、同じく学校内に学童クラブを設置している第一小学校と同様の取扱いで運営するとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第35号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業補助金交付要領の改正により助成対象者が拡大されたため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第38号令和5年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第4款衛生費に、省エネ家電製品買換え促進補助金、第9款教育費に、新型コロナウイルス感染症対策学校給食会計補助金などを計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、スクールバスの安全対策についてただしたのに対し、送迎用バスの置き去り防止を支援する装置をスクールバス7台に設置するとの答弁がありました。

また、人権教育の内容についてただしたのに対し、袋小学校を指定し、子どもの人権に焦点を当てて研究に取り組むとの答弁がありました。

また、マイナンバーカードを活用した書かない窓口システムの導入についてただしたのに対し、当初予算で計上したものであるが、システムのデモを行い、より使いやすく安価なシステムの導入を目指しているとの答弁がありました。

また、省エネ家電買換え促進補助金交付事業の事業内容についてただしたのに対し、対象製品は、日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が2027年度基準で86%以上のエアコン及び2021年度基準で100%以上の電気冷蔵庫である。製造年が9年以上前、2014年以前の製品の買換えに限る。市内の店舗からの購入に限られており、家庭で使用するものが対象で、事業所で使用するものは対象外であるとの答弁がありました。

特に、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第39号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ969万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ36億2,924万円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額、運営協議会費の増額、国民健康保険特別対策費の増額を計上している。

これらの財源としては、第6款繰入金、第8款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第40号令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ86万5,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億7,774万9,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額を計上している。

この財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第41号令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ511万4,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ37億4,785万2,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款総務費において、人事異動に伴う人件費の調整を計上している。

これらの財源としては、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第45号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第46号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議47号水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第48号水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に請第1号学校給食費に関する請願について申し上げます。

本請願については、給食費無償化を進めていくためにも、ぜひ意見書をあげたほうがよい。請願の代表者の説明では、請願の趣旨が分かりかねる。水俣市は月1,000円を補助しており、県下14市のうち上位であり、負担は軽減されている。熊本県市議会議長会の中で、国においても次年度に向けてしっかり検討が進められていると聞いているので、あえて意見書を出す必要はないとの意見が出されました。

採決の結果、賛成少数となり、不採択とすべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年6月23日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
-------	-----	-------	-----

議第34号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第3号）中付託分	承認	全員賛成
議第36号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第37号	水俣市水道条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第38号	令和5年度水俣市一般会計補正予算（第4号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第42号	令和5年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第43号	令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第44号	水俣市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決	全員賛成
議第49号	令和5年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年6月23日

厚生文教常任委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 岩村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第34号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第3号）中付託分	承認	全員賛成
議第35号	水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第38号	令和5年度水俣市一般会計補正予算（第4号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第39号	令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第40号	令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第41号	令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第45号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第46号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第47号	水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第48号	水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
請第1号	学校給食費に関する請願について	不採択	賛成少数

○議長（岩村龍男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

高岡朱美議員から、請第1号についての討論の通告があります。

これから発言を許します。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

請第1号学校給食費に関する請願について、賛成の立場で討論を行います。

本請願は、1点目に、国に給食費の無料化を求める意見書の提出を求めています。

御存じのように、これまで国は、地方が独自に給食費を補助することを認めてはいますが、国の独自の事業とすることを検討したことはありません。

一方、地方では、本市を含め、独自に補助する自治体は、急速に広がっています。2022年12月時点で、小学校中学校ともに完全無料化している自治体は254か所、小学校のみが6か所、中学校のみは11か所となっています。本市のように、一部補助を含めれば相当数に上ります。

その背景には、コロナや物価高騰による生活困窮世帯の増加という切実な問題や、少子化、人口減少が深刻な自治体にとっては、子育て世帯を流出させないための定住策という側面もあります。国の物価高騰対策は、非課税世帯やひとり親世帯を対象とした数回の定額給付で、その効果は一時的であるのに対し、毎月の給食費補助は、全子育て世帯に対して平等に、継続的に行われ、子供を直接支援する優れた政策です。

しかし、深刻さを増す子供の貧困や、出生率1.26という日本の存亡が危ぶまれるような衝撃的な数字が、このような、各自治体がばらばらに行うサービスだけで解決するはずがありません。この事態を打開する最大の責任を負っているのは国です。そして私たちは、この国の主権者として、また、結果を引き受けるものとして、受け身であってはならないのではないのでしょうか。

水俣市議会としても、あらゆる機会を捉え、できることをすべきです。

岸田首相の異次元の少子化対策は、当初8兆円規模と言われていましたが、3兆5,000億円へと縮小してきており、給食費無料化に関してはあまり前向きな議論は聞かれていません。

そのような中で、自治体から多くの意見書が出されれば、議論を後押しする力になると確信をいたします。

そもそも憲法第26条は、「義務教育は、これを無償とする」と規定し、食育推進基本計画は、学校給食を教育の一環と明確に位置づけています。学校給食費無料化は、憲法が求める姿に、より近づくことであり、法的正当性ととも、社会情勢に照らし、十分な妥当性があるということも指摘したいと思います。

2点目の本市における給食費補助の増額は、国に対策を求めつつも、積極的な自助努力を求めるものです。子育て中の方から、給食費1,000円補助を評価する声を聞いてまいりました。

私たち日本共産党が選挙前に行ったアンケートで、子育て支援策として、給食費無料化を求め

る声が最も多かったことは、これを裏づけるものでした。この多くの市民の声を代弁した請願を議会として採択しない理由はどこにも見当たりません。

以上、請第1号に賛成する理由を述べました。

多くの議員の皆様のご賛同を求め、討論を終わります。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 桑原議員。

○桑原一知君 真志会の桑原一知です。

私は、請第1号学校給食費に関する請願について、反対の立場で討論いたします。

まずは、給食費無償化のための継続的かつ安定的な財源を確保することが最も重要であります。これを踏まえ、政府の方向性はどうかということですが、既に公立小中学校の給食費の将来的な無償化を検討する方針を打ち出しており、今後は、財源や時期について議論が進むと考えております。

また、本市は、小中学校給食費の段階的な負担軽減で、将来は無償化へということで、現在は1,000円の補助を実施しており、課題はありますが、引き続き計画的かつ積極的に進めていくということでもあります。

以上のことから、請願内容については、既に取り組が進んでおり、必要ないと考えます。

よって反対であります。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第34号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員会の審査報告は承認であります。

本件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員会の審査報告のとおり承認しました。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第35号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第49号令和5年度水俣市一般会計補正予算第5号まで、15件

を一括して採決します。

本15件に対する委員会の審査報告は、いずれも可決であります。

本15件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、本15件はいずれも委員会の審査報告のとおり可決しました。

○議長(岩村龍男君) 次に、請第1号学校給食費に関する請願について採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

したがって、請願本件についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

(賛成の議員は賛成ボタンを押す。)

○議長(岩村龍男君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ボタンの使用を終了します。

賛成少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第18 議第50号 農業委員会委員の任命について
日程第19 議第51号 農業委員会委員の任命について
日程第20 議第52号 農業委員会委員の任命について
日程第21 議第53号 農業委員会委員の任命について
日程第22 議第54号 農業委員会委員の任命について
日程第23 議第55号 農業委員会委員の任命について
日程第24 議第56号 農業委員会委員の任命について
日程第25 議第57号 農業委員会委員の任命について
日程第26 議第58号 農業委員会委員の任命について
日程第27 議第59号 農業委員会委員の任命について
日程第28 議第60号 農業委員会委員の任命について
日程第29 議第61号 農業委員会委員の任命について

日程第30 議第62号 農業委員会委員の任命について

日程第31 議第63号 農業委員会委員の任命について

○議長（岩村龍男君） 日程第18、議第50号農業委員会委員の任命についてから、日程第31、議第63号農業委員会委員の任命についてまで、14件を一括して議題とします。

これから討論に入ります。

本14件については、討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第50号から議第63号は、人事案件ですので、これより1件ずつ採決します。

まず、議第50号農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第51号農業委員会委員の任命について、採決します。

本件について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第52号農業委員会委員の任命について採決します。

本件について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第53号農業委員会委員の任命について採決します。

本件について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第54号農業委員会委員の任命について採決します。

本件について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第55号農業委員会委員の任命について採決します。

本件について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第56号農業委員会委員の任命について採決します。

本件について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第57号、農業委員会委員の任命について採決します。

本件について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第58号、農業委員会委員の任命について採決します。

本件について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第59号農業委員会委員の任命について採決します。

本件について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

次に、議第60号、農業委員会委員の任命について採決します。

本件について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。
次に、議第61号農業委員会委員の任命について採決します。
本件について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。
次に、議第62号農業委員会委員の任命についてを採決します。
本件について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。
次に、議第63号農業委員会委員の任命についてを採決します。
本件について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

日程第32 委員会閉会中の継続審査・調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長(岩村龍男君) 日程第32、委員会の閉会中継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会について、審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に対する

ことに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和5年6月23日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和5年6月23日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第1号	加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和5年6月22日

議会運営委員長 小 路 貴 紀

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第33 議第64号 工事請負契約の締結について

○議長（岩村龍男君） 日程第33、議第64号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議第64号

工事請負契約の締結について

水俣市立総合体育館大アリーナ空調等設備設置工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和5年6月29日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工 事 名 水俣市立総合体育館大アリーナ空調等設備設置工事
- 2 工 事 内 容 空調等設備設置工事
大アリーナ部分：輻射式空調（室外機2台）
観客席部分：空冷ヒートポンプ式空調（室内機20台、室外機4台）
- 3 工 事 場 所 水俣市中央公園1番地
- 4 契 約 金 額 349,228,000円
- 5 契約の相手方 水俣市古賀町2丁目5番29号
飯塚・立尾建設工事共同企業体
代表者 飯塚電機工業株式会社水俣営業所
所長 松尾 知徳

（提案理由）

水俣市立総合体育館大アリーナ空調等設備設置工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明をお願いします。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第64号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市立総合体育館大アリーナ空調等設備設置工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和5年6月15日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額3億4922万8,000円で、飯塚・立尾建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第64号について、提案理由を御説明申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のため、しばらく休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時36分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど提案理由の説明がありました議第64号工事請負契約の締結について、質疑を行います。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりましたので、議第64号は、議事日程記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

この際、委員会審査のために、しばらく休憩します。

午前10時37分 休憩

午後0時11分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど総務産業委員会に付託しておりました議第64号、工事請負契約の締結について、委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、タブレットに掲載し配付しておきました。

これから委員長の審査報告を求めます。

総務産業委員長 真野頼隆議員。

（総務産業委員長 真野頼隆君登壇）

○総務産業委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

議第64号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市立総合体育館大アリーナ空調等設備設置工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

令和5年6月15日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額23億4,922万8,000円で、飯塚・立尾建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受け…。

○議長（岩村龍男君） 暫時休憩します。

午後0時13分 休憩

○議長（岩村龍男君） 再開します。

○総務産業委員長（真野頼隆君） 契約金額3億4,922万8,000円で、飯塚・立尾建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、入札参加者と契約の相手方を選定した理由をただしたのに対し、飯塚・立尾建設工事共同企業体と九電工・興南建設工事共同企業体の2件が入札に参加し、価格が低かった飯塚・立尾建設工事共同企業体を選定したとの答弁がありました。

また、契約金額が約3億5,000万円だが、予算の内訳はどのようになっているかとただしたのに対し、当初予算では全体で5億円を計上していたが、そのうち大アリーナの空調等設備設置工事の入札結果は、3億5,000万円であった。財源は、緊急防災減災事業債を10割充当し、7割は交付税措置となっている。残りの3割について、4分の3が県からの補助、4分の1が市の負担となっているとの答弁がありました。

また、当初予算と契約金額の差額が大きかった理由をただしたのに対し、防水対策に係る工事費等によるものとの答弁がありました。

併せて、当初予算と契約金額の差額で、小アリーナへの空調等設備設置を行っていくのかとただしたのに対し、補助をしている県との協議も必要になるが、小アリーナへの空調等設備の設置を進めていくとの答弁がありました。

また、防水対策の詳細についてただしたのに対し、電気室周りについて、鋼製の扉を防水タイプの扉にする、壁の部材のつなぎ目のシーリング、壁自体の防水塗装等の防水対策を行う。可能な限り、水の浸入を防ぐための工事を行うとの答弁がありました。

また、大アリーナへの空調等設備設置は、避難所に優先的に設置する目的があったと思うが、停電への対応はどのようになっているのかとただしたのに対し、発電装置により、館内の電気等を一時的に復旧させることができるが、大アリーナの空調設備は、容量等の関係で、一時的な発電装置では復旧できないとの答弁がありました。

また、工事期間と工事期間中の利用についてただしたのに対し、契約締結後、請負業者が空調機器をメーカーに発注し、機器が届いてから工事開始となるため、10月23日以降に現地での工事を開始する見込みである。工事が始まると、大アリーナは利用停止となるので、利用者に周知し、御理解いただくことになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年6月29日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第64号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成

○議長（岩村龍男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから、委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで、討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

○議長（岩村龍男君） これから採決します。

議第64号、工事請負契約の締結についてを採決します。

本件に対する委員会の審査報告は可決であります。

本件は委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の審査報告のとおり可決しました。

○議長（岩村龍男君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで、令和5年第3回水俣市議会定例会を閉会いたします。

午後0時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩村 龍男

署名議員 杉 迫 一 樹

署名議員 田 口 憲 雄

令和5年5月第3回水俣市議会臨時会（6月8日～6月29日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第34号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	6月8日	各 委	6月29日 承 認	
議第35号	水俣市重度心身障害者医療費助成に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	6月8日	厚生文教	6月29日 原案可決	
議第36号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の 制定について	6月8日	総務産業	6月29日 原案可決	
議第37号	水俣市水道条例等の一部を改正する条例の 制定について	6月8日	総務産業	6月29日 原案可決	
議第38号	令和5年度水俣市一般会計補正予算（第 4号）	6月8日	各 委	6月29日 原案可決	
議第39号	令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会 計補正予算（第1号）	6月8日	厚生文教	6月29日 原案可決	
議第40号	令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）	6月8日	厚生文教	6月29日 原案可決	
議第41号	令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予 算（第1号）	6月8日	厚生文教	6月29日 原案可決	
議第42号	令和5年度水俣市水道事業会計補正予算 （第1号）	6月8日	総務産業	6月29日 原案可決	
議第43号	令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正 予算（第1号）	6月8日	総務産業	6月29日 原案可決	
議第44号	水俣市過疎地域持続的発展計画の変更につ いて	6月8日	総務産業	6月29日 原案可決	
議第45号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業並びに特定子ども・子育て支援施 設等の運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例の制定について	6月22日	厚生文教	6月29日 原案可決	
議第46号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について	6月22日	厚生文教	6月29日 原案可決	
議第47号	水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例の制定について	6月22日	厚生文教	6月29日 原案可決	
議第48号	水俣市子ども・子育て会議条例の一部を改 正する条例の制定について	6月22日	厚生文教	6月29日 原案可決	
議第49号	令和5年度水俣市一般会計補正予算（第 5号）	6月22日	総務産業	6月29日 原案可決	

議第50号	農業委員会委員の任命について (竹下 正治君)	6月22日	省 略	6月29日 同 意	
議第51号	農業委員会委員の任命について (廣島 康雄君)	6月22日	省 略	6月29日 同 意	
議第52号	農業委員会委員の任命について (坂本 隆司君)	6月22日	省 略	6月29日 同 意	
議第53号	農業委員会委員の任命について (稲田 祐市君)	6月22日	省 略	6月29日 同 意	
議第54号	農業委員会委員の任命について (山内 英明君)	6月22日	省 略	6月29日 同 意	
議第55号	農業委員会委員の任命について (鬼塚 浩三君)	6月22日	省 略	6月29日 同 意	
議第56号	農業委員会委員の任命について (金田一 充章君)	6月22日	省 略	6月29日 同 意	
議第57号	農業委員会委員の任命について (山下 隆敏君)	6月22日	省 略	6月29日 同 意	
議第58号	農業委員会委員の任命について (前田 仁君)	6月22日	省 略	6月29日 同 意	
議第59号	農業委員会委員の任命について (西本 和代君)	6月22日	省 略	6月29日 同 意	
議第60号	農業委員会委員の任命について (戸次 治夫君)	6月22日	省 略	6月29日 同 意	
議第61号	農業委員会委員の任命について (淵上 正嗣君)	6月22日	省 略	6月29日 同 意	
議第62号	農業委員会委員の任命について (寒川 勝君)	6月22日	省 略	6月29日 同 意	
議第63号	農業委員会委員の任命について (中村 清治君)	6月22日	省 略	6月29日 同 意	
議第64号	工事請負契約の締結について	6月29日	総務産業	6月29日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第6号	繰越明許費の報告について	6月8日
報告第7号	事故繰越の報告について	6月8日
報告第8号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月8日
報告第9号	専決処分の報告について	6月8日
報告第10号	株式会社みなまたの経営状況報告について	6月22日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	5月15日	総務産業	5月15日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	5月15日	厚生文教	5月15日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	5月15日	議会運営	5月15日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔請願〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第1号	学校給食費に関する請願について	水俣市葛渡 260番地2 久木田 尚子	厚生文教	6月8日	6月29日 不採択

〔陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第1号	加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情について	水俣市桜井町 2丁目2-28 森下 孝子	厚生文教	6月8日	6月29日 継続審査